

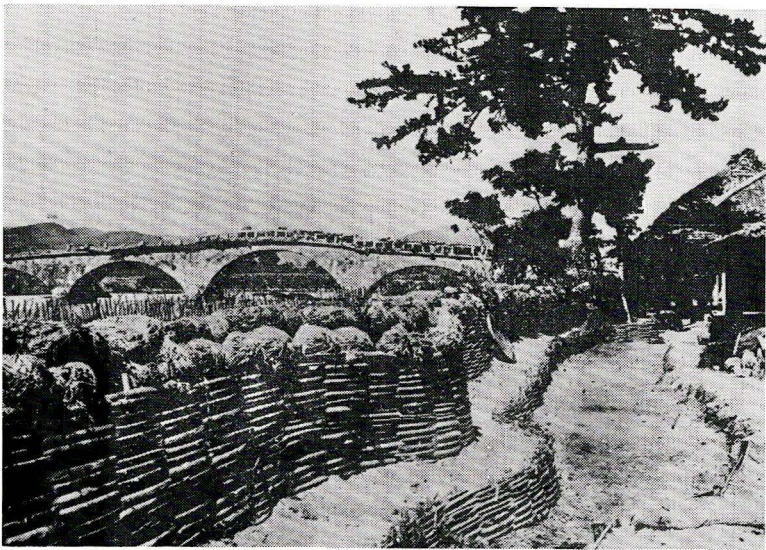
鹿兒島県史料

西南戦争

第一卷



城山南西付近の防塁（鹿児島市内）



甲突川武之橋付近の工事（鹿児島市内）

（写真はペンタックスギャラリー提供）

## 序

このたび、鹿児島県史料として「西南戦争 第一巻」を発刊することに  
なり、まことに喜びに堪えません。

明治維新の大業に献身し、近代日本の黎明を切り開き、巨大な礎石とな  
った西郷南洲以下私学校党等が、空しく賊名を負って城山の露と消え、鹿  
児島城の煙とともに散った明治十年戦争から、早くも百年を経ました。

この西南戦争百年の節目にのぞみ、全三巻の西南戦争史料集を刊行する  
ことになりました。こんにち、幾多の西南戦争史や研究書が刊行されてお  
りますが、まとまった史料集はいまだ出版されておりません。したがって  
西南戦争を歴史的に再評価するうえからも、このたびの刊行の意義は大き  
いものと存じております。

本県では、現在、学術的な史料集として「薩藩舊記雑録」と「忠義公史  
料」を継続刊行いたしております。

これは、県民に対して、歴史の原典を文化遺産として後世へ残すとも  
に、郷土の歴史に対する誇りと関心を高め、また広く歴史の研究と教育の

発展に資するという大きな抱負のもとに行なっている文化事業であります。

本書は、東京大学史料編纂所・国立国会図書館・長崎県立図書館その他の所蔵史料によって、昭和五十一年度から編集を進めてまいりました。本巻は主として政府側あるいは第三者の手になる史料が中心となっております。

このたびの発刊にあたり、出版を許諾された東京大学史料編纂所をはじめ関係機関や、終始ご指導いただきました顧問・委員の先生方その他ご協力くださいました方々に深く感謝の意を表したいと存じます。

昭和五十三年一月

鹿児島県知事

鎌田 要人

## 解題

鹿兒島征討始末は、東京大学史料編纂所現蔵の西南戦争政府側史料である。史料編纂所は東京大学付属研究所の一つであるが、その起源は、明治四年（一八七一）四月四日、明治天皇が三條實美に送った御沙汰書による史料編輯国史校正局に始まるとされている。これは東京麹町表六番町の旧和学講談所（塙邸）内におかれ、三條實美を総裁として発足し、五月には昌平校に移して国史編輯局と云つたが、同年十二月には閉鎖された。次に明治政府の基礎が固まつた明治五年、太政官正院のなかに歴史・地誌の二課が設けられ、国史編輯局の事業が引継がれている。このうち歴史課は明治八年（一八七五）修史局と改称し、薩摩出身の伊地知貞馨（前名堀伸左衛門）が総裁に就任している。明治十年には修史局を廃して改めて修史館を太政官に設置したが、当時の職員には薩摩出身の重野安禔などが活躍している。次で明治十四年には職制が改正され、重野を中心にして編年史の編纂と編年史の編修が行なわれた。明治十九年（一八八六）に至ると内閣制度の確立によつて臨時修史局と改まり、明治二十一年にはじめて東京帝国大学に移管され臨時編年史編纂掛になつている。更に明治二十四年には、前年内務省より東大に移管されていた地誌編纂掛を合併して史誌編纂掛と改称された。その後も数度の変遷・改編を経て、文科大学（のち文学部）の史料編纂掛となり、昭和四年（一九二九）には史料編纂所と改称し、戦後昭和二十五年（一九五〇）に文学部より独立して今日に至つている。

ところで、鹿兒島征討始末は明治十年西南戦争関係史料であり、当然十年以降の編さんであつて、「太政官」の印刷入りの縦線罫紙が使用されている。恐らく伊地知貞馨が総裁であつた修史館時代の編さんであり、編さん者では、頭註に散見する岡谷署名の史料考証があり、また後述史料「西南之役懲役人質問」等より、本史料の編

さんには岡谷繁實が大きな役割を果しているようである。

岡谷繁實は幕末の志士で館林藩士。天保六年（一八三五）山形城下に生れた。幼にして文武を修め、殊に漢学に精通し文才に恵れた。青年時代は藩主秋元志朝につかえ、維新後は明治政府の行政官となり修史館に勤めた。のち辞して歴史を研究し、「名将言行録」等を著している。大正八年（一九一九）八十五才で没しているので、明治十年頃は四十二才の働き盛りである。

さて一説には、明治政府が伊地知貞馨や重野安繹等に命じて明治八年に発足させた修史局は、大久保利通の密命にもとづき維新史料（とくに西郷一派の政治史料）を改竄せしめることにあつたと云われるが、この「鹿兒島征討始末」では、そのような点は感ぜられない。勿論編さんの時期が明治十年以降の修史館時代のものであり、翌年五月には大久保も暗殺されている。

此の西南戦争関係史料は全五巻より成っているが、後二巻は次の「鹿兒島征討始末 別録」に納められている。巻一に史料二十点を入れる。西南戦争においては、政府は事前に広範囲に且つ緻密な諜報活動を行なつて情報収集につとめた。それは各県々令、検察官、警察官、諜謀員等より寄せられている。熊本県権令の鹿兒島景況聞取書、志方検事上申書、長崎警察所聞取書、木庭賀前外熊本探偵書、高原・佐土原等景况報知等がそれである。戦中の報告も志方検事によつて熊本実地目撃次第聞取書及び田原坂戦報として寄せられている。薩軍開戦の名分とされた中原警部等の口供書を付した大山鹿兒島県令から各府県・鎮台への通知書もここに収録されている。また開戦の直接の導火線となつた海軍磯火薬庫の襲撃事件の顛末を、鹿兒島造船所次長菅野海軍少佐見聞書として詳細に報告がなされている。

巻二には、田原坂・熊本・山鹿・高瀬・吉次越・八代口等の戦況が報ぜられるとともに、長崎県よりの八代口、志方検事の熊本探偵書が収められている。また福岡・大分県下における騒擾の模様も報ぜられている。熊本籠城中形況概略及び官軍熊本入城報知等もここに収録されている。興味ある史料としては、大坂府外二県よりの軍資

献金願及び堺県下より従軍願が提出されているが、政府はこれを断つてゐる。

卷三には、佐野常民等の博愛社設立書類が出されている。また島根県士族河田景與より従軍願が提出されているが、政府は前例にならないこれを断つてゐる。戦場報告は佐伯・竹田・川尻口・鹿兒島各地から送られ、臨時裁判所某の日記は、五月一日より二十四日までの鹿兒島市中の模様を詳細に報じてゐる。このほか征討費支出高一覧表も収められている。

鹿兒島征討始末 別録は、「鹿兒島征討始末」の続編で二卷より成る。

卷一には、警視庁巡查密偵事件の端緒となつた谷口登太陳述書をはじめ、大山綱良より北島秀朝・月形潔宛書翰及び西郷より大山綱良への書状等を入れている。ここにも鹿兒島県下の景況及び探偵書を収めているが、特に薩軍戦死者兒玉實美の遺留品中にあつた従軍日記自二月十二日至三月十六日は薩軍の緒戦の行動を示すものとして珍しい。

卷二には、警視庁所属の巡查(学生を含む)で薩軍に捕縛され、救出されてのち東京において認めた始末書(手続書とも)二十一名分全文を掲げている。

熊本鎮台戦闘日記は、明治十年二月二十二日から四月十五日までの、いわゆる熊本籠城期間中の戦闘日記である。月日を追つて毎日の戦闘状況を克明に記し、政府軍・薩軍ともに毎日の激しい攻防に、苦戦の経過が鮮かに描き出されている。

なお随所に、病院日誌・武庫日誌・会計日誌の項が設けられている。病院日誌は、軍医部関係とでもいふべきもので、時折の死傷者数や病院の活動などが記されている。武庫日誌は、兵器部管轄のもので、兵器の出納・修理や分捕兵器などについて記している。特に薩軍が銃丸の乏しさに苦悩した惨状が見える。会計日誌は、経理部所管のもので、特に籠城用の食糧集めに腐心している。また在庫品高や消費高を細かく計算して、あと何日間の

籠城を支え得ると記している。

末尾に、明治十年四月十五日熊本鎮台司令長官陸軍少将谷干城の名で、総督殿下に献じた「熊本守城概略」なる簡単な報告書が付してある。

本書は、明治十五年参謀本部によつて刊行されている。この刊行本には、二月十四日から二十一日までの籠城以前の記載がある。籠城前史として貴重と思われるので、参謀本部刊行本によつて、本書に補正収録した。また、亦々、猶ホ、将サニなどの送仮名は、参謀本部刊行本にはないが、本書では底本に従つて全部残した。

熊本籠城日誌（熊本県庁）は、明治十年二月三日夜の鹿児島燔燔庫襲撃から筆を起し、同年四月十六日熊本県庁が元の場所に復帰するまでの政府熊本県庁の日誌である。

二月十八日の条には、八代萩原の薩軍の宿舎で、官員の近藤一等属ら四名と薩軍の河野・宮内・岩下との間に応答が行なわれた。上京の理由から問答をはじめ、兵器携行の段に至ると、我「帯刀モ今日ハ国禁ナリ、其儘指通シガタシ」、彼「成ルヘク平穩ニテ通行ノ積リナリ、然レトモ万一巡查等ヨリ疎暴ニ指留ルヤモ難計、依テ用心ノ為メ帯刀セリ」と応接の経過を記している。

熊本市街地や周辺における戦闘が、毎日の記録に鮮明に描き出されている。その間隙を縫つて、森下六等属が食糧集めに奔走する記事もある。

三月十一日の条には、薩摩陣中から放つた矢文写しを載せている。その末尾に「おふゑんハ皆うちやぶれり、籠城のともから兵きヲすてゝくだるものハ、いち命ヲたすくるものなり」と結んでいる。

四月八日の条には、「籠城殆ント五十日ニ及ヒ、糧食尚十余日分ヲ剩スト雖、南北ノ官軍進入の期終ニ難計ヲ以テ」籠城軍は、細密な進撃突出の計画を立て、それを実行して成果を得た。日誌に「抑籠城以來進撃スルコト四度、坪井・段山・京町及ヒ本日トス、……大ニ賊胆ヲ落破シ大快戦ト称スヘキハ、本日ヲ以テ第一トス」と記



している。

四月十五日の条には、「午後第四時過、植木口ヨリ進来ノ団兵、城北口ノ賊兵ヲ撃破シ、陸續入城セリ、是ニ於テ四方ノ囲ミ悉ク解ケ、熊本城下全ク鎮定セリ」と嬉しい安堵の記事がある。

四月十六日の条には、「開戦以来本日マテ賊兵ノ死傷七百七拾人、内死二百六拾人ナリ」と報じている。また鎮台大小銃・諸種彈丸元高並消耗現在員数も掲げている。

なお底本には、中原尚雄・園田長照・前田素志・野村綱の口供書や大山県令の征討総督宮への三月三日付届書も収めているが、他と重複するので、本書ではその旨を記して削除した。

熊本籠城日記（品川彌二郎）は、政府派遣の内務省大書記官品川彌二郎の日記で、熊本籠城日誌（熊本県庁）の二月九日の条に、「品川大書記官明日出立其地へ赴クト電報ニテ内務省ヨリ達アリ」とある。

内容は、明治十年二月十八日の熊本県庁到着から筆を起し、同年四月十六日までの記録である。県庁編の日記と大同小異であるが、二月二十八日の条に「城中牛肉尽テ馬ヲ屠ル、馬肉ノ美ナルヲ称セサル無シ」とあるなど、今日熊本の馬刺が珍重せられることと思ひ合わせて微笑ましい。また末尾に、或人の狂歌として「大山ヲカケ損（西郷）フテ最後ニハ思ヒキリノト共ニ（桐野）篠原」と結んでいるのも興味深い。

林友幸西南之役出張日記は、西南事件につき内務少輔の官名を帯びて出張した林友幸の日記である。明治十年二月四日西京到着から筆を起し、同年八月二日東京帰着までの丹念な出張記録である。

林は、内務省派遣の最高官吏として、西南の各地に出張し、夫々の出先機関と連絡を密にしながら、必要の指令を与えると共に、西京や東京の上司に報告電報を発している。

鹿児島へ出張した二月十三日の条に「第一県令ノ職掌難相立儀ニ付、速ニ鎮撫方尽力可致」と、大山県令ニ鎮

撫方を強く要請している。また同日の条に「右暴徒猖獗跋扈、朝憲ヲ蔑如シ反形現然目撃仕候上ハ、最早説諭ノ及ホスヘキ様無之、速ニ海陸軍へ御沙汰ノ上、嚴重ニ御責問被為在候ヨリ外無之、若シ一日之ヲ緩フスルトキハ、其氣焰益々盛ナル可ク候間、速ニ御処分相成度、此段上奏候也」と、鹿兒島の実状を目撃して断固たる決意を固めた経緯が鮮明に記されていて興味深い。

また二月二十二日の条には、入手した薩軍の暗号解説もある。一例は西郷Ⅱ坊主・烟草である。

五月十五日の条には、鹿兒島表政府軍配置や賊の哨兵線を載せ、鹿兒島城下における両軍の配置線が手に取るように知られる。

六月二十八日の条に、大口に在る石井権大書記官の景況報告中に「賊勢モ次第窮蹙、即今ハ田原山ニ比スレハ百分ノ一ノ氣力モ無之」と、落日の実状を伝えている。

七月十九日の条によれば、九州地方出張の官員に対して、慰勞の酒肴料が下賜せられた。林は筆頭者として最高の二十五円を受けた。

七月二十六日の条には、林から内務卿宛の具申書を載せ、戦後の人民保護のためには「其方専ラ警察ノ力ヲ借ラサレハ其道ヲ尽ス能ハス」と警察力の増強を力説し、「是以テ必ス鹿兒島・熊本・大分等各県令ヨリ、巡查増置ノ儀稟請スル所アルヘシ、是レ実ニ目下ノ要務一日モ忽ニスヘカラサル儀ニ付」と巡查増置を具申している。

とにかく本書は、内務行政者側の忠実な日記として、西南の役解明には貴重な史料であろう。

黒木爲楨日記は、陸軍大將黒木爲楨の西洋紙手帳小形本「日記」九冊を大正年代に島津家編輯所において写本したもので、現在は東京大学史料編纂所の所蔵である。本編はその九冊のうち西南戦争に関係のある五、六、七、八の四冊を採用した。

陸軍中佐黒木爲楨は当時丸亀の歩兵第十二聯隊長であつたが、別働第一旅団（旅団長少将高嶋軒之助）麾下の

第二聯隊長として行動した。明治十年二月二十八日鹿兒島暴動につき、第十二聯隊出征の命を受け、城山落城後十月四日丸龜の原隊に復歸する日で終つてゐる。

日記の叙述は軍人らしく淡々とその日の行動や戦鬪を述べてゐる。特徴をあげるとすれば黒木聯隊の行動範囲の広いことであるが、それを概観しよう。

二月二十八日出動命令を受け三月二日福岡征討總督本營着、島津家への勅使柳原前光の護衛として中将黒田清隆、大佐高島勲之助等と鹿兒島に行き、鹿兒島に残つてゐる彈藥、器械などの引渡し積み込みに従事してゐる。

三月十六日鹿兒島から船で長崎着、翌十七日別働第二聯隊第二聯隊長を命ぜられ、黒田參軍、高島別働第二旅団長（二十九日第一旅団と改称）の下に背衝軍として日奈久に上陸、薩軍の後半をつき、四月十五日には熊本に進軍、熊本城を解放してゐる。鹿兒島の状況が困難であるので二十七日には鹿兒島に上陸してゐる。五月から六月にかけては鹿兒島及び付近の薩軍の行動が活発であつた。五月二日に岩村県令が赴任したが、薩軍の攻撃をうけ長崎に逃れ、やがて加治木に飯県庁を置く。また島津久光忠義父子も桜島へ避難する。六月下旬から七月にかけては肝属、曾於地方の薩軍を平定する戦鬪に従ひ、下旬には都城、宮崎方面へ進軍、八月の初旬から中旬には高鍋に在陣、十九日の薩軍の可愛岳突破を聞き、このあたりでは薩軍の動向がつかめないようだ。二十三日細島から乗艦、肥後松橋に上陸、八代、水俣から南下して鹿兒島県にはいる。米の津に在陣のとき、前日薩軍の鹿兒島へ近づいたことを知る。阿久根、水引、市来、伊集院をへて鹿兒島の田上に入ったのが九月八日、以後二十四日の政府軍の総攻撃による城山陥落、二十七日には解団により十二聯隊に復歸し、十月四日午前十二時半惣員丸龜營所着、分列式を行い、凱陣を祝し後入營す、で終つてゐる。

黒木は西郷と同じ下加治屋郷中の出身であるから、先輩である西郷等の戦死に就いては感慨もあつたのであろうが、この日記に関する限り、事実が淡々と述べられてゐるだけである。旅団長の高島少将も同じ鹿兒島出身であるから「高島少将と軍事を議す」という記事がよく出て来るが、軍事を議した後で鹿兒島のことや、共通の知人

の話などが語られたのであろうか。

筆者の黒木爲楨は鹿児島藩士帖佐爲右衛門の第三子、のち黒木家を継いだ。若くして戊辰戦争に従軍、明治四年四月上京、七月大尉となり、明治十年の西南戦争に従軍、日清戦争、日露戦争に従軍した。特に日露戦争においては第一軍司令官として鴨緑江渡河に成功、以後進撃をつづけ遼陽総攻撃では第一線陣地をぬいて遼陽総攻撃成功の基を作つたので有名である。

西南の役探偵書は、開巻の扉に「探偵或ハ日誌類、内務省」と記され、内務省用箋を使用しているので、内務省の編さんである。

目次には三十二号までを掲げ、主として九州各県の景況を夫々の官員から内務卿への上申書であり、各号について関係のある上申書や日誌類を収録している。

大分県権令の鹿児島県下景況上申書には「近日ノ内数万之兵ヲ以テ東京へ押出ノ景状有之」と開戦前の緊迫した空気を報じている。また薩軍に呼応して暴発した中津藩の景況については「支庁始諸官衙へ襲来、官員ヲ殺害シ、尋テ本庁へ来襲、市中放火、県庁へモ砲発ニ及」とその暴戾を訴えている。

長崎県書記官からの熊本県下景況上申書の三月二十八日の条に「官軍ヨリ発砲候玉壱斤ニ付九銭宛ニテ買上ケ、水前寺ト申処ニテ製造候趣、薩賊金札ヲ造リ、米等買上ケ、其他賊地ニテハ異議ナク通用スル趣」と、探偵事項を報告している。

岩村鹿児島県令の上申書（六月十一日）には都城辺近況として「士族ノ外農工商共壯年ノ者ハ強迫シテ募兵スト云、近日来金及梅干ノ有高ヲ取調ト云」と、斜陽薩軍の風説を載せている。

西村書記官からの上申書（七月二日）には、投降者の言として「賊徒ノ中純粹ノ私学党三千人位ヲ除クノ外ハ、皆戦ニ倦ミタルヲ以テ、降伏自首セント欲スルモノ而已ナルヘシト思ハルレトモ、其機会ヲ得サルト、自首セシ

上ノ御処分ヲ疑ヒ居ルトノ両様ナルヘシ」と、薩軍兵士の偽らない告白を述べている。

なお底本は、副題に内務省雑録と示すように、各上申書類を雑多に収録している。それらの中には他と重複するものがあるので、本書ではこれらを削除した。例えば、

内務権大書記官石井省一郎の熊本県下・豊後地方の景況上申書……………鹿兒島征討始末(二・三)にある。  
 賊医兒玉實美の日記……………鹿兒島征討始末(一)にある。

三好判事の日豊地方景況上申書……………鹿兒島征討始末(三)にある。

西村書記官の豊後景況上申書……………鹿兒島征討始末(三)にある。

大書記官品川彌二郎の熊本籠城日記……………独立して別冊にある。

籠城中形況之概略……………鹿兒島征討始末(二)にある。

非常囚徒は、長崎県立図書館所蔵本を鹿兒島県立図書館で写本したものである。同種のもものが数冊あるがその中から次のものを抜粋採用した。

第一は山口県第九大区二小区牟禮村極楽寺住職の河野鳴道が十年一月三十日から三月四日阿久根を出発して熊本県牛深に到着するまで、西南戦争勃発時の鹿兒島を見聞した記録。

第二は長崎県第五大区五小区高来郡島原小浜村真宗光泉寺住職桑門・無着が、明治九年十一月以来鹿兒島本願寺出張所において教務に従事中、十年二月六日捕縛された事情、特に獄中のことがくわしく述べられている。

非常征討は、長崎県立図書館所蔵本を鹿兒島県立図書館で写本したものである。同種のもものが数冊あるが、その中から次のものを抜粋採用した。

内容は「鹿兒島戦地探偵日誌 佐藤一等巡查」とあるように、長崎県の佐藤巡查が熊本、鹿兒島での西南之役

中における探偵の記録である。

西南之役懲役人質問（岡谷繁實）は、東京大学史料編纂所の所蔵本である。

本書の内容は明治十三年三月二日岡谷繁實・木下眞弘が市ヶ谷監獄署内に於て懲役人野村忍介（旧鹿児島県四等警部鹿児島警察署長、騎兵隊大隊長）、長倉認（大山県令專使）へ質問の箇条を第一とし、第二は三月七日に同じく野村・長倉へ、第三は四月二十日野村忍介・鮫島敬助（奇兵一番中隊右小隊長）・大野義行（狙撃隊一番中隊長）に質問、第四は四月二十六日に上記の三人に質問、第五は五月十一日に大野義行・田中市右衛門・安藤源之丞へ質問している。なお第一回からの野村忍介はこの数日前に特旨を以て放免されている。安藤は寺山開墾の事を詳知しており、田中は西郷に従い人吉を経て肥後に入つたのでこれ等に就いて質問している。

内容は「問、弾薬掠奪は中原等捕縛の前にあるは何ぞや」という形で行なつている。

質問第一は大田野村忍介に対する質問が主で、川村純義が高雄丸で鹿児島湾に来て大山綱良県令との交渉のことを主として、中原尚雄等の視察（刺殺）、弾薬掠奪、西郷の動静等に就いての質問、応答が行なわれている。

質問第二は大山県令から長倉への二月四日の書状のこと、大山県令と大久保内務卿との交渉のことに就いて長倉が説明し、他は野村が可愛岳突破及びその後の城山陥落迄のことを答えている。

質問第三は西南戦争に就いて各自が関係した部門に就いて答えている。

質問第四は戦闘の日程や可愛岳以後の苦勞に就いて答えている。

質問第五は吉野の寺山開墾のこと、人吉の戦闘のことまた可愛岳以後の日程に就いてくわしく聞いている。

内容を概観すると質問者の岡谷繁實が質問すべき点をよくまとめているので、自分の聞きたい要点が聞けるといふ点ではよいが、答える者は自分の知っていることは答えられるが、あまりよく知らないことは答えられていないし、また一人の人物が自分の関係したことを系統的に説明できるといふような点はない。

賊徒再挙書類は、長崎県立図書館所蔵文書で、写本が鹿児島県立図書館にある。長崎は西南戦争では政府軍の兵站基地であり、また国事犯臨時裁判所が設けられたので、それらの関係文書が県立図書館に移管されているであろう。

この文書は政府軍電信史料の一つで、「賊徒再挙書類」と題した電信綴であるが、始めの三点（電文二、報告一）のほかは、薩軍が延岡北方長井村に追い詰められ、奇蹟的に可愛岳の峻険を突破した八月十七日以降九月二十四日鹿児島城山の陥落に至るまでの戦況や通達等を納めている。これは各地県令、警察、政府軍指揮官等より長崎県令等へ打電（受信）したものを一括したものであり、従つて表紙の文書係は長崎県庁文書係である。また「再挙」とは薩軍可愛岳突破後の軍事行動を指しての謂であろう。

さて、有線電信は西南戦争開戦時には長崎、福岡、熊本、大分等には既に架設されており、工部局管轄のもとに一般に使用されていたが、開戦後は戦地においても軍用電信として急遽架設され、既存の工部局管轄の骨幹通信網とも結んでモールス信号によつて通信が行なわれた。当時は通信部隊の編成はなく、戦役勃発と同時に応急的に編成され、その要員は殆んど工部局の技手及び生徒であつた。そのため開戦後は一般の使用を止め、すべて軍用として使用された。しかしすべて伝令に頼つた薩軍に比して、始めて実戦に使用された政府軍のこの通信機関は一大威力を発揮し、政府軍勝因の一つとなつたのである。

電文は多くは暗号が用いられているが、この史料には訳文が付記されている。純軍用ではないけれども戦況の推移が電文から窺い知ることができる。

可愛岳を突出した薩軍は、八月二十日三田井に現われたが、政府軍側は以後の薩軍の進路を予知できなかったことが日々の電文から察せられる。熊本平野へか、また小林地方に向うか、その予想地点へは嚴戒が達せられ、所要の兵員が手配された。長崎県令に対しても万一を想定して海岸線の警戒を命じている。

九月一日薩軍城山に突入後も日々の戦況を報じ、包囲の模様を詳細に報ずると共に、城山陥落前まで天草や甌

島への薩軍の脱出を警戒するよう長崎県令に達している。

中津暴徒書類綴は、大分県・福岡県・長崎上等裁判所の用箋を使用しているように、関係各地の景況を長崎上等裁判所に報告した集録である。

明治十年三月三十一日夜、中津藩士族約百名が田舎新聞社長増田宋太郎らを巨魁として暴発した。先に熊本城攻撃に敗退した薩軍が、この頃大分県下に遁走していたので、中津の暴徒軍は早速薩軍に投合し、各地に転戦したが利あらずして数日後に鎮定された。

暴発軍は「新政党」の名において檄文を発表して官吏の非を鳴らし、「之ヲ掃除セント欲ス」と挙兵の目的を明示したが、報告書に「土寇」と呼ばれているように、大方の賛成は余り得られなかつたようである。

萩地進撃始末書は、底本である「廣島裁判所書類」に掲げられた三項の目録中の一項目「九等出仕三浦芳介萩地進撃始末書一通」を収録したものである。

三浦芳介は、広島裁判所山口出張所在勤の九等出仕判事補であつた。明治十年五月終りから六月初めにかけての、山口県萩付近における町田梅之進を首魁とする暴発の景況と、その鎮定についての三浦の記録である。

東京曙新聞社説は、明治十年二月一日（第九九三号）から十月二十九日（第一二二二号）までの内、西南戦争に関係する社説を選択収録したものである。

今日の新聞社説とはその感触を聊か異にするが、たとい個人的な見解の傾向はあるにしても、当時の生々しい意見として傾聴に値するものがある。

戦争の進展は勿論、それから派生する諸問題までも取り上げて論談している。戦争の原因の推究や戦後処理の



提案などは興味深い。通信網の幼稚な当時にあつては、論者の意見は大きなニュースバリユーとして世人の耳目を聳動したことであろう。当時の一般的な風潮を知る貴重な史料である。

社説の多くは、僅かに数日分を除く他は、論題を掲げていない。

目次にある論題は、その内容を知る便宜上、編者が付したものである。

丁丑擾乱記は、市來四郎の著作であり、中立の立場から書かれている点が貴重である。筆者の市來四郎は島津齊彬に仕えて集成館事業等にも関係した実務家でもあつたが、維新後は島津久光の命をうけて歴史編集に従事し、ぼう大な島津家国事執筆史料の編集に従事した。その一部が現在刊行中の「忠義公史料」である。

二月二日の私学校党による火薬製造所襲撃によつて、火薬製造所官員が汽船三邦丸に乗船、大坂に向つて出発してこの事件を中央に届けるために上京したところから筆を起している。全部六巻から成る。

中立の立場ということであるが、西南戦争により家屋敷を焼かれ、また書籍、日記類も焼失し、一族のもので薩軍に殺されたものもいるので、批判的な立場が強いようである。ただ大山綱良県令に対しては極めて同情的であるようだ。

丁丑擾乱實記は、「石室秘稿」の一部である。「石室秘稿」は、市來四郎が古本として売出されていたのを購入したものであるから、「石室秘稿」は完全なものとして残っていないのではないかと思われ、その点が惜しまれる。

本書著述の立場は、市來四郎は西南戦争を西郷、大久保等の私怨から起つたものであるとして、西郷軍の行動を批判しながら島津久光や忠義と行動を共にしている。その代表的なものは、「西南記伝」に引用されている「市來四郎日記」である。「市來四郎日記」は、関係者の間に求められている記録であるが、まだ発見されていない。

しかし「丁丑擾乱実記」及び「丁丑擾乱記」は、市來四郎の既に述べたような中立の立場で書かれた記録であるから、西南戦争の研究には極めて重要な意義を持つものである。

「丁丑擾乱実記」は全四巻から成る。「巻の一」と「巻の四」は全文「丁丑擾乱記」と重複するので省略、「巻の二」と「巻の三」を採用するが、これも重複部分がある。「巻の二」は、はじめの詩歌部分と後半の「西南擾乱紀實巻之」とある部分を採用、「巻の三」は前半重複で後半部分のみ採用した。

なお表紙は、各巻によつてまちまちであるので表紙文の「丁丑擾乱実記」を採用した。

## 例言

一本書は、「鹿児島県史料 西南戦争」全三巻の第一巻として刊行するものである。

一本書は、東京大学史料編纂所々蔵の鹿児島征討始末・同別録、熊本鎮台戦闘日記、熊本籠城日記（熊本県庁）、熊本籠城日記（品川弥二郎）、黒木爲楨日記、林友幸西南之役出張日記、西南之役懲役人質問、中津暴徒書類綴、西南之役探偵書、萩地進撃始末書、東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵の東京曙新聞社説、国会図書館憲政資料室所蔵の石室秘稿丁丑擾乱記・丁丑擾乱實記、長崎県立図書館所蔵の非常征討、非常囚徒、賊徒再學書類を底本とし、史料を収載した。

一各史料ごとに見出しには番号を付した。ひとつの見出しが数種の内容に分かれるときは、内番を文首に付した。一漢字は原則として当用漢字を用いた。

一仮名は、底本の体裁に基づき、片仮名と平仮名とを混用した。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・者・ひは底本通り用いた。

一特殊文字のノ・モ・キ・フ・方は、それぞれシテ・トモ・トキ・コト・よりに改めた。

一日記・歌・会議録・例規等および追而書、但書はなるべく底本の体裁にならった。

一原注は、底本のまま用い、新たに注を付するときは、（ ）を付して原編者の注と区別した。但し、本文中の（ ）および〔 〕は底本通りとした。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。地名については、昭和五十二年四月現在の都道府県名および市郡名を適宜用いた。

一本文には適宜読点および並列点を付した。

一 同一内容の重複文があるときは、つとめてそれを相対比して適宜省略し、または補正を加え、その旨を（ ）内に注記した。

一 朱書は、その部分を「」でくくり（朱）と頭注した。

一 頭注は「」で囲み、該行間に転記し、（頭注）と注記した。

一 電報録は、発着局、発信人および暗号文字の一部分については、底本の体裁を一部変更した。

一 文意の通じない文字、または箇所には（ママ）または（〇〇カ）と傍注を付した。

一 欠所および不明の箇所は□で示し、（ ）で傍注を付した。

一 平出・抬頭および闕字は、原則として底本の体裁によった。闕字は一字あけにした。

# 西南戦争 第一卷 目次

口 絵  
序 文  
解 題  
例 言

## 鹿兒島征討始末 一

一	鹿兒島県下異状之儀上申	一
二	熊本県権令鹿兒島県景況聞取書	二
三	鹿兒島県令ヨリ各府県へノ通知書	四
四	鹿兒島県令ヨリ京都府知事へ中原等口供書通知	五
五	鹿兒島県令献言	二
六	福岡県届、鹿兒島県專使捕縛人名	二
七	志方之勝検事ヨリ大総督宮へノ上書	一五
八	鹿兒島県令ヨリ西郷以下開戦届	一六
九	鹿兒島県令届、中原以下拘留人名	一七
一〇	鹿兒島造船所次長菅野海軍少佐見聞書	一八
一一	菅野鹿兒島造船所次長引揚願末書	二四

目 次

一二	川路大警視大阪滞在云々内務卿上申	三九
一三	兇徒聚集等ノ節取締方各府県へ内達	四〇
一四	三條太政大臣ヨリ岩倉右大臣宛内務卿並ニ鹿兒島県令届書	四〇
一五	志方検事ヨリ中村大書記官宛中川某熊本実地目撃次第聞取書届	四一
一六	長崎警察署聞取書三通	四二
一七	熊本裁判所某戦状報告附静岡岡県士族春岡知了自首書	四九
一八	志方検事外一名ヨリ山田司法大輔宛田原坂戦報	五二
一九	志方検事外二名ヨリ井上毅宛田原坂戦報附木庭賀前外一名熊本探偵書	五四
二〇	三好退蔵ヨリ井上毅宛高鍋・佐土原等景状報知	五七
二一	黒田参議鹿兒島県出張始末附同県令諭達書並取押火薬等一覽表	五八
二二	天機伺濟華族人名	六二
	鹿兒島征討始末 一一	
二三	大阪外二県ヨリ軍資献金願附堺県下ヨリ従役願	六三
二四	小野田警部ヨリ川路大警視宛田原坂戦報	六八
二五	井上大書記官長崎出張所外辞令写	七〇
二六	三條太政大臣ヨリ岩倉右大臣宛大山綱良等護送通知	七一
二七	志方検事外一名熊本戦報	七四
二八	陸軍参謀部調大阪病院入療士官名簿	七五
二九	石井書記官熊本戦報	七七
	山鹿口 高瀬口 附救助方布達類写	
三〇	志方検事外一名肥後戦報	八〇

三一	戦費概計表 三月廿七日調	八二
三二	八代口戦報	八三
三三	志方検事吉次越戦報	八四
三四	久留米大塚貢ヨリ志方検事宛福岡戦報	八四
三五	大分県下騒擾之義ニ付届附暴徒檄文写	八六
三六	長崎県上申八代口探偵書	八九
三七	司法卿上申鹿兒島県賊徒処分方	九〇
三八	志方検事熊本探偵書	九一
三九	川路大警視八代口戦報	九三
四〇	大分県草賊景況愛媛県届附杉山尚征探偵書	九五
四一	中原警部以下鹿兒島ニテ拷訊一件書類下渡司法卿上申	九六
四二	総督宮へ賊徒処刑御委任外辞令写	九六
四三	吉原大蔵書記官熊本出張ニ付大蔵卿委任状	九七
四四	石井省一郎熊本城中景況聞取書 <small>古城貞 口陳書</small>	九九
四五	志方検事高瀬口戦報 <small>從三月廿一日 至四月九日</small>	一〇一
四六	川路少将戦報、大久保参議ヨリ三條太政大臣へ回達	一〇五
四七	志方検事外一名ヨリ中村書記官宛官軍熊本入城報知	一〇六
四八	籠城中形況之概略 <small>從二月廿二日 至四月十六日</small>	一〇六
四九	八代口征討日誌摘録 <small>從三月十四日 至四月廿二日</small>	一一八

五〇	博愛社設立書類……………	一二六
五一	警視局巡査出張人数……………	一三一
五二	河田景與從軍願並指令……………	一三一
五三	福島行治・原田啓ヨリ小森澤宛川尻口及鹿兒島景況報知……………	一三四
五四	川村參軍ヨリ総督官及山縣參軍へ鹿兒島近況報知附同県諭達写……………	一三七
五五	川村參軍ヨリ総督官へ薩地戦狀上申……………	一三八
五六	伊藤市郎ヨリ金井書記官宛鹿兒島近況報知……………	一三九
五七	岸良檢事ヨリ大久保參議宛鹿兒島近況報知……………	一四一
五八	渡書記官鹿兒島景況略誌……………	一四三
五九	征討費支出高一覽表 <small>五月一日調</small> ……………	一四七
六〇	東久世ヨリ徳大寺宛薩地近況報告……………	一四八
六一	臨時裁判所某日記 <small>從五月一日至二十四日</small> ……………	一五〇
六二	香川眞一佐伯戰報附三好判事日向地方探偵書 <small>從五月初旬至二十七日</small> ……………	一五三
六三	石井省一郎佐伯戰報附宮本市五郎探偵書及西村捨三竹田戰報……………	一五八
六四	兵器彈藥等買入人取締愛媛県届……………	一六一
六五	尾崎書記官鹿兒島熊本出張日記……………	一六一
六六	品川書記官萩地騷擾報知……………	一六七
六七	愛媛県上申、避乱処置方……………	一六九
六八	広島県上申、管下取締方……………	一七〇
六九	古莊判事竹田戰報……………	一七〇



七〇	岸良檢事ヨリ大山綱良審糾云々及薩地戰狀報知	一七一
七一	西村捨三諸探偵及竹田賊徒敗退後戰報附石井省一郎白杵戰報	一七三
七二	豐媛県上申、海岸取締方	一七五
七三	諸兵出張人員	一七六
七四	在豊後海淺間艦長緒方少佐白杵戰狀報告	一七六
七五	三好判事ヨリ河野幹事宛日向・豊後戰略報告	一八二
七六	大塚正男ヨリ河野幹事宛薩地近狀報知	一八三
七七	西村捨三上申、三好退藏探偵報告書	一八三
七八	太田警部聞取書	一八六
鹿兒島征討始末 別録一		
七九	鹿兒島県景況	一八八
八〇	谷口登太郎陳述、中原尚雄ヨリ聞取書	一八八
八一	大山綱良ヨリ北島秀朝へノ書翰	一九〇
八二	大山綱良ヨリ月形潔へノ書翰	一九二
八三	外国人兵器火薬等密売取締方上海品川領事ヨリノ來翰	一九二
八四	逆徒 親征ノ儀香川眞一献儀	一九四
八五	鹿兒島県景況及探偵書	一九五
八六	鷲尾・島本一件書類	一九六
八七	千田貞曉探偵・大山綱良書類	二〇一
八八	千田貞曉探偵・大山綱良書類、岩倉右大臣ヨリ三條太政大臣へ回達	二〇三

八九	西郷隆盛ヨリ大山綱良へノ書翰	二〇四
九〇	賊徒檄文及広告写	二〇五
九一	前田芳利分取兒玉實美日誌 <small>從二月十二日 至三月十六日</small>	二〇五
九二	島津へ御口達案	二一一
九三	品川領事ヨリ兵器取締ノ儀來翰	二一一
九四	力石警部高知県探偵書	二一四
九五	別働第三旅団分捕高知県関係書類及ヒ西郷ヨリ別府へノ書翰	二一七
九六	静岡県土族堀龍太陳述書	二二一
九七	日下部書記官口陳手扣	二二三
九八	降服人川越進口供書	二二三
九九	金札製造云々分捕書類	二二八
一〇〇	太田久平口供書	二二九
	鹿兒島征討始末 別録二	
一〇一	高崎親章外二十人始末書	二三一
	熊本鎮台戦闘日記	三二九
	熊本籠城日誌(熊本県庁)	三八〇
	熊本籠城日記(品川彌二郎)	四一七
	林友幸西南之役出張日記	四二二
	黒木爲楨日記 五(明治十年 <small>自二月廿八日 至五月四日</small> )	四六五

	黒木爲楨日記	六	(明治十年 自五月五日 至六月廿四日)	五一八
	黒木爲楨日記	七	(明治十年 自六月二十二日 至八月十五日)	五三五
	黒木爲楨日記	八	(明治十年 自八月十五日 至十月九日)	五六三
	西南之役探偵書			
一	大分県令ヨリ鹿兒島県下ノ景況上申	六〇〇		
二	大分県令ヨリ熊本県並日向地ノ景況上申	六〇一		
三	九州出張内務属官ヨリ熊本県下ノ景況上申	六〇二		
四	大分県令ヨリ管内外ノ景況上申	六〇四		
五	大分県令ヨリ管内外ノ景況上申	六〇五		
六	大分県令ヨリ管内外ノ景況上申	六〇五		
七	長崎県令ヨリ肥後地方ノ景況上申	六〇六		
八	大分県令ヨリ同県下ノ景況上申	六〇六		
九	愛媛県令ヨリ大分県下ノ景況上申	六〇九		
一〇	長崎県書記官ヨリ熊本県下ノ景況上申	六一〇		
一一	河野幹事ヨリ三好判事ノ書翰進達	六一五		
一二	西村権少書記官ヨリ豊後地方ノ景況	六一五		
一三	鹿兒島県令ヨリ同県下ノ景況上申	六一六		
一四	三好判事ヨリ豊後ノ景況上申	六一九		
一五	河野幹事ヨリ鹿兒島地方ノ景況進達	六二二		
一六	河野幹事ヨリ鹿兒島地方ノ景況進達	六二三		

一七	西村書記官ヨリ豊後ノ景況上申	六二四
一八	西村書記官ヨリ豊後ノ景況上申	六二六
一九	河野幹事ヨリ鹿兒島県下之景況上申	六二七
二〇	西村書記官ヨリ日向口ノ景況上申	六二七
二一	鹿兒島県官ノ同県下ノ日記	六三一
二二	管下賊徒暴起之儀ニ付上申(福岡県令)	六三三
二三	山口県下賊徒ノ景況	六三五

非常凶徒 (明治十年)

一	河野鳴道取調書	六三八
二	桑門・無着上申書写	六四〇
三	観善寺住職立花超玄上申書	六四二

非常征討 (明治十年)

一	人民動静 熊本県	六四八
二	探索書	六四九
三	人民動静 大分県	六五七
四	人民動静 鹿兒島県	六六二
五	人民動静 高知県	六七二
六	人民動静 福岡県	六七六
七	熊本県并鹿兒島県探偵日誌 <small>十年五月二十日ヨリ          六月廿日迄</small> 佐藤一等巡查	六七八
八	鹿兒島戦地探偵日誌 <small>十年六月廿日ヨリ          七月廿九日迄</small> 佐藤一等巡查	六八二

西南之役懲役人質問

懲役人質問 第一	六八八
懲役人質問 第二	六九二
懲役人質問 第三	六九九
懲役人質問 第四	七〇四
懲役人質問 第五	七〇七

賊徒再挙書類 明治十年 丁丑 文書係

一 鹿兒島探索方達示	七一
二 乃木少佐下關出帆通知	七一
三 長崎県下ニ於ケル臨時巡查募集ノ件	七一
四 西郷等可愛岳突出通知	七一
五 西郷等脱走ニ付警備方指示	七一
六 谷少将ヨリ脱賊警備方依頼	七一
七 脱賊警備方山縣參軍達示	七一
八 脱賊警備方熊本権令通知	七一
九 高嶋旅団阿久根進出通知	七一
一〇 八月廿二日午後一時熊本警察所ヨリ長崎警察所江電報	七一
一一 脱賊三田井突入内報	七一
一二 三田井突入残賊捕縛手配中	七一
一三 巡查・兵隊警備手配書	七一

一四	別働第一旅団馬見原進軍通知	七一七
一五	十年八月廿三日熊本警視出張所ヨリ長崎在留三澤一等少警部エ電報	七一七
一六	賊人吉へ敗走中	七一七
一七	三田井ニテ戦闘中報告	七一七
一八	八月廿六日杉本検事ヨリ立川検事江ノ電報	七一八
一九	西郷菊之助降伏通知	七一八
二〇	鬼神野激戦通知	七一八
二一	賊小林方面敗走通知	七一八
二二	賊吉田へ敗走通知	七一九
二三	賊川内川ヨクダル旨報告	七一九
二四	九月一日井上警部ヨリ河内書記官宛電報	七二〇
二五	加治木ニテ開戦ノ通知	七二〇
二六	佐賀ヨリ長崎県令宛二通	七二〇
二七	横川ノ場所問合セ	七二一
二八	賊鹿児島乱入通知	七二一
二九	賊鹿児島乱入ニツキ問合セ	七二四
三〇	長崎港警備ノタメ増援依頼	七二四
三一	鹿児島攻撃通知	七二五
三二	乃木中佐ヨリ品川中佐宛電報	七二五
三三	鹿児島市街戦闘状況	七二五

三四	樺山中佐ノ部隊鹿兒島金藏占領	七二六
三五	九月三日ノ鹿兒島戰鬪狀況	七二六
三六	九月四日鹿兒島戰鬪結果	七二九
三七	九月十日鹿兒島表出立同十一月長崎着ノ某氏咄	七二九
三八	島原地方人夫ノ処置	七三〇
三九	熊本士族ノ動靜ニ注意ヲ促ス	七三〇
四〇	安藤中警視ヨリ巡查処置ニツキ依頼	七三一
四一	川村參事ヨリ鹿兒島守備狀況通知	七三一
四二	人吉地方賊徒動靜	七三一
四三	人吉地方賊徒出撃ノ報知	七三二
四四	人吉地方賊徒出撃ハ訛信	七三二
四五	城山ニ抛ル賊ヲ官軍包圍	七三三
四六	香港ノイギリス人人名問合セ	七三三
四七	深見休ハラ甌島脱走ニツキ警戒ヲ促ス	七三四
四八	賊徒動靜ノ通知方依頼及ビ回答	七三五
四九	上原警部ヨリ長崎県令宛回答	七三六
五〇	鹿兒島平定通知	七三六
五一	甌島脱走深見休ハラ捕縛通知	七四〇
五二	池邊吉十郎捕縛通知	七四一
五三	西郷以下可愛岳突出通知	七四一

五四 高見原出張会計官ヨリ熊本へ電報ノヨシ……………七四一  
 中津暴徒書類綴

- 一 大分県権令届書 四月六日……………七四二
- 二 第二号 八日夜馬關ヨリ……………七四四
- 三 第三号 四月九日便報……………七四七
- 四 第四号 四月十日中津ヨリ……………七四八
- 五 大分県権令照会 四月十一日……………七四九
- 九等出仕三浦芳介萩地進撃始末書（廣島裁判所書類所収）……………七五〇

東京曙新聞社説 明治十年

- 一 西郷蹶起ノ風聞 二月一日……………七五二
- 二 世人何ニヨリ西郷氏ヲ推戴スルヤ 二月二日……………七五四
- 三 私学校徒ヲ暴徒視スルハ早計 二月十三日……………七五五
- 四 鹿兒島變動ノ遠因 二月十四日……………七五七
- 五 政府ハ戦報ヲ公表セヨ 二月十五日……………七五九
- 六 鹿兒島討伐ノ迅速ナルヲ期待ス 二月十六日……………七六一
- 七 鹿兒島士族ハ尽ク一和セルカ 二月十七日……………七六三
- 八 鹿兒島ヲ拳ゲテ叛徒ナラバ征討令ヲ出セ 二月十九日……………七六五
- 九 鹿兒島追討令下ル 二月二十一日……………七六七
- 一〇 鹿兒島變乱ノ發生ハ封建ノ余毒ナリ 二月二十二日……………七六九
- 一一 鹿兒島内地ノ状況果シテ如何 二月二十四日……………七七〇



一一	鹿兒島ハ拳臬背叛セルガ如シ	二月二十六日	七七二
一二	熊本ノ形勢ハ官軍ニ有利	二月二十七日	七七四
一三	西郷氏暴徒ニ党スルヲ悲シム	二月二十八日	七七五
一四	鹿兒島拳兵ノ理由如何	三月一日	七七七
一五	叛党無策ノ因ハ鎮台兵蔑視ニアルカ	三月二日	七七九
一六	秀吉ノ島津征伐ニ比ス	三月八日	七八一
一七	名義ハ官賊何レニアリヤ	三月十日	七八三
一八	賊勢ヲ輕視スベカラズ	三月十三日	七八四
一九	鹿兒島叛徒ト民権思想	三月十四日	七八六
二〇	變亂ニ際シテ民権自由論者ノ義務	三月十五日	七八八
二一	士族志願兵制ヲ排ス	三月十七日	七九〇
二二	私学校之精神已滅矣	三月二十日	七九二
二三	官兵衝賊背之策已成矣	三月二十一日	七九四
二四	戦地之実況可推想矣	三月二十二日	七九六
二五	時勢人心ノ偏向恐ルベシ	三月二十四日	七九八
二六	薩力ノ一和ハ薩力ノ滅殺ヲ齎ス	三月二十八日	七九九
二七	士族諸君ニ白ス	四月五日	八〇一
二八	統々士族諸君ニ白ス	四月十日	八〇三
二九	統々士族諸君ニ白ス	四月十二日	八〇五
三〇	征韓ノ行ハレザルヲ惜シムハ謬見	四月十四日	八〇七

三二	官兵熊本城ト連絡成ル	四月十七日	八一〇
三三	統征韓ノ行ハレザルヲ惜シムハ謬見	四月十八日	八一二
三四	賊兵ノ力輕視スベカラズ	四月十九日	八一四
三五	征討ノ疲弊如何	四月二十一日	八一六
三六	戦費ヲ外債ニ頼ルハ危険	四月二十五日	八一八
三七	熊本人民ノ艱苦	五月七日	八二〇
三八	西郷処分論	五月八日	八二二
三九	壮兵応募士族ノ目的	五月九日	八二四
四〇	西郷ノ交際謝絶ハ騒乱ノ因	五月十日	八二六
四一	高知県士族ノ動向	五月十二日	八二八
四二	鹿児島叛徒処分論	五月十六日	八三〇
四三	禄券没収論	五月十八日	八三二
四四	政治犯ノ財産処分論	五月十九日	八三五
四五	戦争ノ疲弊ヲ思ヒテ慄然タリ	五月二十三日	八三七
四六	紙幣ノ増発ヲ憂慮ス	五月二十五日	八三九
四七	戦費献金ノ弊害	五月三十日	八四一
四八	時勢之転変起於豪傑之分合	五月三十一日	八四三
四九	統時勢之転変起於豪傑之分合	六月一日	八四四
五〇	招募士族ノ処置	六月二十六日	八四六
五一	降伏人ノ多キハ軍情沮喪ノ徴候	七月十日	八四八

五二	戰勝後政府ハ民権自由ヲ伸張セヨ	七月十四日	八五〇
五三	今次戦争ハ西郷ニ起リ今日ハ西郷ノ戦ニ非ズ	八月十日	八五二
五四	国事犯罪制定ヲ望ム	八月十三日	八五四
五五	国事犯罪制定ナキ所以	八月十七日	八五六
五六	禄券ハ華士族ノ私有地	八月十八日	八五八
五七	徵募巡查ノ解隊ニ当リテ	八月二十三日	八六〇
五八	戦後財政論ノ提起	八月二十五日	八六二
五九	高知県士族ノ動静	八月二十八日	八六四
六〇	兵制論	八月三十一日	八六六
六一	続兵制論	九月一日	八六八
六二	続々兵制論	九月三日	八七〇
六三	残賊再ビ鹿児島ニ入ル	九月五日	八七二
六四	悪疫予防論	九月七日	八七四
六五	今回薩賊ノ製造セル紙幣ハ、政府ノ通貨 ヲ以テ之ヲ交換セザル可ラザルヲ論ズ	加藤政之助郵送 九月八日	八七六
六六	薩賊平定ヲ疑ハズ	九月十日	八七八
六七	私学校党背叛ノ原因	九月二十六日	八八〇
六八	西征ノ費用用途ヲ明示セヨ	九月二十九日	八八二
六九	叛徒処分論	桂 忠昉 十月四日	八八三
七〇	戦地人民救恤ト民会	十月九日	八八六

七一 言論ノ自由ハナホ許スベカラザルカ 十月二十九日…………… 八八九  
 丁丑擾乱記 (一)

- 一 私学校徒火薬庫襲撃…………… 八八九
- 二 中原尚雄其他数名捕縛…………… 八九一
- 三 暴挙ニ決シ西郷宅ヲ出テ私学校ニ入ル…………… 八九二
- 四 当時鹿児島形況并汽船来港…………… 八九三
- 五 高雄丸来港大山綱良川村海軍大輔ニ面接西郷モ乗艦セントス…………… 八九四
- 六 中原尚雄等カ口供書ヲ各所ニ掲ク…………… 八九七
- 七 兵伍編制…………… 八九八
- 八 当時鹿児島人心ノ形勢…………… 九〇〇
- 九 当時鹿児島士族島津氏ノ進退ニ従ワントスル者多シ…………… 九〇一
- 一〇 島津家ノ所有第五銀行ニ軍用金ヲ借ラントス内田正風之ヲ論斥ス…………… 九〇二
- 一一 党軍熊本ニ向テ進発…………… 九〇三
- 一二 党軍ノ軍用金ノ概金…………… 九〇六
- 一三 銃器採集ノ布令…………… 九〇七
- 一四 県庁構内ニ新牢建築…………… 九〇八
- 一五 西郷隆盛ノ挙動…………… 九〇八
- 一六 桐野利秋ノ挙動…………… 九〇九
- 一七 淵邊群平挙動…………… 九一〇
- 一八 大久保・川路等ノ家屋破毀…………… 九一〇

一九 貴島・折田・新納・野勢等挙動……………九一一

丁丑擾乱記 (二)

二〇 熊本開戦ノ報知……………九一四

二一 琉球分管ヲ襲フント謀ル……………九一五

二二 西郷小兵衛戦死報知……………九一五

二三 淵邊群平熊本ヨリ帰り兵ヲ募ル……………九一五

二四 造船所機械ヲ毀ツ……………九一六

二五 勅使鹿兒島御着……………九一六

二六 中原尚雄等出艦汽船ニ搭ス……………九一九

二七 大山綱良其他糾明……………九一九

二八 大山綱良勅使随行上京ニ付テ属官へ評議……………九二〇

二九 大山県令各府県へ専使ヲ出ス……………九二一

三〇 仁禮直介帰県熊本ノ景況ヲ報ス……………九二二

三一 仁禮直介大山綱良ト深談……………九二三

三二 熊本攻城ノ形況ヲ偽リテ人心ヲ収攬ス……………九二四

三三 諸郷区戸長扨拳西郷ヨリ大山ニ依頼……………九二五

三四 出軍ヲ命スル事情並布告文……………九二六

三五 中原尚雄等探訪云云兒玉軍治・淵邊・有馬等ニ密告ス……………九二七

三六 中原尚雄口供……………九二八

三七 園田長照等十四名口供……………九二九

三八	前田素志等五名口供	九三〇
三九	野村綱口供	九三〇
四〇	鹿兒島取締布告	九三二
四一	官軍大挙鹿兒島灣ニ来ル	九三二
四二	桂久武遁逃	九三三
四三	鹿兒島巡查免黜	九三四
四四	当時鹿兒島形況	九三五
四五	官軍鹿兒島各所哨兵ヲ張ル	九三六
四六	賊軍熊本ヨリ走り帰りテ兵ヲ募ル	九三六
四七	貴島清等伊敷村ニ来テ攻撃ノ手配ヲ為ス	九三七
四八	島津家ヨリ鹿兒島中ニ恭順ヲ諭達	九三八
四九	田畑常秋自刎	九三九
五〇	春山文平、邊見十郎太ト激論	九三九
五一	城山開戦	九四〇
丁丑擾乱記 (三)		
五二	鹿兒島県令大山綱良布達 三月十日	九四〇
五三	英医ウイリス動静	九四一
五四	鹿兒島裁判所出張官員建白	九四三
五五	邊見・別府等帰県、左袒セザル者ヲ捕縛ス	九四四
五六	暴徒進發後区戸長ニ旧門闕ヲ登用ス	九四六

五七	島津久光西郷隆盛トノ面語ハ明治七年以來ナシ	九四七
五八	私学校徒両島津家ヲ憎ム	九四八
五九	両島津家ノ窮境	九四九
六〇	島津久光西郷隆盛ヲ道ヲ誤ルヲ談ズ	九五一
六一	奈良原繁島津家家令就任ノ事情	九五二
六二	石井武之介等出発	九五二
六三	江藤新平敗走シテ鹿児島ニ至ル話	九五三
六四	横川本宮達	九五三
丁丑擾乱記 (四) 丁丑擾乱実記十年三月十五日起稿		
六五	私学校創建之事	九五四
六六	旧近衛兵等非役給ヲ賜フノ始末	九五六
六七	私学校々則	九五七
六八	諸郷区長私学校員ヲ登用ス	九五七
六九	鹿児島分宮焼燼	九六〇
七〇	貴島清・折田啓之介等事	九六一
七一	熊本県神風党蜂起ニ付私学校員動揺	九六二
七二	私学校員吉野山狩ト名付ケテ操練	九六三
七三	私学校員大挙ノ目的	九六四
七四	大山綱良東京ヨリ帰県	九六五
七五	鹿児島ニアル弾薬汽船ヲ以テ大坂江運送	九六六

- 七六 真宗説教ヲ開ク……………九六六
- 七七 明治十年一月三十一日暴徒彈藥掠奪并中原尚雄等捕縛暴辱之事……………九六七
- 七八 賊徒出陣壯兵ヲ煽動募集ス……………九六九
- 七九 賊徒ニ諛ヒ更ニ新県令ニ詔フノ徒……………九七二
- 八〇 明治十年十二月頃鹿兒島県人心……………九七四
- 八一 私学校暴慢之説……………九七六
- 八二 田中直哉真宗ヲ開クノ論……………九七六
- 八三 当時鹿兒島ノ形勢……………九七七
- 八四 三月初頃各所ニテ彈藥製造或ハ隠蔵……………九七八
- 八五 賊徒ノ妻子面会ハ兵氣ヲ挫ク……………九七九
- 八六 振武隊募集……………九七九
- 八七 樺山相馬横死……………九八一
- 八八 ナポレオンカノン砲……………九八一
- 八九 火藥製造ノ為硫黄ヲ奪ヒ或ハ県官雷管製造ニ尽力……………九八一
- 九〇 吉野村ノ賊造船所ノ大砲ヲ盜ム……………九八二
- 九一 天保山夜討ニ掛リタル賊……………九八三
- 九二 勝山某出軍ノ噂……………九八三
- 九三 官軍哨兵ノ敵……………九八四
- 九四 樺山休左衛門ノ譚……………九八四
- 九五 官軍八代ニ出タルニ賊ハ大イニ困却ヲ生ス……………九八五



	九六	賊軍彈藥闕乏……………	九八五
	九七	加世田郷本田弘捕縛サル……………	九八六
	九八	官軍百引郷敗走……………	九八六
	九九	賊軍ノ探訪婦人ヲ用ユ……………	九八六
	一〇〇	庄内ノ蜂起ヲ竣ツ……………	九八六
	一〇一	阿多源七遁逃鬢ヲソリ落シ容ヲ変ス……………	九八七
	丁丑擾乱實記 (五) 共六冊		
一〇二	鹿兒島県布達第一号	五月二日……………	九八八
一〇三	鹿兒島県布達第二号	五月二日……………	九八八
一〇四	鹿兒島県布達第三号	五月二日……………	九八八
一〇五	鹿兒島県布達第四号	五月二日……………	九八八
一〇六	鹿兒島県布達第五号	五月二日……………	九八九
一〇七	鹿兒島県布達第六号	五月二日……………	九八九
一〇八	鹿兒島県布達第七号	五月三日……………	九八九
一〇九	鹿兒島県布達第九号	五月三日……………	九九〇
一一〇	鹿兒島県布達第十号	五月三日……………	九九〇
一一一	鹿兒島県布達第十二号	五月三日……………	九九〇
一一二	行在所達第四号	二月廿五日……………	九九〇
一一三	明治天皇綸旨	二月十九日……………	九九一
一一四	行在所達第五号	二月廿八日……………	九九一

一一五	行在所達第六号 三月十七日	九九二
一一六	鹿兒島県布達第三十三号 五月廿日	九九二
一一七	征討総督諭達 五月廿七日	九九二
一一八	鹿兒島県告諭 四月廿七日	九九三
一一九	鹿兒島県告諭 四月廿八日	九九三
一二〇	賊軍募兵強制	九九四
一二一	賊軍巡查募集	九九六
一二二	巡查費用課出ヲ命ス	九九七
丁丑擾乱記 六		
一二三	福山本營回達	九九八
一二四	縦恣多欲驕奢ヲ極メタル県官	九九九
一二五	島津忠義県官ノ不当ヲ論ズ	一〇〇一
一二六	中原尚雄等口供一件	一〇〇二
一二七	党軍ノ兇暴残酷	一〇〇五
一二八	罹災者救助	一〇〇六
一二九	賊徒降伏自首者多シ	一〇〇七
一三〇	賊徒ノ兇暴	一〇〇八
一三一	桂久武	一〇一〇
一三二	大挙ノ計画ハ一月以前ニアル如シ	一〇一一
一三三	鹿兒島県令大山綱良ノ意図	一〇一三

一三四	西郷隆盛……………	一〇二四
一三五	桐野利秋……………	一〇一五
一三六	篠原國幹……………	一〇一五
一三七	村田新八……………	一〇一五
一三八	池上四郎……………	一〇一五
一三九	官軍勝利ノ因……………	一〇一六
一四〇	賊軍敗北ノ因……………	一〇一七
一四一	大山綱良友人某ト論争……………	一〇一九
丁丑擾乱實記		
一	薩軍將士詩歌……………	一〇二一
二	九月一日賊軍再襲……………	一〇二二
三	賊之將校家族へ物語……………	一〇二三
四	日州永井村ニテ西郷布告文……………	一〇二三
五	桐野利秋日州ノ或地ニテ物語……………	一〇二六
六	城山困窮……………	一〇二六
七	西郷死ヲ決シ進撃セントス……………	一〇二八
八	賊將松元龜五郎城山ヨリ出テ島津家ニアル友人ニ物語……………	一〇二八
九	邊見十郎太法元ト物語……………	一〇三〇
一〇	中島健彦物語……………	一〇三一
一一	六月廿八日下町菩薩堂通出火延焼……………	一〇三二

一一	八月廿七八日頃ヨリ人氣穩カナラス	一〇三三
一二	八月廿七八日頃ヨリ人氣穩カナラス	一〇三三
一三	県令岩村通俊其他汽船ニ搭シ長崎へ避趨	一〇三四
一四	再襲婦順降伏ノ徒蜂起	一〇三五
一五	賊徒各所ニ戦ヒ鹿兒島旧私学校ヲ陥ル	一〇三六
一六	西郷其他家族へ音信或面会	一〇三七
一七	日州延岡ニテ軍議	一〇三七
一八	糧米彈藥闕乏	一〇三八
一九	九月一二三日迄ニ巡查鎮台暴殺セララル	一〇三九
二〇	九月廿四日城山悉滅	一〇四一
二一	松下助左衛門鹿兒島ニ渡ル	一〇四二
二二	五月頃鹿兒島戦況	一〇四二
二三	大山綱良高山ニ行ク其他	一〇四五
二四	深見有常	一〇四六
二五	西郷ヲシテ大島ニ遁レシメント謀ル	一〇四六
二六	九月一日造船所官員殺サル	一〇四七
二七	賞典学校	一〇四七
二八	熊本土族池邊吉十郎カ説	一〇四八
二九	賊ノ探訪人	一〇四八
三〇	賊徒大山綱良カ上京ヲ聞テ怡悦	一〇四八
三一	大山綱良カ大恩ヲ受ケタル人々利ニ走ル	一〇四九

三二	熊本ノ上田休カ説……………	一〇五〇
三三	四月末鹿兒島人ハ翔メテ官軍ノ捷ヲ知ル……………	一〇五〇
三四	官軍鹿兒島ニ哨兵ヲ張ル……………	一〇五一
三五	坂元鄭介臺灣征討ノ兵ヲ募ル……………	一〇五三
三六	諸郷区長人名……………	一〇五三
三七	貴島國彦城山ニ死ス……………	一〇五六
三八	益田某カ娘巡查ヲ助ク……………	一〇五六
三九	鹿兒島第二大区一小区士族福島巖之助正治淵邊高照ト議論……………	一〇五七

# 鹿兒島征討始末 一

一 鹿兒島県下異状届二月

一 熊本県権令鹿兒島景況聞取書

一 鹿兒島県令ヨリ府県鎮台ヘノ通知書

一 同人献言

一 福岡県届、鹿兒島県專使捕縛人名、

一 附長崎・大分二県同上

一 志方検事上総督宮書

一 鹿兒島県令ヨリ西郷以下熊本開戦届

一 同上中原以下拘留人名

一 鹿兒島造船所長菅野海軍少佐見聞書二綴三月

一 川路大警視大阪滞在云々内務卿上申

一 兇徒聚衆等ノ節取締方各府県ヘ内達

一 三条太政大臣ヨリ岩倉右大臣宛内務卿并ニ鹿兒島県

一 令届書四通

一 志方検事ヨリ中村書記官宛、中村某熊本実地目撃次

一 第聞取書

一 長崎警察所聞取書三通

一 熊本裁判所某戦状報知從二月廿六日至三月九日

一 附静岡県士族春岡知了自首書

一 志方検事外一名ヨリ山田司法大輔宛田原坂戦報

一 同人外二名ヨリ井上毅宛同上

一 附木庭賀前外一名熊本探偵書

一 三好ヨリ井上毅宛高鍋・佐土原等景状報知

一 黒田参議鹿兒島県出張始末

一 附同県下諭達書并取押火薬等一覽表

一 天機伺願濟華族人名追加

一 鹿兒島県下異状之儀上申

鹿兒島県令大山綱良より管下異状之趣別紙之通届出候ニ

付、此段上申候也、

明治十年二月十日 内務卿大久保利通

右大臣岩倉具視殿

管下異状之届

客月三十一日夜十二時頃、何者トモ不相分、磯海軍造船

所属舎内ニ格護ノ小銃彈藥ヲ奪取タル段、該所官員ヨリ急報ニ付、速ニ其筋ニ申付、搜索中之処、昨晩又殆ント千人余、該所并ニ属廠へ闖入シ彈藥類都テ奪取タル段掛合ニ及、就而ハ方々百方搜索中ニ候得共、不取敢此段至急及御届候也、

十年二月二日

鹿兒島県令大山綱良

内務卿大久保利通殿

## 二 熊本県権令鹿兒島県景況聞取書

鹿兒島県下騷擾之模様聞取書別紙廉々之通、警部其外より届出候条、御心得迄不取敢上申仕候也、

明治十年二月十二日

熊本県権令富岡敬明

内務卿大久保利通殿

追而去ル八日付ヲ以、薩州形勢上申之儀、手違ニテ大藏卿江進達致置候間、何卒同卿より御承知被下度事、

鹿兒島県景況聞取書

一二月三日鹿兒島湊江蒸気船壹艘・帆前船壹艘、伊集院

郡平担任シタル薩州製造之銃器械受取之為メ、東京より来着候所、私学校連之ヲ察知し、器械庫ヲ警固スルニ付各船ハ直チニ出帆ス、然ルニ其器械庫ニ焼拵之仕掛等有之ヲ見、忽チ疑惑ヲ生し、急ニ国内へ触レテ郵便ヲ止メ、口々ヲ固メ、不審之者ヲ探偵し、教導職州殿大津鏡念外州殿名并ニ黒江某・山下某・高木某・沼口某・園田某等数十名ヲ捕縛し、其所持品ヲ査検スルニ、東京江送りタル書翰之写等有之ニ付糺問候処、大久保内務卿之内命ヲ受ケ、島津従二位ヲ始メ、西郷・桐野等之刺客ニ入込趣百事明白ニ及ヒ、且ツ大津鏡念州殿以下江書留郵便を以差出しタル東京より之書状ヲ開封スルニ、全ク右之申立ニ符合し、蒸気回漕之儀も書面ニ判然し、其外他之郵便書状中ニモ器械庫焼拵之儀等記載シタルヲ以テ之ヲ確証トシ、其非理ヲ糾サン為メ、兵器ヲ携へ東京に逼ラント議定シタル由ニ有之候事、

一 元鶴郷士沼口某東京在官ニ付、私学校模様為探索、外名名被指添婦国候所、沼口者被縛、名名某者取遁シタルニ付格別手当イタシ、口々相固メ、事情露頭ニ及ハ、必定官軍所ニ指向ニ付、我より先ンシテ押出ト之由モ有之候事、

一 兵數者凡ソ二万四五千人より不少由ニ有之候事、

但シ農民ニ至ルマテ大久保氏之所為ヲ惡ミ、出兵志

願ニ及フト雖トモ、決テ不許由ニ有之候事、

一 大久保氏者惡キト云ハス警視長川瀬五郎助者前日東京

より警部ヲ鹿兒島ニ遣スニ付不快ヲ生シ、西郷陸軍中

將者甚タ不人望ニテ、事発スルニ及ハ、コノ面々者必

ス討伐スト云フ由モ有之候事、

一 出兵之節者各県ニハ子細無之ニ付、人民驚愕セサル様

先触ヲ出ス筈之由ニ有之候事、

一 今般出兵之人数丈ケハ銃器等充分調候ニ付、即今買入

之銃器等者後備之人数ニ賦与スルモノナリト、小銃買

入ノ者申聞タル由ニ有之候事、

一 今度出兵之大將者奈良原小三郎<sup>三十歳位、元島津三郎之臣、當時在國</sup>之由ニ有

之候事、

一 三月七日小人數ヲ以テ鹿兒島出發、熊本鎮台ヲ襲撃シ、

直チニ上京、宮様ヲ奉迎シ、大人数者国内ヲ固ムルト

ノ由ニ有之候事、

一 出水麓高屋敷野間口彦助<sup>(兼)</sup>外二十名許、内務省当りより

大事件之委托ヲ受ケ帰島致し候処、同盟之中薩川内住

末廣某逆心ヲ生シ云々之旨自訴シタルより、該県内一

時ニ手ヲ廻ハシ、出水ハ野間口ヲ始メ大口ハ園田五郎  
左衛門養子等ヲ捕縛シタル由ニ有之候事、

一 鹿兒島出兵之期者二月廿八日之処、鹿兒島より出張之

区戸長其外巡查等総テ二月九日引取候ニ付、出兵之期

急迫シタル哉之由モ有之候事、

一 内務省御用掛山田武雄・渡部金石丸薩ヨリ之帰途、米<sup>本也</sup>

津通行之際、警衛之士取巻キ、県庁之指令ニ付通行差

留旨申出、巡查本局ニテ取調ラレ、其際同人より、何

故ニ如是所業ヲナス哉ト詰問ニ及候所、僧徒之者正教

院之許可ヲ不経県内江參り、人民ヲ眩惑スルニ付、取

締方、正教院より依頼ニより津口ヲ固メ候旨答タル由

ニ有之候事、

一 鎮台医士某薩州へ帰省米津マテ至ルニ、同所江仮番所

ヲ設ケ、帯刀ニテ番兵之体裁ヲナシ通行差留候ニ付、

何故ニ如此スルヤト問フニ、即今警戒之儀有之旨答候

ニ付、尚又警戒之旨趣ヲ問フニ、近来海賊多ク天草沖

ニテ或ル商船之荷物ヲ奪ヒ、又津畑辺ニテ被盜者有之

ニ付、斯ク嚴重ニスル旨答ニより、自分者鹿兒島ノ者

ニ付差支アルマシト云フニ、陸軍々臣ト云フ証跡ナケ

レハ決テ通行不相成旨ニテ、已ニ捕縛スヘキ之勢ニ依



り、其儘立歸り候由ニ有之候事、

一 米ノ津番所者巡查四五名、私学校生徒凡ソ四拾名許之由ニ有之候事、

一 出水口・野間之原口ヘモ番所ヲ設ケ、銃器ヲ備ヘ番兵ヲ張り、一切出入ヲ禁し、長崎裁判所松本七等判事外

三名モ薩ニ入ラントスルニ入レス、終ニ引歸シタル由ニ有之候事、

一 二月八日平松<sup>(山本市)</sup>之百姓三名、雨具・脚絆等買ヒ求メ、其

節我等今日御用有之、軍士百名ニ五拾名宛之夫方ニテ各自ヘ金拾門宛被渡、雨具其他必用之品者今日中ニ買求メ候様被達候ニ付、右様買求候旨東英雄ト申者江申聞タル由有之候事、

一 私学校連ハメリヤスノ白ズボンニ黒脚絆ヲ着し、入校之者ハ帰宿ヲ許サス、且其規則者親子兄弟タリトモ告クルヲ禁し、総人数者大凡八万人程モ有之、其内肥前・土佐よりモ数人入込ミタル由ニ有之候事、

一 仙台<sup>(内)</sup>之大橋之下ニハ左右ニ私学校之内より小銃ヲ持シ刀ヲ帶シ、不審之者ヲ取糺し、且ツ私学校連之帰宿スルモノヲ討ツト云フ由ニ有之候事、

一 私学校連者其勢強大ニシテ、之レニ行逢フモノハ遠方

より脇ニ除ケ通行スル由ニ有之候事、

一 当県士族モ三四名許鹿兒島県江入込居候由ニ有之事、<sup>(候脇カ)</sup>  
一 鹿兒島薬庫<sup>(火腕)</sup>ヘ乱妨セシモノハ不殘同県庁ニテ取押ヘ、

県官之中事情具陳之為メ已ニ出京之由ニ有之候事、  
以上

### 三 鹿兒島県令ヨリ各府県ヘノ通知書

三ノ一

今般陸軍大将西郷隆盛・陸軍少将桐野利秋・陸軍少将  
篠原国幹政府ヘ尋問之筋有之、旧兵隊等隨行、不日ニ  
上京致候段届出候付、<sup>(弊)</sup>敵庁ニ於テ聞届置キ、朝廷ヘ上  
申者勿論、各府県并ニ各鎮台ヘ通知之為メ官員ヘ專使  
申付候条、其管内ヘ到着候バ、道中無異議通行候様、  
御依頼ニ及候也、

追申、西郷外上京之事件御承知有之度候バ、該書類  
官員携帶候条、御一覽可被給候、

明治十年二月十四日 鹿兒島県令大山綱良

各地方出張  
警視官員  
各府県  
警察官員

御中

三ノ二

添翰ヲ以テ申進候、今般西郷隆盛外人員上京ニ付、万  
一御県下ニ於テ訛言浮説等相行ハレ、人民動揺之形況  
ドモ有之候テハ、上ハ朝廷下ハ人民ノ為メ拙者心中ニ  
於テ憂慮致居候間、別紙御通知之趣ヲ以テ御管下へ告  
諭、人民動揺無之様御着手給度、御意中之事トハ存候  
へ共、此段更ニ内情ヲ以テ御依頼ニ及候也、

明治十年二月十四日

鹿兒島県令大山綱良

滋賀県令書記官

御中

三ノ三

(以下四通、内容は「三ノ二」と同文に付、宛名のみ記載)

大分県権令香川眞一殿

三ノ四

京都府知事榎村正直殿

三ノ五

長崎県令北島秀朝殿

三ノ六

大阪府知事渡邊昇殿

四 鹿兒島県令ヨリ京都府知事へ中原等口供

書通知

四ノ一

今般当県官員へ専使申付、御通知之事件左ニ申進候、近  
日当県より旧警視庁江奉職ノ警部中原尚雄其外別紙人  
名之者共、名ヲ帰省等ニ託シ潜カニ帰県之処、彼等窃カ  
ニ国憲ヲ犯サントスルノ奸謀発覚シタルニ付、即チ御  
規則ニ木ツキ其筋へ申付、該人名捕縛ノ上鞫問ニ及候  
処、凶ラスモ該犯ノ口供別紙之通ニ有之候、就而者右  
事件陸軍大将西郷隆盛・陸軍少将桐野利秋・陸軍少将篠  
原国幹等ガ耳聞ニモ相触タルカ、右三名より今般政府  
へ尋問之筋有之、不日ニ当地発程致し候間、御含ノ為メ  
此段届出候、尤旧兵隊之者共随付、多数出立致候間、  
人民動揺不致様一層御保護及御依頼候也、トノ書面ヲ  
以テ届出候ニ付、県庁ニ於テ書面之趣聞届ノ上、朝廷  
へ御届申置候間、為御心得此段及御通知置候也、

明治十年二月十四日

鹿兒島県令大山綱良

京都府知事榎村正直殿

四ノ二

中原尚雄口供書

鹿兒島県伊集院郷

士族 正兵衛嫡子

少警部

探偵捕縛明治十年二月三日

中原尚雄

三十二年

一自分儀、明治九年一月四日少警部拜命奉職罷在リ、同年十一月末方、日ハ失念、大警視川路利良宅へ差越候処、同人ヨリ各県ノ事情等彼此ト承リ候末、鹿兒島県ニ於テ近頃種々不穩向モ有之逆モ、西郷陸軍大將在県ナレハ名義不立ニ愈忽ノ所為者無之トハ申ナカラモ、万一挙動之機ニ立至ラハ、西郷ニ対面刺違ユルヨリ外ニ仕様ハナヒヨトノ申聞ニ随ヒ居候折柄、是亦日ハ不取覚、同県士族大山勘助宅へ立越候処、咄ニ西郷若シ事ヲ挙げハ刺殺より外ナキト承候ニ付、弥々前件ノ主意包蔵罷在候内、同年十二月廿四日中警部園田長照・末廣直方自分宅へ参リ、近日帰省願出度含ミト云フモ、鹿兒島県之動靜、何分世評マチマチノ向キ申スニ付、其儀ニ於テハ、自分ニモ共ニ帰省致し度相答候処、兩人共其意ニ応シ候ニ付、即日其形ニテ皆共罷歸リ候事、一翌廿五日警視庁内ニテ川路利良へ鳥度面会ノ節、帰省

ノ願書可差上候間、宜敷相頼候段申述候処、夫ハ好キ事ナリ、宜ク氣張呉ヘク申聞候ニ付、前書云々ノ儀モ有之、弥々決心罷成候、尤モ園田長照方江集会ノ盟約ニ付、午後三時頃より差越候処、平田才七(念)・野間口兼一・猪鹿倉保・大山綱助(念)・菅井誠美・伊丹親恒・末廣直方・山崎基明・高崎親章・安樂兼道・土持高等追々来集イタシ、孰レモ見込ノ論ヲ立、帰省ノ上ハ各郷より私學校入校ノ者ハ固ヨリ、其外へ名分ノ無キ帥ヲ起スハ、人臣トシテ有間シキト云フ儀ヲ主張シ、入校ノ面々且ツ入校志願ノ者共ヲ引離シ度トノ事ヲ決議シ候事、一翌廿六日午後川路利良旧宅当分明キ家ノ所ニ於テ、右人数集会ヲ期シ置キ、帰省ノ願書差出候処、即刻許可相成リ、皆々参会ニ及ヒ候、其節評議ノ次第ハ、第一私學校ノ人数ニ離間ノ策ヲ用ヒ、我方ニ人数ヲ引入レ、私學校ヲ瓦解セシメ、動搖ノ機ニ投シ西郷ヲ暗殺致シ、速カニ電報ヲ以テ東京ニ告ケ、海陸軍併セテ攻撃ニ及ヒ、私學校ノ人数ヲ塵ロシニイタシ候儀ヲ決定シ、電報ノ役ニハ園田・野間口素より肥後境ノ者故熊本鎮台(大分出身)(熊本出身)ニ駆付、是より電報ニ及フベキ事ト、其他報知ニ於テモ悉ク暗号相定メ、都テ決議ノ上明日ノ発程ヲ究メ候、

併シ同時ニ発程候テハ外見ノ畏レモ是レアリ、面々仕舞次第ト取究メ皆共帰宿致し候事、

士族  
権中警部

一同廿七日東京発程、横浜マテ差越し一泊、翌廿八日午後第九時玄海丸へ乗船出帆之処、船中殊ノ外不宜、諸

同平佐郷  
野間口兼一

所滞泊ニテ明治十年一月十一日着県、夫レナリ外出等

士族  
権中警部

モ致サス候得共、末廣・高崎等参リ呉候儀ハ有之、何

同喜入郷  
末廣直方

モ前書探偵ノ件々モハカドラス、折柄暗殺ノ密謀発覚

少警部

イタシ、終ニ御捕縛ニ相成、右次第此度御取調ニより、

同喜入郷

陸軍大将西郷隆盛ヲ川路利良カ命ヲ受ケ、容易ナラザ

士族

ル儀ヲ差挟ミ、且ツ人心ヲ離間スルノ始末取企候次第、

少警部

今更何共奉恐入候事、

安樂兼道

右之通相違不申上候、以上、

同加世田郷

明治十年二月五日

中原尚雄 拇印

士族

少警部

四ノ三

園田長照等口供

土持 高

鹿兒島県牛山郷

東京府士族

士族

中警部

中警部

菅井誠美

園田長照

鹿兒島県市来郷

同出水郷

士族

權少警部

士族同

高崎親章

田中直哉

同縣下西田

同高岡郷

士族

士族

一等巡查

權少警部

樋脇賢助

山崎基明

同加治木郷

一自分共儀明治九年一月以來追々警視庁中警部其他拜命

士族

奉職罷在、大山綱介・猪鹿倉保・田中直哉ハ書生ニテ

二等巡查

親數相交リ、然ル処同年十一月頃ヨリ鹿児島私学校ノ

伊丹親恒

人員何欵挙動是アル世評ニ付、探偵トシテ帰省可致旨、

同谷山郷

大警視川路利良より内諭致承知、折柄大山勘助よりモ

士族書生

右事件承候ニ付、同年十二月廿五日中原尚雄初メ外十

平田才七(家)

四名集会シ、孰レモ見込ノ議論ヲ立テ、私学校入校之

同加世田郷

者ハ素より、其外入校有志ノ面々ハ離間ノ策ヲ廻シ、

士族同

人心ヲ引放し度決議候事、

大山綱介

一翌廿六日午後、川路旧宅明家ニ於テ亦集会ヲ期し、帰

同加世田郷

省ノ願書差出候処、即刻許可相成リ、皆々参会ニ及ヒ

士族同

候、其節之評議ニ、第一私学校ノ人員ニ離間ノ策ヲ用

猪鹿倉保

ヒ、我方ニ人数ヲ引入レ、私学校ヲ瓦解セシメ、動揺

同平佐郷

ノ機ニ投シ西郷ヲ暗殺し、速カニ電報ヲ以テ東京ニ告

ケ、海陸軍併テ攻撃シ、私学校ノ人数ヲ塵ロシニ致シ  
候議ヲ決定シ、電報ノ役ニハ園田・野間口素ヨリ肥後  
境ノ者故、熊本鎮台ニ駆付、是より電報ニ及フベキト、  
其他報知ニ於テモ悉ク暗号相定メ、都決議ノ上、明日  
ノ発程ヲ相究メ、尤モ同時ニ出立候テハ外見ノ畏レモ  
是アリ、面々仕舞次第ト取究メ、皆共帰宿致シ候事、  
一同廿七日ヨリ翌廿八日迄ニ東京発程、明治十年一月  
中旬ニ至リ孰レモ鹿兒島着、前件探偵等モハカトラザル  
内、密謀発覚イタシ、終ニ御捕縛ニ相成リ、右ノ次第  
川路利良カ命ヲ受ケ、容易ナラザル儀取企候始末、今  
更何共奉恐入候事、

右之通相違不申上候、以上、

明治十年二月七日

園田長照

野間口兼一

末廣直方

安樂兼道

土持 高

菅井誠美

高崎親章

樋脇賢助

四ノ四

前田素志等口供

伊丹親恒

平田才七

大山綱介

猪鹿倉 保

田中直哉

山崎基明

各々拇印

鹿兒島県加治木郷

士族四等巡査

前田素志

同帖佐郷

士族四等巡査

高橋爲清

同平佐郷

士族書生

柏田盛文

同蒲生郷

士族四等巡査

松下兼清

同加世田郷

士族二等巡査

西彦四郎

松下兼清

西彦四郎

各々拇印

四ノ五

野村綱口供

鹿兒島県第一大区

二小区拾番地居住

士族野村好醉

嫡子 野村 綱

一自分共儀明治九年九月以来、追々警視庁へ奉職罷在候  
処、同年十二月、警部末廣直方始メ、其他鹿兒島私学  
校之者ドモ容易ナラサル形勢ニ因リ、探偵方トシテ帰  
省之段粗々承リ、同ク探偵方トシテ帰省致度存シ、同  
月廿六日川路利良之内命ヲ受ケ、同県士族大山綱助へ  
帰省之願書差出候処、即刻許可相成リ、探索等精々心  
ヲ用ヒ、且ツ私学校人員入校志願ノ者ヲ離間イタシ候  
様、其他ノ儀共ハ末弘等<sup>(廣)</sup>ノ指令ニ従フベキ旨承知致シ、  
尤モ集会等ニ一切關係不致候事、

一同日より翌廿八日迄銘々発程、明治十年一月中旬ニ至  
リ鹿兒島江着シ、前件探偵等モ不相叶内、密謀発覚シ  
終ニ御捕縛ニ逢候事、

右之通相違不申上候、以上、

明治十年二月七日

前田素志

高橋爲清

柏田盛文

自分儀旧宮崎県廃合ノ末、宮崎学校処分ノ事モ有之、  
旧学校弟子九名方向取定メノ為メ、明治九年十二月五  
日<sup>(右カ)</sup>方同伴、当地出發、同廿八日着京、其時分紛々鹿兒  
島動揺ノ風聞有之、国家ノ為<sup>(不説カ)</sup>メ都合ノ儀ト思込ミ、同  
三十一日大久保卿へ鹿兒島表ノ説、路頭ニ紛々ト有之、  
自ラ上等社会ニ於テハ確實御熟知ノ御事トハ存、路  
頭ノ説ノ様有之候テハ甚タ不都合ノ始末故、私儀モ委  
シクハ不存候得共、御聞被成度候ハ、可致出頭トノ趣、  
郵便ヲ以申遣候処、十年一月三日参リ呉候様申来リ罷  
越候処、前書ノ始末如何ト被相尋候ニ付、成程一時ハ  
壮士輩<sup>(總)</sup>競ヒ立候得共、十一月下旬方より静定ノ向ニテ、

自分出立之砌ハ穩ニ候、若シ路頭ノ説ニテ、政府処分ヲ誤ル事有之候而ハ、実ニ為国家不容易次第ニ有之候旨申演候処、此末者如何成り立ツベキヤ、如何カ処分然ルヘキヤト被申候ニ付、之ハ私共ノ見ニ及聞敷相答候処、先ツ鹿兒島私学校ハ一体政府ノ為メニ一大腫物ノ如シ、仍テ我輩ノ工夫ニハ、盛大ナル学校ヲ設立シ、少年輩ヲシテ学問ノ方向ヲ定メシメ、同校人数ヲ離間シ、諸郷ニモ同様着手イタシ、漸次腫物ヲ小クスルニ如スト承り候事、

一 同廿九日申来候ニ付可參照カ罷越候処、三十一日ノ飛脚船より

出立候様、尤モ鹿兒島ノ人氣ハ起リサメ仕易キ困柄故、兎角二三月頃が懸念ニ被思、且ツ陸軍省ヨリ彈藥等取寄候手都合モ有之、通例ノ事ナラ郵便又ハ電信より被申越度、而して動搖甚敷時分ハ、乍御苦勞直ニ駆付ケ呉レ度、其節ハ郵便ハ止リ電信ハ切ル、ニ違ヒハナシ、其上陸軍等ノ用意者成程非常ニ備ルト云モノ、確タル報ナラデハ人民ノ騒キニモ相成ル事故、其節ハ直ニ馳付ケ呉候様、殊ニ警視庁よりモ探索差出シ有之候、皆必死ノ格護ニテ先キ達テ出立セリ、暴発等ノ節ハ自ら大小為ス所アルヘシト懇ニ被申演候ニ付、其意ハ畢

竟主任ノ人ヲ斃スカ、又ハ火藥庫ヘ火差入ル等之事ニテ、随分仕果スヘクト汲受ケ、左様ノ事ナラ承知仕候旨相答ヘ候処、金百円報知ノ路費トシテ被差出候ニ付受納イタシ、而シテ此度貴公ノ事ハ誰モ知ラヌ事故、其段ハ深く可差含、尤先達テ差出候探索人名ハ是ナリ、為心得トテ半切紙ニ書キタル人名ヲ出サレタリ、一見スルニ、何等警部或ハ何等巡查、或者書生ノ片書ト郷名有之候、其書面者警視庁より廻り来リタルモノニテ候事、

一 同年一月三十一日東京出立、神戸より迎陽丸ニ乗組ミ、歸県候処、中原尚雄等警視庁より内諭之次第發覚イタシ、御捕縛相成候段承り、自分ニ於テモ、前書承知イタシ候件々、彼等右次第ニ付テハ今更着手ノ道無之、大書記官田畑常秋ヘ大略申出、深重ノ処ハ包藏イタシ居候処、再ヒ御呼出相成り第一分署ヘ差廻サレ、猶御取調ノ末前件形行申出候事、右之通相違不申上候、以上、

明治十年二月十三日 野村 綱擗印



五 鹿兒島県令献言

今般陸軍大将西郷隆盛外二名上京之次第ハ、兼テ御届申上置通ニテ、既ニ去ル十五日当地発程致し、尤通行ニ付而者先ニ各府県・各鎮台へ通知致置候処、於熊本県ハ未前ニ庁下焼払、剩通筋川尻迄押出、及砲撃候旨追々報知有之、実ニ意外之次第ニ立至リ候、然ル処、彼ノ地へモ去ル九日当県征討ノ命被仰出候哉ニ相聞へ、何共奉恐入候、乍然西郷大将儀ハ先般辞表差上以來、於県下嚴肅ニ謹慎致し、且数万之士族輩自費ヲ以テ学校ヲ開キ、忠孝ヲ重し、諸生ヲ教導シ、第一方嚮ヲ不誤様勉テ説諭し、既ニ佐賀ノ暴動、曳続キ熊本・山口同断之節、県内安静終ニ一毛ヲ不損者全国ニ明瞭ナル事ニ候処、何等ノ御嫌疑アツテ大久保利通・川路利良より私怨ヲ以テスルカ、不容易国憲ヲ犯シ、暗殺ノ内論ヲ下シ候儀、実ニ海外ニ对シ乍恐政府上ノ御失体ト奉存候、尤随行人ノ者共銃器帶刀ヲ以テ途中保護之儀ハ、暗殺ヲ被命候程ノ者、無異儀上京不相遂者勿論ノ事ニテ、不得止於下官モ聞届置候、就テハ愈当県征討被仰出ノ上ハ、県官且士民ニ至ル迄、

御征討ノ御趣意被為在候哉、夫々無名ノ恥ヲ蒙ラセ候而ハ、鹿兒島県人民トイヘトモ皆王民ニシテ、政府ノ命令ヲ不奉者一夫モ無之候得共、何分士民拳テ動揺ニ立至リ候間、至急御勅諭被成下、尤西郷大将之趣意モ致貫徹候様御処分被下度、此段至誠ヲ以テ奉願候也、

明治十年二月 日

鹿兒島県令大山綱良

太政大臣三條實美殿

右大臣岩倉具視殿

六 福岡県届、鹿兒島県專使捕縛人名

六ノ一

別紙之通福岡県令渡邊清より申出候ニ付、則書翰九通・

活版壹冊相副此段致進達候也、

明治十年二月廿五日

内務卿大久保利通

太政大臣三條實美殿

六ノ二

今般鹿兒島県賊徒追討被 仰出候ニ付、右連類之者共

捕縛之儀、兼テ從熊本県照会之趣モ有之、專ラ探偵中当

県下久留米警察署ニ於テ、別葉名面之者共捕縛之上取

糺候処、則別冊甲第九号活版書類所持罷在候間、一応

遂檢問処、該県ニ於テ縛シタル刺客之白状ニヨリ、西

郷・桐野・篠原等突然憤激、私学党(校脱カ)一万二千人トモ云或ハ三万人ト云未タ孰レカ是ナルヲ知ラス

ヲ引率シ、去ル十五日鹿兒島出發陸地上京之積、右ニ

付各府県並ニ各鎮台へ為照会、大山県令之書簡ヲ携へ、

去ル十四日該地出發候旨申立候、且該人共ノ口供ニヨ

レバ西郷等モ素より一同出發之儀ト被相考候間、等外

二等出仕川津宇太郎ヲ急飛トシテ此段上申仕候也、

十年二月廿一日 福岡県令渡邊 清

内務卿大久保利通殿

六ノ三

久留米ニ於ケル捕縛人名簿

捕縛人名簿

長崎県肥後国高木郡島原村

士族当時鹿兒島県權少属

高木正榮

同上等外一等出仕

高木義孝

鹿兒島県士族

同六等警部

伊勢 汀

同県士族

同県等外三等出仕

篠山眞積

同県士族

等外一等出仕

宇宿行徳

滋賀県犬上郡彦根士族

原 作藏

鹿兒島県士族

上村誠之助

同

原(厚カ)地菊治

同

内藤佳一郎

山形県士族

北條卷藏

長崎県士族

木村門延

鹿兒島県士族

吉井 叶

同

貴島平八

右当県下久留米警察署ニ於テ捕縛候事、

十年二月二十一日

福岡県令渡邊 清

六ノ九

長崎県ニテノ捕縛人名

四月五日

長崎県ニ而捕縛シタル鹿児島県専使人名

鹿児島県士族

田尻ツカサ

相良 勇藏

山本サネアキ

川上チカサト

福永直之丞

上原ヤススケ

平岡八郎太夫

永吉ミノル

三重県士族

鈴木ヨシカツ

和歌山県士族

小久保直五郎

六ノ四

鹿児島県令ヨリ長崎県令宛中原等口供書通知三月十日

(内容は前掲「四ノ二」と同文に付略す)

六ノ五

中原尚雄口供書

(内容は前掲「四ノ二」と同文に付略す)

六ノ六

園田長照等口供書

(内容は前掲「四ノ三」と同文に付略す)

六ノ七

前田素志等口供書

(内容は前掲「四ノ四」と同文に付略す)

六ノ八

野村綱口供書

(内容は前掲「四ノ五」と同文に付略す)

六ノ一〇

大分県ニテノ捕縛人名

大分県ニ而捕縛

鹿児島県十一等出仕

平山季雄

同地租改正掛十一等出仕

禰寝 潔

同勸業掛七等属

基太村萬之助

同九等属

伊藤一作

右者愛媛県・高知県并高松分営へ之專使

七 志方之勝檢事ヨリ大総督宮へノ上書

之勝儀

今般九州出張ノ命ヲ蒙リ、本月廿日熊本ノ城ニ着ス、谷少将前へ面ス、城兵者凡二千四百名程東筑豊ニシテ兵糧四十日ヲ貯へ、然リト雖モ城ハ巨大周回一里余ニシテ兵不足、県下ノ士族所謂木下党・実学党・千反畑連等者先ツ掛念ナルヘシ、其他学校党・京町連・山崎連等者熊城ノ東方凡一里余ヲ隔テ竹宮村ニ集合ス、右三郷党ノ内ニ頭立タルモノ七八名ヘ県庁より第四課出仕鎮撫專任ヲ命シ、一般士族方向ヲ誤マラサルヨウ注意セリ、依テ之勝右会席

ヘ廿日、廿一日兩度出張、暴徒征討ノ布告ヲ誦聞セ、方同ヲ尋問スル処、コノ集会ノ面々者大義名分ヲ遵奉シ、他県ヘ雷同スルコトナシト答フ、因テ其旨谷少将・綿貫警視等へ通知ス、其外古京町連、高麗門連其他種々党類アリ、神風連残党モ混シ居レハ方向如何トモ計リ難シ、然ルニ廿一日午後より開戦ニ付、之勝モ止ヲ得ス熊城ヲ出ツ、廿二日賊城ニ迫ル、官軍戦勝ツテ賊数名ヲ斃ストイヘドモ外ニ応援ノ兵ナク、尔後賊ハ城ノ四方ヲ囲ミ城北一里ヲラス出京町、及ヒ三馬下城ヲ隔ルニ小学校アリ、之ヲ屯當トナシ、盛ニ勢ヒヲ張ル、又同日山鹿より小倉ノ台兵ヲして熊本へ進軍スル処、賊軍ハ已ニ兵ヲ向ノ坂城ヲ隔ツニ進ム、官軍機ヲ失セス挑ミ戦ト雖トモ利ナク、植木ノ駅ニ火ヲ放チ、(田原)タバルノ險阻ヲ守ラス兵ヲ木ノ葉町ヘ引上ル向フ坂ヨ、賊軍機ニ乗シ植木町ヘ積貯スル処ノ米三四百俵ヲ奪ヒ愈進撃ス、同廿三日タバル坂ニ於テ戦フ、官軍敗走して兵ヲ筑後界南関熊城ヲ隔ルヲ退ケノ時官軍死傷不寡、蓋シ木ノ葉より高瀬迄ハ僅ニ一里余ニして同所者肥後ノ米庫ト唱へ、且山海ノ利熊城北方ノ魁ト云フ、然ルニ官軍守衛ノ兵無キヲ以テ賊果して此地ニ手ヲ下シ、畢ニ彼レカ所有ト為サンコト必然ノ勢ナリ、高瀬より六里ヲ隔

テ、東方ニ山鹿アリ、新町アリ、隈府アリ、山鹿者人別戸數ノ多キコト高瀬ニ下ラス、隈府ハ菊池氏代々ノ城跡ナリ、若シ此ノ四ヶ所ヲして賊ノ所有タラシメバ、嗚乎肥後ノ全国ヲ全フスル不能、昨廿四日三好少将へ前書ノ次第ヲ申述し、野津・三好引率ノ新兵ヲ以テ三方南関三池通兼より菊池街道熊本へ、且一大隊ヲ三池辺より柳河マテノ間ニ出

し、以テ海路ヲ予防スヘシ、柳河・佐賀・久留米ノ士族等ハ戦争ノ勝敗ト熊本士族ノ挙動トヲ窺フノ勢アリテ、未タ方向ノ如何ト之ヲ確認スル不能、因之<sup>(志方)</sup>之勝謹テ按ス

ルニ、大総督宮急速錦旗ヲ北筑ニ進メ玉ヒ、本営ヲ良山ニ据ヘ、令ヲ四方ニ下シ玉ヒ、賊胆ヲして寒カラシメハ、自然官軍勢ヒヲ張り、随テ各県ノ士族兩端ノ懐ヲ破リ、忽チ方向確定シ、以テカラヲ官軍ニ尽し奉ラン乎、抑今般之一挙、始メ官軍一大隊ヲして肥後ノ国境熊城ノ南方タル三太郎三ノ坂ヲノ概シテ云ノ陰阻、或ハ日奈久熊城より南より八代方十四里程ノ

宇土ノ海岸ヲ守ラシメハ、賊如何トモ策ヲ施スニ道ナク、無論日奈久以北ヲ窺ハシメサルハ必然ナリシニ、兵出機ニ後クレ官軍ノ陣営タル熊城天主ヲ始メ城下ノ焼失殆ント八九分ニ及ヘリ、随テ人民鎮台ヲ怨望シ、日夜大総督宮大旗及ヒ細川護久来ルヲ希望ス、賊ハ此機ニ乗シ城下

ノ人民ヲ慰撫シテ曰ク、我等四五日早ケレハ一戸ノ焼失モナカリシニ憫然ナリ杯ド、依テ人民塵然トシテ賊ニ帰服ス、誠ニ可恐ノ形勢ナリ、故ニ此ノ挙ヤ艦ヲ燒キ釜ヲ割ルノ御覚悟ナラデハ夷ニ天下存亡之域ニ立至ランモ亦計リ難シ、仍テ之勝彼レ此見聞探撃ノ次第、且見込ヲ大総督ノ宮ニ謹言シ、以テ朝命ヲ報ス、然ル上ハ謹ンテ踰越ノ罪ヲ待ツノミ、誠恐頓首謹言、

十年二月廿五日

権少檢事志方之勝

大総督宮

參軍御中

## 八 鹿兒島県令ヨリ西郷以下開戦届

先般陸軍大将西郷隆盛外上京之事件ニ付御届ニ及置候通各府県・鎮台へモ通知致し候処、熊本鎮台之儀西郷発程ノ頃ヨリ該県下へ放火し、鎮台ニ抛リ発銃ニ及タルニ付、西郷隨行之者共止ムヲ得ス戦争ニ及タル段通知有之候間、不取敢此段御届ニ及候也、

明治十年二月廿七日

鹿兒島県令大山綱良

右大臣岩倉具視殿

九 鹿兒島県令届、中原以下拘留人名

先般当県官員上京、并ニ内務省官員木梨精一郎帰朝ノ便より、前後御届ニ及候陸軍大将西郷隆盛ヲ暗殺セント謀タル犯罪人、警部中原尚雄以下別紙人名ノ者共、更ニ新牢ヲ建築シ拘留致シ置候、且又新築之失費者、追テ取調之上御届ニ可及、此段上申候也、

明治十年二月廿七日

鹿兒島県令大山綱良

右大臣岩倉具視殿

谷山郷士族	瀬戸山伊左衛門
馬越郷士族	山下竹之助
加世田郷士族	本田 弘
喜入郷士族	濱島敦以
加世田郷士族	西彦四郎
谷山郷士族	平田宗七
加治木郷士族	前田素志
帖佐郷士族	高橋爲清
加世田郷士族	大山綱介

同	安樂兼道
平佐郷士族	柏田盛文
谷山郷士族	古垣兼成
同	竹下種誠
谷山郷士族	長野祐道
加治木郷士族	川上親清
谷山郷士族	長倉祐利
蒲生郷士族	松下兼清
同	樋脇賢助
市來郷士族	高崎親章
加世田郷士族	猪鹿倉保
伊集院郷士族	森幸左衛門
加治木郷士族	伊丹親恒
谷山郷士族	久留景介
同	山下兼一
平佐郷士族	田中直哉
鹿兒島士族吉野居住	中馬清秋
東京府士族	菅井誠美
谷山郷士族	堀 興憲
今和泉郷士族	詫摩治亮

同 佐藤信武

日向國高鍋士族

清水岩治

市來郷士族

萩原壯左衛門

重富郷士族

酒匂龍五郎

牛山郷士族

園田長照

加世田郷士族

土持 高

同

山下住義

平佐郷士族

末廣直方

伊集院郷士族

永田盛信

市來郷士族

上野秀譽

出水郷士族

野間口兼一

加治木郷士族

木佐貫重郎

鹿兒島士族西田居住

黒江景安

高岡郷士族

山崎基明

一〇 鹿兒島造船所次長菅野海軍少佐見聞書

一〇、一  
明治十年三月四日

大臣〔卷〕「岩倉」

本 局〔卷〕「櫻井」

參議

卿輔 〔卷〕「大隈・寺島」

海軍省

一該省所轄鹿兒島造船所次長菅野海軍少佐儀、此程帰京

仕候ニ付、右手統書之件、右供高覽候也、

当省所轄鹿兒島造船所次長菅野海軍少佐儀、此程帰京

仕候付而者、右手統別紙三括之通届出候条、此段御届

仕候也、

十年三月四日

海軍少将中牟田倉之助

右大臣岩倉具視殿

一〇、二

昨一日夜当所内へ賊徒乱入致し、雷管・摩擦管

并小銃彈藥等掠奪ニ遇候御届

昨一日御届仕候通、一月卅一日夜小銃彈藥被為掠奪候事

件有之ニ付、後日当所内へ賊徒侵入可致モ難計、乍併之

ヲ拒止致候儀者元より人少ニ而行届兼候ニ付、温和ニ接  
待致シ、臨機之所置可致旨兼而宿直之者へ相達置、且夜  
巡り人夫モ平常七人之処、昨日ヨリ尚七人ヲ増加シ当庁

之内外并屬地内モ時々巡視可致旨相達置候処、已ニ昨一日午後十時頃賊徒多人數当所内へ侵入、倉庫ヲ破壊し雷管・摩擦管并彈葉等掠奪致旨宿直官員下河邊行廉ヨリ別紙之通届出候、又一昨夜掠奪ニ遇候残り之小銃彈葉即チ水ヲ注キタル分并廢物ニ屬候大砲裝藥桶入之分共、昨夜悉皆被為掠取、実ニ不容易事變ニ有之候、右乱入之人員ハ凡千有余人モ可有之、小荷駄馬并車等携来、運送致候趣ニ御座候、仍而今朝鹿兒島県令へ面会、昨夜之顛末詳細弁解之末、此後保護向等及依頼、若シ県庁ニ於テ保護之道不相立候ハ、不得止熊本鎮台へ使者ヲ立、該鎮台ヨリ保護ヲ受候外他事無之旨申聞候処、右様相成候而者忽チ重大之事件ニ可立至ハ、顯然之儀ニ付、委細警察課へ商議之上、何レニモ保護行届候様可致間、鎮台江使者差立之儀ハ暫見合與候様、県令相答候、仍テ暫差扣居候処、午後三時過該県官員差越、今朝御示談之趣警察課へ敵達置候ニ付、多分昨夜之如キ暴動ハ有之間敷、併シ確ト保証ハ相成兼候得共、先ツ安心可致旨返答有之候、右者大略以電報御届仕置候得共、此段啓申仕候也、

## 鹿兒島造船所次長

十年二月二日

海軍少佐菅野覺兵衛

海軍大輔川村純義殿

追テ被為破壊候之倉庫者拾三ヶ所ニ御座候、此旨申添候也、

一〇ノ三

私儀

昨夜脇岡長信当直之処、病氣不參ニ付代理相勤、然ルニ一昨夜之變動モ有之候ニ付、夜廻夫モ平生ヨリ七人ヲ増し、所中内外其外屬地内へモ猶ミニエール彈葉殘居候ニ付、夫々見締リ之手段ヲ尽シ、午後八時屬地内へ巡邏セシメ候、夫共久敷掃局之届無之、何分不審ニ相考候中、午後十時之所中夜廻リ夫届申出候ニハ、郭外路上凡五六町之間、怪敷者數千人モ群集し、断然何故事ヲ催サントスルノ形勢ナル由申出候ニ付、門戸等敵數相停置候様下知相伝候午後十時十五分、何者共不相知棒ヲ携へ、或ハ帶刀等ニテ鯨ノ声ヲ揚ケ、所門より乱入し来り候ニ付、則庭前ニ飛出、何者ナルヤ子細承り度候ニ付、一時温潤ニ静リ吳候様大音ニテ屢々申聞候得共、何分大勢之事故、兎角之問答モ出来兼、其内最早役所中へ踊り入り、或ハ倉庫ヲ破壊シ、終ニ諸倉庫ノ鎗箱等ヲ奪ヒ候ニ付、備瀬島熊助其外用使・門番・定



夫等凡拾八名モ精々力ヲ尽し防禦方仕候得共、衆寡不相敵者勿論、非常ニ被備置候兵器モ無之候得者、只多人數ニ押圧セラルノミニテ彈藥・雷帽子ノ類ノ物許多掠奪致シ引去り候始末、実ニ不容易事變ニ御座候、此段不取敢御届仕候也、

明治十年二月二日

下河邊行廉

海軍造船所次長

菅野少佐殿

一〇ノ四、

去ル二月二日、鹿兒島造船所へ賊徒乱入及狼藉

候より、一統帰京仕候御届

二月一日夜、造船所内へ賊徒侵入ニ付、翌朝鹿兒島県令へ面会保護向等及依頼候処、県令より使者差遣シ、保護方ニ就懇答有之候間、定テ可行届儀ト存候得共、尚取締之為メ宿直官員兩名ニ致シ、夫々注意致置候、然ルニ前書返答ニ背キ保護之道一向不相立、尚又二日夜賊徒乱入前日より数層之暴挙ニ及ヒ、剩へ佐々木海軍三等属ヲ及打擲候旨、別紙之通同人並桐野利邦より届出候、仍而速ニ出勤之上所内ノ景況目撃仕候処、庁中ハ勿論、其他所トシテ狼藉ヲ不極処無之、殊ニ雷管・摩擦管等之類者悉

皆掠奪、外所蔵品等モ多分盜ミ去り候、右ニ寄り工業者勿論、事務之順序モ立兼候ニ付、不得止二月三日ヨリ工業差止候、又他府県管轄之者ト認候得者、賊輩無故捕縛可致勢ニ付、官員ノ内、鹿兒島県貫屬之者而已ニテ宿衛為致置、栗原海軍中主計始、他府県貫屬之者ハ身ヲ全クスル為メ夫々潜伏致居候、其後造船所之儀者何レノ差凶ニ候欤、門札ヲ改メ該県貫屬之内、是迄在官之者ハ勿論、從前免官之者出頭、該所ニ於テ頻リニ兵器ヲ製造致居候趣伝聞仕候、仍テ二月十八日県令へ面会、右之次第及尋問候処、造船所始末之儀ハ昨十七日拙者へ被托候、就而者当今之場合逆モ船艦製造之儀ハ見込無之ニ付帰京致候方可然、殊ニ過日川村海軍大輔より依頼之次第モ有之ニ付、聊懸念ニ不及旨申聞候、且郵便船太平丸之儀者是迄拘留之処、琉球御用向等モ有之、至急出帆之筈ニ付、右ニテ帰京候而ハ如何可有之ト県令申聞候ニ付、則其意ニ任セ、同船へ乗組去二月十九日鹿兒島港出帆、同廿七日拙官外拾一名帰京仕候儀ニ御座候、当官員銘々潜伏中之举止并ニ該地景況之聞見等ハ別ニ上申可仕候、此段御届仕候也、

鹿兒島造船所次長

十年三月三日

海軍少佐菅野覺兵衛

海軍大輔川村純義殿代理

海軍少将中牟田倉之助殿

一〇ノ四ノ二

昨二日造船所内へ賊徒侵入、諸品掠取、其上

及狼藉候御届

拙者儀

昨二日桐野利邦ト共ニ当番ノ処、午時<sup>後</sup>五時四十五分何者トモ知レス多人數侵入、一応接待スルニ彈藥・小銃等之所在ヲ喧問ス、思フニ既ニ一昨夜ノ挙動アリ、肯セサレハ暴動顯然之勢、且ツ貴下より兼テ諭告之次第モコレアルニ由リ、備・用使並定夫等へ命シ悉皆倉庫ヲ開カセ、彼レ等ヲシテ終ニ庫内ニ入ルヲ許シタリ、然ルニ追々多人數隊ヲ逐フテ闖入し、種々ノ物品ヲ暴掠ス、其中屯人拙者ヲ認メテ誰何セリ、故ニ答フル、宿衛之官員佐々木定静ナル者ト云フヤ、彼レ忽チ拙者ヲ捕拿シ云ク、彈藥ニ水ヲ注キタルハ爾ノ処置ナリヤト、依テ其事由ヲ答弁し、条理ヲ論セントスレトモ彼等獨狂ニして一言モ解し得ス、妄リニ多人數蟻集して罵詈擲セリ、然レトモ衆寡固より敵スル能ハス、真

ニ生涯ノ羞辱遺憾ニ堪ヘサルナリ、彼レ等打擲止ミシ後、拙者ヲ公廨前ノ水溜ニ投ス、浮ミ出テ上ラントスルニ亦投スルコト再三、其中中間ヲ得、走セテ職工休息所ニ入ル、此処ニ定夫藤田新助ナル者暴徒ノ挙止ヲ伺ヒ、拙者ノ艱難ヲ救ハントスルノ際ナレハ、直ニ相伴フテ後山ニ登リ、草叢ノ中ニ潛マシム、爰ニ於テ辛フシテ危急ヲ免レタリ、疵傷ヲ撫摩スルニ幸ニシテ重傷ナク、又所内ヲ瞰視スルニ暴徒等燭ヲ照し、縦横ニ奔走し頻リニ狼藉ヲ極ム、故ニ桐野始諸氏之安否並ニ所中之景況如何ト苦慮措クコト能ハス、然レトモ身軀既ニ勞レ、動作難キニ因リ奈何トモスル能ハス、止ヲ得ス暫ク休息切齒シ居タリ、午後十一時過トモ覺ホシキ頃、所内稍静謐トナリ、殊ニ痛処少シク癒ユルニ由リ徐歩して公廨ニ至リ、桐野始諸氏ニ面会スルヲ得タリ、何レモ無恙、然ルニ彼レ等硝子障子其他諸器具ヲ破壊シ以テ諸品ヲ掠取し去ル、其狼戾<sup>態</sup>実ニ名状スヘカラサルナリ、桐野氏語テ曰ク、足下遁カル、ノ後彼輩搜索スルコト四隅牀下至ラサル処ナシ、幸ニシテ恙ナキヲ賀スト、因テ想フ、彼輩頗ル暴戾ヲ極ムルモ未タ甘心セサルニ似タリ、何ノ為メニ斯ク拙者ヲ狙伺スル

ヤト、桐野氏亦曰ク、足下此処ニ在テハ恐クハ精神鎮静ナラサル可シ、所内ノ事我輩担任ス、幸ニ顧慮スル勿レ、今より退テ宜シク精神ヲ養フヘシ、然レトモ今宵ノ勢、刺客ノ恐アレハ必ス旅宿ニ帰ル勿レ、先ツ我輩ノ寓ニ就キ暫ク休息スヘシト勸説頗ル懇切ナリ、依テ百事依頼ノ下、同氏ノ寓ニ赴テ休憩ス、今朝ニ至リ強テ出頭セント欲スルトモ全身浮腫痛痺して起ツ能ハス、故ニ旅宿ニ就キ治療ヲ加ヘント欲スレトモ、他人ノ諫止スルより先ツ知家ニ憑リ暫ク休息シ、旅寓ノ景況ヲ偵リ問ハシムルニ、果シテ昨夜二三十人、今朝五七人何者カ拙者ヲ伺ヒ来リタルヨシナリ、右ハ昨夜ヨリノ顛末大略如此、細目ニ至リテハ舌頭具狀可致、此段及御届候也、

十年二月三日

海軍三等属佐々木定静

鹿兒島造船所次長

海軍少佐菅野覺兵衛殿

一〇、四、三  
昨二日佐々木定静同様宿直ニ御座候処、同人ヲ捕拿之際拙者ヲ引立、野戦砲并摩擦管及ヒ鉛丸等之所在ヲ詰問セシ内、両三名鍵箱ヲ打破リ銘々何レカ持行、前後

拙者ヲして定静ト一所ニ居ヲ得サラシム、賊徒中ニ所内之位置ヲ諳スル者在ルト見ヘ、工場ヘハ不入立、唯何番庫何々品ト云声ニテ提燈ヲ持シ、同類ヲ指揮シ、此際又拙者ヲ詰問して定静ノ所在ヲ責問スル甚急ナリ、此時同人者所後之山中ニ在ルヲ知ニ依テ、賊ヲ欺クニ門前ヲ逃走セシ処、海中ニ投セシ様子ナルヲ以テ、(ス脱カ)此時賊一同大笑して四散セリ、然レ共狡猾之賊数名、拙者之言ヲ疑ヒ、猶数人ヲ指揮して屋上又ハ床下、櫃等ニ到ル迄探索究メテ蔽ナリ、午後十時頃ニ至リ四斤砲三門并付属品ヲ奪ヒ去リ、是より少ク静ナリ、十一時頃ニ佐々木氏ニ面会ス、又三日午前二時頃賊徒三拾人バカリ来リ、掉鉛六本ヲ掠奪ス去ル、佐々木局中ニ在テハ、前段所内ノ位置諳スル者有ルニ依テ、不慮ノ變有ルヲ恐レテ拙者拜借ノ官舎ニ押テ到ラシメ、先ツ致安心候、其他之次第ハ別紙佐々木氏ノ届書ニ詳細ニ付、爰ニ省略仕候也、

十年二月三日

桐野利邦

造船所次長

菅野覺兵衛殿

一〇ノ五ノ一  
鹿兒島造船所現金処分局

(案)「鹿二第二十号」

本年二月中、鹿兒島県下暴動之際、造船所現在金額処分方之儀ハ、栗原中主計より差出候始末書之通り、同県庁へ預ケ方等取計候条、則別紙相副、此段御届仕候也、

鹿兒島造船所次長

明治十年三月三日

海軍少佐菅野覺兵衛

海軍大輔河村純義殿代理

海軍少将中牟田倉之助殿

一〇ノ五ノ二

本年一月卅一日夜逆徒多人数造船所々轄ノ火薬庫へ乱入、彈丸薬等奪去候事件不容易儀ニ付、本所へモ襲来ノ患無之トモ保証し難ク、先ツ以テ予防ノ為メ金函ノ鑰ニ通り有之候内、不用立分ヲ鑰箱ニ相収メ、所長是ヲ預リ置、当直之者自然賊徒之窘迫ニ逢候節者、所長ノ寓舎へ人ヲ馳セ、右鑰箱取寄セ可相渡旨ニ応接致し、其間ニ防禦ノ手当等相運可申ト、公然所長より諸属員へ口達相成、其実用立候分ハ自分密ニ所持致罷在候、畢竟所員中ニモ賊徒ニ声援ヲ為ス者無之トモ難定情況

ニ付、前件ノ所分有之候、先是県下之景況何分無心元折柄ニ付、本所ト第五国立銀行トノ間ニ条約ヲ結び、公債証書ヲ抵当トシテ所中之現金者悉皆銀行へ相預ケ置候ニ付、賊徒暴動之節者右抵当物ト現金纔ニ四百円許ニ有之、然ルニ二月一日以来連夜之乱入ニ付、同三日造船所閉庁相成、此際所中現存之金額并必需之簿書類等悉ク取纏メ、窃ニ他方へ移し密々格納致シ置候処、同僚中逆徒之景勢ヲ覚知スル者下河邊行廉等、同四日以來各日自分ノ寓舎ニ来リ、賊徒ノ金額ヲ搜索スル、急ニ迫ル之趣ヲ告ク、其氣焰殆ント保護之道ヲ絶タントス、依テ菅野次長ニ商議し、県庁者一國ノ政府タレバ是等之保護ヲ依頼スヘキハ当然之地位ナルヲ以テ、同庁ニ頼談し賊徒之掠奪ヲ免ルルニ如カスト、即六日所長ヨリ書面ヲ以テ県令大山綱良へ及掛合候処、聊差支ノ筋モ無之、委細承知致シタル由ニテ、翌七日県庁第六課出納掛官員加納喜助造船所へ出頭、計算簿引合、右現在之金円并公債証書等取調相預ケ、県庁之預リ証取置申候、然ル処同十六日計算課員木尾澄明ヨリ書面ヲ以テ申越候趣者、兼而抵当ヲ以テ銀行江相預置候金額不殘県庁へ差出可申旨、同庁より直ニ銀行へ指令相成

候ニ付、悉皆差出候間、右預ケ金ニ係ル条約書者銀行江下渡し遣候様トノ事ニ有之、突然無謂所置ト存し、則

庁へ委頼致置候次第御座候、此段有形之実況御届仕候也、

右ノ始末具ニ所長へ届出申候、依テ所長より県官へ掛

追テ鹿兒島県庁より受取候金額者在勤之諸官員二月

合相成、条理相運預リ証書認替之儀示談相整候、然ル

分俸給并旅費等ニ相渡し置申候、尤計算上ニ関スル

処、十八日午後四時頃俄ニ郵船太平丸拔錨之儀決定ニ

一切之帳簿文書類者悉皆取り円メ帰京致候条、是亦

付、便乗可致旨所長より通達相成候ニ付、公務取纏ノ

副テ御届申出候ナリ、  
鹿兒島造船所計算課長

タメ所長寓江罷越示談致し、兼テ県庁へ預ケ置キ候金

明治十年第三月 海軍中主計栗原 實

額者、此際不残為替手形ニテ持帰リ可申旨申出候得共、

一 菅野鹿兒島造船所次長引揚顛末書

何分県庁退出後ニテ如何共致し方無之、翌十九日早朝

一 菅野鹿兒島造船所次長引揚顛末書

県庁へ出頭上、県令并出納課員ニ面会致シ、右金額受

取申度旨申出候処、差当り現金無之ニ付、何レ銀行之

為替ヲ以テ御渡し可致儀ニ候得共、是亦只今之間ニ合

一 明治十年三月廿一日

ヒ兼候而已ならず、郵船出帆モ弥本日午後一時ト確定

大臣(朱)「岩倉」

致し候上者、彼是手間取り候而者太平丸乗組之儀相叶

參議(朱)「寺嶋・大木」 本局(朱)「土方岩谷・白井」

間敷候間、直様後より銀行之為替手形ヲ以テ東京へ回

卿輔 代理

金可致候間、先以在リ合之金二千五百円相渡申候由ニ

鹿兒島造船所長菅野海軍少佐外四名該地引揚之顛末其他

テ、此際ニ至リ如何ニモ時間ノ猶予無之、依而所長よ

見聞書類、海軍省より届出候ニ付、供高覽候也、

り尚又回金之儀懇ニ県令江依托相成、則出発致シ候、

尤造船所閉庁前職工人夫雇實并諸物品買上代等仕払残

リ之分モ有之候ニ付、夫レ是差引之儀者書面ヲ以テ県

鹿兒島造船所在勤海軍少佐菅野覺兵衛外四名ヨリ

届出候該地事情書御届

鹿兒島造船所次長海軍少佐菅野覺兵衛外在勤之者四名  
ヨリ、引揚之顛末概記并該地之景況見聞書別紙之通届  
出候ニ付、為御参考右書類相添此段御届仕候也、

海軍大輔川村純義代理

明治十年三月廿日

海軍少将中牟田倉之助

右大臣岩倉具視殿

一ノ二ノ一

鹿兒島暴動之際実況并伝聞概略記載

一月下旬頃より窃ニ郵便書状ヲ披封スルノ説アリ（後ニ  
聴、此開封ノ事ハ昨年六月頃ヨリ始マリタリト）又同頃より帰  
県ニ托し県情探偵、或者其為入県セシ疑有者ヲ窃ニ搜索  
スルノ風説アリ、

一月卅日ノ夜始テ陸軍所轄之彈藥ヲ掠奪セシ者アリ、同  
卅一日夜海軍属舎内格納之小銃彈藥ヲ奪取セシ者アリ、  
從是二月三四日ニ至ル迄、夜トシテ此挙非サル無シ、先  
是陸軍赤龍丸ヲ遣シ、彈藥并機械等ヲ運搬セントス、其  
玉葉積入之央ニ際して此暴動始テ発セリ、同三日造船所  
ヲ閉チ、工事ヲ止ム、同三日夜有盜、提燈ヲ携へ催馬樂  
ノ陸軍火藥庫ニ入、忽チ誤テ失火、死傷八名ト云フ聞、

當時西郷隆盛遠郷ニ在、使ヲ馳セ急ニ之ヲ呼帰、後直ニ

暴挙ノ巨魁ヲ召シ、戒ルニ大義ヲ以テスト、然レ共人氣

業ニ已ニ狂ノ如ク、又之ヲ如何トモスル事能ハサルカ如

し、於是欵、西郷・桐野・篠原等日夜私学校ニ出テ百般

ノ事ヲ議定スト、又此際已ニ警部中原尚雄等數十人及僧

侶数名ヲ捕縛シ、且他県之者ト認ムルアレハ罪ノ有無事

ノ是非ヲ問ハス杖棒振ツテ之ヲ捕へ、更ニ私学校内ニ糾

弾処ヲ設ケ、其吏員タル者者鹿兒島人ニテ該所裁判所ニ

在勤ノ者ヲ抽キ之ニ充テ、拷問頗ル慘酷ナリ（當時巷説ア

リ、僧侶ノ縛ニ就キシ所謂者兼テ警部中原等ト嘆シ、十二月二十

七日<sup>曆旧</sup>ノ夜ヲ以、上下市中數ヶ所ニ放火シ、此動搖ニ乘シ暗殺之

事ヲ遂ント謀リシ為ナリト、且曰、火藥ヲ箱數十二詰メ所有セリ

ト、又曰、僧鐵念<sup>本字</sup>殿ハ木戸公ノ遣シ者ナリト、同五日賊造船

所ヲ横領シ昼夜兵器製造ヲ始ム、此間四郷ノ兵士私学校

ノ許ニ來聚スル者、夜以日ニ繼チ、又県下ノ老幼兵事ニ

関セザル者ト雖モ、男子トシテ佩刀セサル者ナシ、同八

日太平丸琉球ヨリ入港、薩兵忽チ之ヲ捕フ、同九日高雄

丸來港、薩兵之ヲ奪ント欲シ躍テ小舟ニ入者四十名許、

舟忽チ傾覆悉ク水ニ没ス、此時衆皆佩刀提銃、進退自由  
ナラス、為ニ數分時間ヲ費シ終ニ其望ヲ果ス能ハス、西

郷小平・邊見十郎太・別府某其他有名之壯士輩皆之ニ在  
ト云フ、本日西郷直次郎等櫻島造船場ニ在リ、高雄丸よ  
り來船スヘキ命ヲ得、將ニ之ニ赴ントス、忽チ島中ノ少  
壯數十アリ、來リ西郷ノ宿所ヲ囲ミ且謂テ曰、汝強テ船  
ニ往カントセハ縛シテ以鹿兒島ニ送ント、又別ニ多数ヲ  
分チ伝命ノ端舟ヲ奪ハシム、舟辛フシテ本船ニ回ヲ得タ  
リト、即同船港<sup>マ</sup>

同日西郷隆盛等政府ヘ為尋問上京云々、大山県令ヨリ書  
面ヲ以通知シ來ル(此書類録シテ別紙ニ在リ)、此日櫻島造  
船場工事取止ム、

同十日迎陽丸入港、兵士之ヲ檢シ野村綱ヲ縛シ、他ノ便  
人ノ上陸ヲ止ムル凡一周間、同日又中原尚雄ノ口供ヲ各  
所ニ揭示ス、

同十三日燈明船テーボル來港、兵士又之ヲ奪ハント欲シ  
直ニ小舟ニ乘シ砲台ノ下ニ潛ム、テーボル敢テ投錨セス、  
僅ニ磯前ニ於テ進航ヲ止メ、直ニ端艇ヲ下シ造船所ニ懸  
セントス、忽チ有兵携銃テ出、將ニ之ヲ捕ヘントス、又  
辛フシテ厄ヲ脱ス、テーボル俄ニ柁ヲ転シ瞬間港ヲ出テ  
去ル、故ニ何ノ為其入港セシヲ知者ナシ、

同十五日二大隊出発、阿久根通行熊本ニ向フ、同十六日

亦二大隊出發通路昨日ノ如シ、

同十七日西郷・桐野・篠原等一大隊ヲ引率シ道ヲ大口ニ  
取り東肥八ツ代ニ向発シ、本日は加治木宿泊、小舟數十艘  
ヲ発ス、此行兵士所携ノ小銃者新古長短一樣ナラスト雖  
モ、就中ミニヘール銃尤多シ、此他七連銃凡七百挺アリ  
ト云ヒ、又大小彈藥等ヲ迎陽丸ニ積載シ阿久根ニ廻送セ  
リト云フ、

同十八日市中稍靜謐ナリ、郵便太平丸兩三日中解鎖ノ由  
ニ付、県令大山ト議スル処アリ、此便宜ヲ以歸京之事ニ  
決ス、

同十九日此日俄ニ太平丸拔錨午後二時ニ決ス、依テ一時  
乗船、三時該港出帆セリ、本日春日艦入港、

抑二月第三日ヲ以閉庁、工事ヲ止メシ所謂ハ、一月三十  
一日ノ夜無名ノ学賊、我カ格納ノ小銃彈藥凡二万四千発  
余ヲ奪却セシ趣、宿直遠藤直方より届出ルニ因リ、二月  
一日早旦、木尾澄明ヲシテ県令ノ宅ニ就キ搜索ノ事ヲ謀  
ラシメ、余者直ニ造船所ニ出頭、現場点檢スルニ、果テ  
盜賊ノ所為ニ相違無キモ、更ニ他物ヲ望マス彈藥ヲ盜ム  
者ハ容易ナラサルノ賊ナリ、而シテ彈藥ノ尚残レル者數  
十万発アリ、乃公然書面ヲ以テ其保護及賊ノ搜索ヲ県令

ニ依頼ス、然レトモ彈藥保護ノ事ハ県庁ノ力ニ及ヒ難キ云々回答アリ（此往復書類總テ別紙ニ在リ）、於是残り彈藥保護ノコトニ付弘ク衆議ヲ取ルニ、諸説区々別々良案アル事ナシ、終ニ断然水ヲ濺クニ決ス、此時木尾・下河邊等余ヲ別室ニ招キ謂テ曰、水ヲ濺クノ事万々止ヲ得サルニ出ルト雖モ、劇徒之ヲ知ラハ果テ他県人ノ所為トナシ必益激セン、恐クハ兄等ノ利ニ非スト、余曰、然リ、又足下等ノ利ニモ非ルベシ、然ハ別ニ良策アリヤ、兩人同音答曰、只一策アリ、多数ノ定夫ヲ付シ不寝番トセン、賊若大勢襲来、番夫力及ハスシテ去ル、又兄カ責任ノ罪ニ非サルヘシ、余又曰、賊若迫テ強談シ、而シテ吾不与ハ如何、暴徒ノ激スル均キ而已、今彼ノ憤怒ヲ怖レテ寧ロ彼ヲ利シ吾ヲ害スルノ凶物ヲ横領サル、ノ理アラン、議已ニ水ヲ濺クニ決ス、今躊躇スルコト勿レト、払袖テ座ニ着キ謂曰、誰カ能濺水ノ事ニ当ン、佐々木定靜憤然応声テ立チ、急ニ下河邊行廉ヲ呼フ、行廉逡巡左右ヲ顧テ立、乃定夫等式拾余名ヲ携ヘ、直ニ之ニ赴ケリ、想ニ後日暴徒等頻ニ佐々木ヲ目シ之ヲ刺ントスル者ハ、蓋當時断然憤起、自ラ場ニ在テ卒夫ニ令シ濺水ノ事ヲ遂タルニアルナリ、此夜果テ賊アリ数百、浸水ノ彈藥ヲ見テ忽チ

怒レハ猛虎ノ如シ、然レトモ尚濡水之彈藥等悉皆掠奪且所内ニ乱入、倉庫十有六戸ヲ毀チ、兵器ヲ掠メ去ル、同二日午前九字、昨夜ノ直員下河邊行廉ヲ携ヘ県庁ニ到リ夜来暴動之顛末ヲ説キ、今後防禦ノ事ヲ依頼シ、且謂曰、県庁若保護ノ道無クンハ不得止直ニ使者ヲ熊本ニ馳セ、該所鎮台ニ頼テ保護ヲ仰クノ外余策アルコトナシ、県令黙ス、頃之曰、若足下ノ言ノ如クセハ事忽チ重大ニ至ラン、然ニ今即答成シ難シ、尚警察課ト商議シ後刻確答セント、余此言ヲ諾シ直ニ造船所ニ到リ回答ヲ待ツ久矣、午後三時後使者初テ到リ県令ノ意ヲ述テ曰、今朝御依頼ノ趣篤ト警察掛ト議シ早速防禦ノ着手セリ、只確ノ一字而已未タ下シ難シト雖モ、恐クハ昨夜ノ如キ暴挙無カルヘシ、乞少ク安堵セヨ云々、余尚其使者ニ向ヒ所中ノ形況ヲ示シ、且曰、県令ノ言敢テ不容疑、然共狼藉既ニ斯クノ如シ、希クハ実地ノ情況ヲ復報シ、尚一段依頼ノ愚情ヲ陳述アランコトヲ、此夜宿直官員二名（則桐野利邦・佐々木定靜ナリ）、附屬拾四名ヲ置キ意ヲ悉テ帰ル、先是數時、裁判官員四名来所、前夜来ノ顛末ヲ聴キ、且破損ノ倉庫等一見シ、余ト議スル処有テ帰レリ、当夜亦有賊、薄暮より侵入前後千有余人、其暴動昨夜ニ數倍、



殊ニ直衛官員ヲ暴辱シ、官廨及諸倉庫等悉ク破毀シ、貯藏物品ヲ掠奪シ去ル、茲ニ至テ始テ大山県令ヲ疑フ、

同三日各処ヲ点検スルニ所中処トシテ狼藉ヲ不極ルナシ、

之カ為ニ諸工事ハ勿論、事務之順次全ク索乱、漸ク必要書類・金員等取纏ヒ、当所直員者<sup>(宿願カ)</sup>当分桐野利邦始該

県貫属ニシテ本所ニ在勤ノ者、及付属拾四名ヲ以テ之ヲ充テ、一ト先閉庁、栗原等ト共ニ退散、各便宜ノ家ニ就

キ、一時殺氣ヲ避ルニ決ス、時本日午後二時半也、

昨夜半岡部勦兵衛ナル者走来、窃ニ余ニ告曰<sup>時ニ余等瀬戸口</sup>

<sup>裏左衛門ノ後樓</sup>ニ在、今宵暴挙勢甚シキ模様ニ付、不待暮シテ造船所ニ到

見、己ニ数百名所中ニ乱入、一群ノ者、該所付属某ヲ捕

ヘ糾問最中也、近ツキ之ヲ聴ニ、佐々木氏ノ所在ヲ以セ

リ、蓋昨日弾薬ニ水ヲ濺キシニ因也、彼答フルニ、過刻

初入ノ一群同氏ヲ飽迄打擲ノ後、石ヲ結テ水ニ投セリ、

恐クハ死テ水底ニ在ン、野夫ハ其後ヲ不知ト、依之ニ、

衆水溜ノ周囲ニ群リ、棹ヲ以テ水底ヲ搜ルニ不触、既ニ

其脱去セルヲ覺リ、從是四隅ニ散シ、屋上床下所トシテ

搜索セサルナシ、此時僕佐々木氏ノ万死ヲ救ハント欲シ、

衆ニ先ツテ四方ニ馳セ、百万之ヲ尋ルニ不在、初テ想フ、

何人カ己ニ其死体ヲ隠セリト、因テ速ニ此形勢ヲ閣下ニ

報ント欲シ、窃ニ衆中ヲ脱シ今茲ニ至レリ、劇徒等己ニ

閣下等ノ居所ヲ記シテ去、又閣下弊宅ニ在ヲ知レル者頗

リニ閣下ノ在宿否ヲ問フ者アリ、僕答ルニ昨朝出勤以來

更ニ帰來無キ旨ヲ以テ、希クハ君弊宅ニ帰ルコト無ク速

ニ自衛之策ヲ定ヨ、僕亦來与ラント、

今晚鷄鳴宿桐野利邦より使ヲ遣シ、夜來暴動ノ次第並

佐々木定靜カ纒ニ虎口脱セシ事ヲ報知セリ、初テ其存命

ナルヲ知り稍安堵ス、本日県下懇意ノ者数名來聚、為吾

輩謀ル甚懇切也、一ハ以上下ノ挙動ヲ探リ、一ハ潜伏ノ

場所ヲ撰ミ、一ハ舟ヲ求テ該地ヲ去ラシメントス、余此

際栗原等ト造船所ニ到リ閉庁ノ儀ヲ定ム、帰來スレハ則

衆議舟ヲ雇ヒ、日州ニ去ヲ以テ上策トシ、己ニ舟々寂莫ノ

岸ニ艤シ、頻リニ佐々木ト余ヲ促シ、且乘ニ日中ヲ以ス、

其好意辞スルニ堪タリ、於是栗原等ト約ヲ定メ忽然分袖、

俄然舟ニ浮ヒ去、時己ニ午後五時半也、舟中佐々木ニ語

曰、余之該地ヲ去ルニ心ナシ、只願クハ一夜舟ヲ造船所

沖ニ留メ、陸地ノ動靜ヲ伺ヒ見シノミ、然而暴徒益猖獗

勢万々不得止ハ、舟ヲ便宜ノ地ニ艤シ路ヲ雷テ熊本ニ出、

口上以鎮台ニ依頼シ、電報以事実ヲ上申セン如何、佐々

木曰、善矣、因テ舟子ニ命、舟ヲ欲スル所ニ棹シ、徐ニ

杯ヲ挙ケ陸地ヲ望ニ、案内平穩ニシテ造船所モ亦無事ナルカ如シ、於是又佐々木ト議シ柁ヲ転シテ櫻島造船場ニ到リ、直ニ西郷直次郎ヲ呼ヒ、佐々木釜助・山口市内等ヲシテ鹿兒島ニ遣シ、事情ヲ探偵セシムルコトヲ托ス、此夜有風雨又有浪、兩名終ニ帰來ナシ、

同四日暴風怒濤終日渡江ノ舟ナシ、至夜兩名帰報曰、城下ノ形勢益切迫、兵士來往如織、昨夜モ亦有賊、造船所及權馬榮等ニ入、且佐々木氏ノ所在ヲ搜索スル尚未タ止マス、今君カ為ニ謀ニ漁舟ヲ雇ヒ夜ニ乘テ本地ヲ去ルニ如スト、因テ周旋悉皆釜助ニ命ス、臨別謂曰、足下幸ニ行ヲ果サス、直ニ電信ノ通ル地方ニ赴キ具ニ此情実ヲ上申セヨ、若否サレハ深ク城下ニ潜伏シ、他日事実ノ明瞭スルヲ待チ、余必明日県令ニ面シ足下ノ為ニ弁解スル所アラント欲ス云々、佐々木願<sup>(領カ)</sup>テ<sup>(去カ)</sup>云、

同五日断然渡海、県庁ニ到ラント欲ス、武田信廣城下ヨリ帰來曰、道路ノ警戒頗ル嚴ニシテ容易ニ他県人ノ通行ヲ許サス、渡舟モ亦難シト、於是一書ヲ認メ大山県令ニ送<sup>此警別紙ニ録ス</sup>、其回答ヲ待テ往カント欲ス、于時島中ノ少壯數十、卒然入來忽チ余ヲ該島ノ私学分校ニ牽キ、糺スニ余カ該島ニ來リシ所以及佐々木之所在ヲ以ス、余曖昧以

之ニ答フ、彼敢テ肯セス、棒ヲ振ヒ刀ヲ動シ詰問頗酷ナリ、不得止再ヒ大略ヲ述フ、彼尚不肯、余怒曰、吾ハ偽ヲ吐ク者ニ非ス、足下等尚我カ言ヲ疑ハ、寧ロ縛シテ以鹿兒島之本校ニ送レ、吾具ニ論スル所アリ云々、頃之衆議終ニ余ヲ護送スルニ決ス、然共食頃モ猶數人傍ヲ去ラス、余ヲ圍繞シテ立、此夜十時鹿兒島ニ到、櫻島ノ問屋

ニ就キ、余ヲ奴婢雜居ノ間ニ置テ不顧、衆人余ヲ觀コト恰モ重罪人ノ如シ、頃之テ耆人來、余ヲ一室數十人ノ前ニ引キ正座セシム、是ノ時一ノ口供ノ如キ書面ヲ出シ之ニ照シテ詰問ス、言屢々齟齬ス、衆人怒テ曰、汝何ソ櫻島ニ於テ云ヘル言ト異ナルヤ、答曰、島人ノ挙動極メテ暴ニシテ且語言難解、而シテ彼レ等モ亦我カ弁スル所ヲ解スル能ハス、故ニ只概略ヲ答ヘシ也、今幸ニ足下等ノ在アリ、乞我カ言ント欲ル所ヲ陳セン、去ル一月卅一日ノ夜以來、海軍所轄ノ彈藥ヲ掠奪シ、且所中ニ乱入狼藉ヲ極メシ者ハ果シテ私学校連中之所為ニ出ル乎、余ハ全ク無名草賊ノ所業ト想像セリ、如何トナレハ夜中覆面、官物ヲ奪取スレハ也、抑彈藥ニ水ヲ濺シ所以ハ、草賊斯ノ如ク掠奪ニ迫ルト雖トモ他ニ防禦ノ術ナク、県庁モ亦保護力ニ難及由ニ付、不得止自ラ命シテ之ヲ行ヒタリ、然

ルニ尔後灘水ノ挙ハ佐々木定靜ノ独断ニ出ルト憶想シ、同氏宿直之際之ヲ暴辱シ、且尚之ヲ捕ントスル者ハ抑何等ノ趣意ソヤ、余苟モ造船所次長ノ責任ニ在リ、一発ノ

セシ顛末等ハ概略録シテ御届書ニ在リ、因テ今之ヲ略ス、十年三月 海軍少佐菅野覺兵衛

彈藥モ慢ニ横領サルヘケン、初水ヲ瀾クニ当テヤ余已ニ

一ノ二ノ三  
「(卷) 大山県令へ及依頼候書類」

決心、謹テ他日朝廷ノ罪ニ伏セント欲ス、何凶ン今私学校連中ノ糺問ヲ受ントハ、然トモ衆寡相敵セス勢已ニ茲

昨三十一日夜正午十二時頃、何者欵不相分磯厲舎内ニ格納致置候小銃彈藥奪取致シ候旨、番人共より届出候

ニ至レリ、足下万一我カ言ヲ理アリトセハ、只夫公平以テ之ヲ所置セヨ、若又否ラス強テ吾ヲ罪アリトセハ余又

ニ付、則取調候処、九百六拾発入箱凡式拾五箇不足致候、右様之品窃盜致候儀者不容易事候条、御管下篤ト御探索相成度、此段御依頼仕候也、

何ヲカ言ン、希クハ罪ヲ他人ニ及ホス勿レ云々、衆相顧、余ニ謂曰、足下ノ所陳非無理、然トモ余等モ亦命ヲ受ル

海軍造船所次長

所アリ、今私ニ放免シガタシ、暫ク指令ノ至ヲ待テト、兩名提燈ヲ携テ出、凡一時間ニシテ帰リ来、又余ヲ前室

十年二月一日 海軍少佐菅野覺兵衛  
鹿兒島県令大山綱良殿

ニ呼ヒ謂テ曰、足下ノ所陳明瞭ナリ、然レトモ警察課ニ於テ尚聊尋問ノ廉アリ、是ヨリ足下ノ下宿ニ護送セン、

追テ當時現存之彈藥九百六拾発入凡五百四拾五箱程有之候処、再奪却之患モ難被計、然ニ当所之儀者人少ニテ保護方差支候条、其御庁ニテ御保護之道ハ無

尔後暫ク他出スルコト勿レト、壮士八名余ヲ護シテ下宿ニ送レリ、時已ニ二月六日午前三時強ナリ、同日午前十一

御座哉、何分御依頼仕度、否至急御回答相成度候事、

一時大山県令、下河邊行廉ニ托シ、余カ徒然ヲ慰シ当分外出セサルヤウ通知セリ、従是西郷等出発ノ日ニ至ルマ

一ノ二ノ三  
大山県令回答

テ更ニ外出セス、此間栗原中主計ト議シ、定例金保護県庁ニ頼托ノ次第并大山県令ニ協議ノ後、太平丸ニ乗シ発県

昨卅一日午後十二時頃、其御舎内ニ格納之小銃彈藥等奪却之者有之タル段御掛合之趣承知致候、則其筋へ相

達シ探索為致候条、此旨及御回答候也、

但当局ニテ保護云々ノ趣者、方今警部巡查各部へ出

張人員甚差支、其儀ニ及難候、

二月二日(本二ノ誤ナラン)

鹿兒島県令大山綱良

海軍少佐菅野覺兵衛殿

一  
二  
三  
四  
從櫻島大山県令へ送リシ書

去ル二日遂御面談謹テ御依頼仕置候儀、直ニ以御使者  
具ニ御回答被成下、稍一同安堵罷在候処、豈凶ン同夜  
ハ暴動一層甚敷、前後千有余人所内へ侵入、官廨并倉  
庫等悉ク破却、兵器ハ不申及、諸要具ニ至ル迄掠奪或  
ハ破損セシメ、加之直衛ノ者ヲ捕へ飽迄手擲足蹴、終  
ニ之ヲ水中ニ投スルニ至等、実ニ傍若無人ノ挙動、言  
語同断之次第ニ御座候、抑当造船所之儀ハ兼テ御承知  
之通、其名ニ反セス只造船而耳主務ト致候場所柄ニテ、  
別ニ守衛之人員防禦之兵器等モ更ニ予備無之、今日之  
形勢ニ立至リ候而者只管御庁之保護ヲ仰クノ外絶テ手  
段無御座候処、於御庁モ最早其儀ニ難被及候哉、終ニ  
前件ノ暴動ニ立至リ候テ、不得止暫ク閉庁、工事取止  
メ候、尤櫻島造船場之儀者、未タ何等之故障モ相生不

申候ニ付、従前之通工業相宮候、就而者覺兵衛儀モ暫  
時當場ニ出頭罷在候、然ルニ此頃伝承致候ニ、去ル二  
日之夜以來、属僚等之旅館へ刺客ノ如キ者屢々立入、  
敵敷搜索致候趣ヲ以、覺兵衛儀モ一ト先何処ハ欲殺氣  
ヲ避候方可然云々、内通致候者モ有之候得共、苟モ覺  
兵衛儀ハ当造船所次長ノ任ヲ忝フシ、容易ニ逃避致候  
者ニ無之、且当時造営着手ノ新艦者落成期日モ有之候  
儀ニ付、一日モ空敷廢業、期限及遲滞候而者実以不安  
次第ニ候間、希クハ尔後工業上ニ故障不相生様御尽力  
被成下度、将所内格納之殘品尚御須用之向ハ、公然御  
掛合有之候ハ、盜賊之所業ト判然区别相立候様取計可  
申候、且又覺兵衛ニ関シ御不審等有之候ハ、如何様共  
御札問相成度、決テ遁逃等不致候間、願クハ夜中寓処  
ニ襲来、婦女子等ヲ驚愕セシメ候様之挙動亦無之様御  
取計被成下度、依テ前件悉皆御依頼仕置候間、則御回答  
奉候也、

二月五日

菅野覺兵衛

大山綱良殿

二伸、本文之儀ハ未タ心事不相尽候間、希クハ今一  
度御面謁被成下、将已ニ道路警戒嚴重ニ相成、行人

大々相糺シ、他邦ノ者ハ容易ニ通路難相成趣ニ付、如何通行致し出庁仕候而可然哉、御指揮相蒙リ度事、三仲、属僚之者両三名居所未タ不明ニ付、速ニ渡舟取糺申度、何分ニモ市中通行故障無之様御取計被下度是モ又御依頼仕候也、

(カ)本書造船所ニ送り、県令ノ許ヘ為持候処、返書ハ不致トノミ回答アリタリ

一ノ三

大山県令より掛合書写

別紙之通朝廷及各県各鎮台へ通知之筈ニ候間、為御心得此段予メ申進候也、

明治十年二月九日

鹿兒島県令大山綱良

海軍造船所次長

海軍少佐菅野覺兵衛殿

追伸、朝廷へ及御届候文面ハ首尾少数異リ候而已ニ而、主意者不相変候間態ト略候也、

今般当県官員へ専使申付候通知之事件、左ニ申進候、

近日当県より旧警視庁へ奉職之警部、中原尚雄其外別紙人名之者共、名ヲ帰省等ニ托シ、潜カニ帰県之処、彼等窃

ニ国憲ヲ犯サントスルノ奸謀発覚シタルニ付、即チ御規則ニ基ツキ其筋へ申付、該人名捕縛之上鞠問ニ及候処、不凶モ該犯之口供別紙之通ニ有之、就テハ右事件陸軍大將西郷隆盛・陸軍少将桐野利秋・陸軍少将篠原国幹等カ耳聞ニモ相触レタルカ、右三名ヨリ今般政府へ尋問之筋有之、明 当地発程致候ニ付、御含ミノ為メ此段届出候、尤旧兵隊之者共随行多数出立致候間、人民動揺不致様一層御保護及御依頼候也トノ書面ヲ以届出候ニ付、県庁於テ書面ノ趣聞届之上、朝廷江御届申置候間、為御心得此段及御通知候也、

明治十年二月

鹿兒島県令大山綱良

各県

各鎮台

御中

鹿兒島県伊集院郷士族平兵衛嫡子

少警部

中原尚雄

三拾貳歳

同県加治木郷士族

四等巡查

前田素志

同県帖佐郷士族

四等巡查

同県平佐郷士族

諸生

同県蒲生郷士族

四等巡查

同県加世田郷士族

二等巡查

同県牛山郷士族

中警部

同県出水郷士族

権中警部

同県平佐郷士族

権中警部

同県喜入郷士族

少警部

同県加世田郷士族

少警部

東京府士族

中警部

高橋爲清

柏田盛久(文)

松下兼清

西彦四郎

園田長照

野間口兼一

末廣直方

安樂兼道

土持 高

菅井誠美

鹿兒島県市來郷士族

権少警部

同県西田士族

一等巡查

同県加治木郷士族

二等巡查

同県谷山郷士族

諸生

同県加世田郷士族

諸生

同県平佐郷士族

(諸生脱力)

同県高岡郷士族

権少警部

同県加世田郷士族

諸生

口供ハ略之

高橋親章(崎)

樋脇賢助

伊丹親恒

平田才七

猪鹿倉保

田中直哉

山崎基明

大山綱介

一一ノ四

栗原實届書

二月三日所長菅野ト共ニ造船所ニ到ル、賊徒夜来ノ乱入

ニテ庁中之狼藉夫ニ名状スヘカラス、則所中ニ存在セル金額其他必需ノ文書類等取修メ、夫々格護方取計、粗手數整ヒ午後二時頃閉庁ト定マリ、依テ退出セントスル時ニ臨テ、桐野利邦余ニ告ルニ、賊徒ガ佐々木定靜ヲ探偵スルノ危急ヲ以ス、且ツ言曰ク、願クハ所長ニ議シ同氏ヲシテ遠ク此地ヲ去ラシメヨト、余此事ヲ所長ニ議ス、是日庁ヲ退クノ途中、佐々木氏ヲ遁逃セシメンノ策ヲ求ムル百方ニシテ、稍其路ト其手段トヲ得タリ、此時菅野次長書ヲ飛シテ余ニ來会セヨト令ス、即直チニ行ク、同氏曰ク、今賊勢ノ迫吾人共ニ免ル可カラサルノ機、実ニ焦眉ノ急ニ至レリ、此時ヲ失ハズシテ我ト共ニ此地ヲ避ケヨ、若不幸ニシテ此機会ヲ失セハ悔ユ共及ハス、今ハ報知到ル毎ニ悉ク凶報ナラサルナシ、是ヲ避クレハ舟ヨリシ幸ニ活路ヲ得者、肥後ニ赴キ鎮台ニ此急ヲ報告シテ宜シク量ル処アルヘシト云フ、余於此曰ク、賊勢固より如此如何トモスヘカラス、然リト雖モ今君ト佐々木氏ハ危険中ノ最モ極度ニ達スルヲ以テ、一時気焰ヲ避ルハ当然ノ策タリ、余カ輩ノ如キモ安危知ヘカラスト雖モ、今命ニ応シテ此地ヲ去ラハ、官金其他ノ物件ヲ監護スルノ道弥絶ユヘシ、且ツ県内ノ動靜モ知ルヲ得サルニ至ラハ

不便モ亦甚シカラン、依テ余ハ生死共ニ此地ニ於テ決ス可シ、後事ハ余自ラ負担して其責ニ当ルヘク、而シテ二氏ニ応援ノ策ヲ設ントス、請フ二氏ハ早く去テ計ヲ為セヨト答フ、此時ニ至テ互ニ永訣ノ情懷禁スル能ハス、然リ而シテ海路ハ賊徒之斥候等敵ニシテ終ニ二氏ノ遁ルニ路ナク、依テ櫻島ニ寄投ト云フ、余ハ此際中原某ノ家ニ潜伏ス、凶報屢到ル、同七日官金ヲ県庁ニ依頼ノ事アリテ造船所ニ出頭ス、絡繹タリ祇園社辺ニハ帶刀ノ士、路頭ニ立テ行人ヲ検ス、造船所中ハ早く賊徒ノ銃器製造ノ処トナレリ、憤怒ニ堪ヘス、此日所員下河邊行廉・木尾澄明等ト共ニ帳簿ヲ檢シ、官金其他公債証書等ヲ県官ノ出役者ニ交付ス、県庁ノ預リ証ヲ取テ退ク、同十二日公務ノ議アリ、窃ニ菅野次長ノ寓ニ到ル、市井ノ景況、兵士ノ往來スル状態ニ慘毒ヲ極ム、又每家ニ兵ノ屯所トナリ、到ル処賊群ノ地タラサルハナシ、此日県下ニ於テ嘗テ捕縛ニ就ク処ノ警部中原尚雄ノ口供トテ街頭ニ揭示スルアルヲ見ル、今其全文ヲ忘ル、同十八日午後太平丸抜錨ノ議アリ、各員菅野次長寓ニ參合シテ事ヲ議ス、翌朝次長ト共ニ県庁ニ至リ、県令ニ面会シ出発、百般ノ事ヲ議ル、即日午後一時同船ニ乘組、同三時鹿兒島港ヲ出

発セリ、

鹿兒島造船所存勳

明治十年第三月

栗原 實

二ノ五

桐野利邦届書、二月十九日以前ノ狀況

二月四日宿直ニ候処、更ニ賊徒ノ侵入モ無之、先ツ無事之姿ナリ、五日朝下河邊行廉出頭して従前之諸職工ヲ呼出候ニ付、何等之所存又何レヨリノ命令ニ候哉ヲ尋問候処、彼答フルニ、私学校ノ人員多数來テ砲銃之諸器具ヲ製造方依頼ニ付、夫々致着手候旨申聞、依テ思フニ、彼既ニ其依頼ヲ請レハ全ク同類ナルヲ徵スルニ足ル、故ニ余ハ憤怒滿胸スレ共、平穩ニ余者砲器製作者不知、依テ是より退庁スト云テ其場ヲ去リ、官舎ニ在テ其挙動ヲ見聞スルニ、連日夜機械ヲ運用シ彈丸及ヒ諸要具ニ至ル迄製造無他事、加之従前免官ト成シ有馬純清并岩城何某・上村某・飯牟禮某等モ出頭シテ、又下河邊行廉・木尾澄明・福嶋行晋・川上彦太郎・脇岡長信・傭津曲兼智・安藤則靜・肥後盛容其他工手ニ到迄、昔ニ立返リシト皆万歳ヲ呼フノ勢ナリ、就中諸職工ハ余ヲ忌嫌スル尤深カ故ニ、一層ノ悦色ヲ含メリ、余ハ造船及ヒ機械ノ製造ニ関

スル書籍・絵図類其外附属品ヲ纏メテ土蔵ニ格納ス、然ニ此時間中福嶋行晋ヲシテ庫中ニ出会セシム、其形ヲ言フニ忍サルナリ、又工場中ニハ砲孔施線機械或ハ雷管機械ヲ併列シ、場中ニ腰掛ヲ設ケ作業ノ醜態言語之絶ヘタリ、併昼夜ノ業ハ十五日ニ至リ止ム、此間ハ工賃者三倍ヲ給シ并食事ハ総テ炊出ニテ、本當所賊ノ屯或ハ県庁等ノ名義ヲ以テ与ヘ、其鄭重ナルハ又暴徒ノ所業ト云不見、十六日より跡者昼間而已ノ作業ナリ、風説ニ依レハ余輩ノ製シタル利用之小器械ハ大概紛失シタリト、此間余ハ官舎より同行諸氏ノ旅寓ニ往來スルニ祇園社并鳥越坂等之諸処ニ銃ヲ携、刀ヲ帶ヒタル者三名位宛昼夜巡行シテ殆ント警査官吏ニ似タリ、彼等他實屬ノ者ト認レハ直ニ賊徒ノ屯所ニ拘引スト云フ、

一十七日午前八時頃拙者宛ニテ旧造船所ト認タル書面來ル、其文ニ曰ク、無拠御示談申度儀有之候間、早々御出頭可給、此段申進候也トアリ、依テ直ニ出頭セシ処、下河邊行廉ヨリ演述ニ県令大山綱良申聞、当所取締向之儀ハ万端県庁ニ於テ引受候ニ付、造船之工業ハ此際相止メ可申旨ノ云々ヲ談セリ、  
右ニ付直ニ菅野氏ニ到リ其趣申立候処、同氏ハ何等



ノ沙汰モ無之由、

一十八日午後三時ニ至リテ、明十九日太平丸出帆之確報有ルニ依リ、菅野氏旅寓ニ諸士ト出会シ、明日之旅装ノ調ヘモ相決シ歸家ス、十九日午前八時造船所ニ出頭シテ過日庫中ニ格納シタル書籍類ヲ取出シ、此時又福嶋行晋ヲして出会セシム、夫より小船ニ積ミ、前ノ浜ニ運送シ郵船ニ積移ス、午後二時一同ニ乗船ス、然ルニ余ハ指揮官伊東少將殿ノ命ニ依テ春日艦ニ到ル、以後ハ別紙ニ詳ナリ、

右二月四日以後ノ事情荒増申出候也、

二月 桐野利邦

二一ノ六 桐野利邦屈書、二月二十三日迄ノ狀況

十九日太平丸へ乗組出帆ノ際、春日艦より伊地知中尉來リ、菅野少佐并余及ヒ高雄丸ニ乗組在し、増田主計副同艦ニ可參ト伊東少將よりノ旨ヲ達ス、依テ一同差越シ菅野氏より今般暴動云々委細ニ被申述候処、同氏ハ直チニ神戸ニ至リ海軍大輔河村公へ事情陳述有之度旨ニテ退船致、余ハ清輝艦并運送船ノ來ルニ会セハ左之件々ヲ報告シ取扱可致、左候テ最後之運送船ニ乗組長崎迄到ルヘク

ト被命、春日艦ハ長崎へ到リシ事、清輝艦及ヒ運送船へ石炭ヲ積入ル、事、高雄丸ノ錨志個弁天波戸前ニアルヨ官ニテ保護ノ事ヲ以ス、終テ退艦、此時午後六時頃ナリ、然ルニ波戸場内ニ巡查二名アリ、余ノ春日艦より來ルヲ詰問ス、答フルニ右ノ次第ヲ演述ス、終テ波戸場第一分署ト掲名アル所ニテ又詰問ス、夫より巡查二名ニテ県庁内第四課ト掲名シタル所ニ拘引ス、爰ニテ一等警部右松十郎太ニ面シ右ノ云々ヲ以ス、是レヨリ又巡查一名ニテ県令大山綱良ノ方宅ニ拘引ス、爰ニテ伊東少將ヨリノ書面式通ヲ達ス、然ルニ今ハ余ノ逗留甚タ不可然ヲ切論ス、終テ帰宅、此時十時頃ナリ、廿日九時県庁江出頭可致段申來ルニ依リ出頭セシ処、弥前夜ノ論ニ到リ、然レ共余ハ將官ヨリ殊ニ命セシ事故、何分承諾致シ兼候旨答タリ、然レ共余逗留セハ県下一般動揺致スニ付、其事情ヲ委細ニ演述スル為メ右松警部ヲ春日艦ニ送テ伊東少將ニ面シ其顛末ヲ述シ処、余ハ同艦ニ乗組事ヲ命セラレ、依テ一時帰宅シテ直ニ乗艦、午後二時出帆、尤石炭積込等ハ県庁ニ於テ御引受可致段被申述タリ、知林島沖ニテテーパー船ト行逢、兩船信号シテ運転ヲ止メ、兒玉海軍少佐來艦ニテ鹿兒島県下暴動追討被仰出タルヲ聞ク、夫ヨリ運

転して廿一日午前五時阿久根ニ到リ動静ヲ聞クニ、暴徒ハ漁船ニ乗込ミ肥後ニ赴シト云フ、午後二時半頃肥前高島沖ニテ龍驤艦ト行逢、艦長福嶋中佐來艦暫時ニシテ退艦、同艦ハ肥後ヲ指シテ航ス、同午後四時半長崎着船、直ニ当夜出帆ノ広島丸ニ乗組、十二時出帆、同廿三日五時頃神戸着、

右二月十九日ヨリ同廿三日迄ノ私進退并状態御届仕候也

海軍一等屬

十年三月

桐野利邦

海軍少佐菅野覺兵衛殿

一ノ七

佐々木定靜届書

去ル二月二日夜鹿兒島造船所宿直之際暴辱ヲ受ケシヨリ翌三日人ヲして賊徒之景況ヲ伺ハシム、帰り告テ云ク、賊輩足下ヲ搜索スルコト益敵ナリ、願クハ速ニ此地ヲ避クヘシ、或ハ潜伏スルモ亦良策ナルヘシ、然レトモ鹿兒島ノ地タル警察尤モ敵ナリ、縦令潜伏スルモ恐クハ発覺スヘシ、如カス舟ニ泛ヒ身ヲ日州ニ寄セ、該地ノ形勢ニ由テ以テ徐ク謀ル所アルニ勸説極メテ懇切、是ニ於テ同夕次長菅野少佐ト共ニ舟ニ泛ヒ北ニ向テ徐航シ造船所ノ

門前ヲ過ク、此時菅野少佐憤然語テ云ク、(我腕ヲ)假令賊等ヲ狙伺スルトイヘドモ、官庁ノ依然タル、苟モ一步モ此地ヲ去ル、何ノ面目アツテ以テ衆人ヲ見ルヲ得ンヤ、先ツ舟ヲ櫻島ニ寄セ以テ賊ノ動静ヲ察スルモ猶遲カラサルヘシ、僕云、固ヨリ然リ、則舵ヲ転シテ該島ニ着シ、直ニ佐々木釜助・山口市内・武田信廣等ニ依頼シ以テ事情ヲ探偵セシム、同夜風逆雨滂沱掃渡スルヲ得ス、翌四日同シク風雨、晚ニ及テ始テ雨収リ風順ナリ、佐々木・山口両氏帰り報シテ云ク、菅野少佐ノ事務テ警戒ニ及ハス、唯足下甚タ危シ、速ニ此地ヲ避クルニ如カス、然レトモ海岸ノ警備頗ル嚴整ナリ、若し誤テ日隅ニ二州ノ地方ニ航セハ自ラ虎口ニ投スル者ナリ、願クハ漁舟ニ乘リ海門(開闕)嶽ヲ廻リ遠ク大洋ヲ航シ、以テ長崎ニ赴カハ或ハ生ヲ万一ニ儼碎スヘシ、於是、断然別ヲ菅野少佐始メ諸氏ニ告ケ汝然分袂、夜ニ乘シ輕舟ニ棹シテ鹿兒島ニ達シ、下新町某ノ家ニ投シテ漁舟ヲ雇ハシムルニ、更深クシテ成ラス、翌五日早天亦人ヲシテ漁舟ヲ雇ハシムルニ、警益嚴ニシテ遂ケス、爰ニ策尽キ術窮リ遁ル可カラサルヲ覺リ、只一死ヲ待ツノミ、然レトモ又窃ニ以為ク、天運尽キズンバ或ハ命ヲ千百ニ全フセン耶ト、独リ晏天ト父母ニ号泣シ

テ該家ニ潜匿ス、既ニシテ忽チ發覺シタリケン、午後十時頃巡查二名來テ詰問セリ、因テ詳カニ夫ノ暴辱ニ遇タル顛末ト彈藥ニ水ヲ注キタル事トヲ説明答弁し、潜匿スルノ甚タ不本意ナルヲ談シタリ、巡查領了シテ云、事明瞭ナリ、然レトモ縱令我輩ノミ之レヲ信スルモ衆怒ヲ如何セン、宜シク共ニ來テ其事由ヲ白スベシト、依テ拘引サレ警察分署之門前ニ至ル、巡查織村ナル者云、暫ク此処ニ扣ユベシト、乃チ壺名ノ巡查ト共ニ佇立ス、須臾アリテ巡查織村出來テ云フ、更ニ尋問ニ及フト雖トモ、今吾輩ノ聽ク処ノ外他故ナカルヘシ、且ツ彈藥ニ水ヲ注キタルハ足下自ラ手ヲ下スニ非ラサレハ、敢テ独り足下ヲ罪セス、謹テ旅寓ニ就ク可シト、則虎口ヲ脱シ該家ニ就ク、翌六日知人來訪、始テ造船所ハ昨五日ヨリ已ニ兵器製造所ト改称、木尾澄明、下河邊行廉等ハ勿論、旧免官ノ者尽ク出頭、大砲及ヒ彈丸等ヲ頻リニ製造スルコトヲ聞キ、且ツ驚キ且ツ恚ル、翌七日夜稍々従前ノ旅寓ニ就キ、尔後十七日マテ寸歩モ外出スル能ハス、唯暴徒ノ兵器ヲ携へ、刀ヲ佩ヒ暮々然トシテ市井ヲ徘徊スルヲ窓隙ヨリ伺視スルノミ、十八日太平丸開帆ニより帰京ノ議アリ、以テ菅野少佐ノ寓ニ赴ク、翌十九日午後二時該船ニ

登リ、午後三時二十分鹿兒島灣ヲ發シ同廿一日神戸ニ達ス、

#### 記聞

- 一 鹿兒島私学校ヲ本宮ト称シ、門札ヲ掲タリト、
- 一 二月三日夜賊輩陸軍省所轄權馬楽ノ火藥庫ニ乱入スル際火ヲ過テ忽チ發火、即死二人重傷七八人アリト、
- 一 少警部中原尚雄以下数名ヲ捕縛シ拷問ニ及ヒ、彼輩ノ口供ヲ名トシ政府ニ迫ルト、
- 一 真宗ノ僧徹(録)然外数名ヲ捕縛シタリト、
- 一 二月十日頃商船迎陽丸大坂ヨリ入港シタルニ、直ニ番兵ヲ載セ便船人ノ上陸ヲ止ムルコト六日間、野村綱ナル者該船ニ在リ、之ヲ逮捕シテ其口供ヲ市街ニ揭示スルト、仍テ知人ニ依頼シ之ヲ写サシム、即別紙ノ通、
- 一 高尾丸入灣ノ際、賊等之レヲ奪ハントスルコト頻ナリト、
- 一 賊ノ出兵スル二月十五日より始メ、同十七日ニ終ル、其數巨魁ヨリ夫卒ニ至ルマテ約ソ壺万五千人、西郷・桐野・篠原等八十七日ニ出立セリト、
- 一 諸鄉村ヨリ出タル賊等、鹿兒島滞在中者商家ニ宿サシメ県庁より焚出して以テ之レヲ賄フト、

一 迎陽丸者便船人并荷物等陸揚ケ済タル後山川港ニテ石炭ヲ積ミ阿久根ニ廻船、同所より賊ノ大砲隊ヲ載セ、肥後へ赴クト、是レ賊ノ強迫ニヨリテ然ルカ、右者去ル二月三日以采経歴シタル事并記聞等大略如此御座候也、

十年三月

海軍三等属佐々木定靜

一一ノ八

野村綱口供書

(内容は前掲「四ノ五」と同文に付略す)

一一ノ九

遠藤直方届書

一 二月三日造船所閉庁後市中之動揺不容易、種々ノ風聞ニ依リ柳町佐良傳兵衛方ニ転宿潜伏罷在リ、同五日元止宿所向江町山元壽右衛門方ニ帰宿、

一同日より火工所ニ於テ彈藥製造ヲ始メ、昼夜休憩ナク盛ニ營業致候旨、同処職工之者より伝聞、

一 何者共不知数人捕縛シ、馬或ハ車ニテ護送ス、一 祇園等台場、私学校ヨリ之レヲ固守シ、通行之人員ヲ検査ス、

一 十五日より十七日迄私学校生徒等出兵ス、

一 造船<sup>所</sup>処ヲして兵器製造所ト名目ヲ交換セシヨリ、当十八日迄ニ、同所ニ於テ大砲三挺新造シ、其他在来ノ大砲五六挺修復シ、車台ヲ製造セシ旨、同所出業之者ヨリ伝聞、

一 十七日ヨリ台場警固之兵士都テ引払、通行人取調方無之、

一 十八日帰京之御達アリ、翌十九日太平丸へ乗組同所出帆ス、

右二月三日閉庁以後私進退并同所見聞之状態御届仕候也、

十年三月

海軍九等属

遠藤直方

海軍少佐菅野覺兵衛殿

一 二 川路大警視大阪滞在云々内務卿上申

川路大警視福岡出張之御沙汰御取消相成候ニ付而者、同人儀当分坂地ニ滞留可致様相達置候間、此段申上候、且又同人当地より福岡へ引連候筈之巡查五百名、今般更ニ黒田参議へ附属鹿兒島表へ出張可致旨相達候間、此段モ

併せて上申仕置候也、

三月四日

三條太政大臣殿

大久保内務卿

一三 兇徒聚集等ノ節取締方各府県へ内達

一三ノ一

各府県ニ於テ此際兇徒聚衆等之儀有之候節、地方官ニ於テ万一心得違ヒ致シ、軍務権内ヲ侵入候様之儀有之候テハ不都合ニ付、別紙為心得各府県へ及内達候間、此段及御届候也、

明治十年三月四日

内務卿大久保利通

太政大臣三條實美殿

一三ノ二

地方官心得

地方ニ於テ兇徒聚衆蜂起等之事アル時者、先ツ精々説諭鎮撫スルニ注意シ、其取締上ニ就キ必要トスルトキハ一時管下ノ人民士族・平民ヲ論セスヲ募リ、警察又ハ防禦ノ事務ニ使用スルハ苦カラス、而シテ若シ兇勢猖獗、既ニ兇器ヲ携ヘ暴挙ニ及フヘキ現形アルトキハ、職制第五項ニ照ラシテ

鎮台ニ稟議シ置キ、猶鎮撫ニ力ヲ尽スヘシ、然レトモ兇

威急劇ニして其着兵ヲ待ニ違アラサル場合ニ際スレハ、

不取敢県官及警察官等ヲ以テ殊力ヲ尽シテ防禦シ、其防

禦ニ依テ兇徒ヲ殺傷スルハ妨ナシト雖トモ、只官衙帳簿

金穀及ヒ其身ヲ護ルニ止リ、故ラニ兇徒ヲ討撃スルヲ事

トスルヲ得ス、故ニ若シ力能ハサルニ至レハ、能ク其守

護スル所ノ物ヲ処置シテ、一時他ニ避クルモ苦シカラサ

ル儀ニ候条、漫ニ兇徒討撃ニ注意シテ、其所為軍務ノ権

内ニ侵入シ、地方官ノ職務ヲ失ス可カラス、只専ラ管下

一般ノ保安ニ尽力可致、此旨為心得及内達置候也、

一四

三條太政大臣ヨリ岩倉右大臣宛内務

卿並ニ鹿児島県令届書

一四ノ一

別紙内務卿より之届書式通、鹿児島県令大山綱良ヨリ之届書二通及御廻候也、

十年三月五日

三條太政大臣

岩倉右大臣殿

一四ノ二 (内容は前掲「二二」と同文に付略す)

一四ノ三ノ一 (内容は前掲「二三ノ一」と同文に付略す)

一四ノ三ノ二 (内容は前掲「二三ノ二」と同文に付略す)

一四ノ四 鹿兒島県令ヨリ太政大臣三條實美宛届書二月二日

(内容は前掲「八」と同文に付略す)

一四ノ五ノ一、及び二 鹿兒島県令ヨリ太政大臣三條實美宛届書二月二日

(内容は前掲「九」と同文に付略す但し太政大臣宛には拘留者人名筆頭に中原尚雄を再掲してある)

一五 志方検事ヨリ中村大書記官宛中川某熊本  
実地目撃次第聞取書届

一五ノ一

別紙中川兄弟熊本ニ於テ実地目撃之次第聞取書上申仕候、今朝電信ヲ以テ大略言上仕候得共、情実ヲ尽サス重テ具状仕候、大臣公御覽濟ノ上、山田司法大輔へ御回達奉願候、蓋古庄嘉門江ハ下ノ関ニ於テ別レ、以来面会セス、此段御達申上候、已上、

十年三月四日

中村大書記官殿

権少検事志方之勝

前書聞取書ノ儀山田大輔一見濟ノ後、不苦ハ京都検事局長犬塚少検事へ御回シ御取計奉願候事

一五ノ二

一三月三日夜ハ、吉津間道ノ賊兵板橋村南関ヨリ甲程凡二里半許ニ陣

ス、官兵ハ吉津村々ニ陣シ戦フノ報アリ、今朝ニ至リ砲声止マス、

一昨日高瀬口ノ戦争ノ実況ヲ聞クニ、始メ官兵ハ高瀬ノ陣ヨリ高瀬ノ川ヲ渡リテ進ミ、賊兵ハ木葉ヨリ進ミ川ノ南ニテ戦フ、官軍遂ニ賊ヲ破テ進ム、賊稻佐村稻佐神社ノ傍ニ在ル砲台ヲ棄テ走ル、官兵其砲器ヲ奪ヒ尚賊ヲ追テ進ム、是日官兵ノ一手ハ高瀬より伊倉ニ陣セル賊ヲ撃テ之ヲ走ラス此説確ヲ、リト云フ、

一同夜熊本県士族中川如夢及其弟靜記、三月二日熊本表ヨリ潜発シ、山ヲ越ヘ谷ヲ渡リ来リテ南関仮庁へ報知如左、

二月廿二日賊兵熊本城四面城ヲ囲ム、城兵不屈、西ハ藤崎向フ片山某ノ宅ニ兵ヲ置キ、南ハ旧県庁并裁判所、北ハ新堀ニ戍兵ヲ出シ、朝六時より開戦、同

廿七日頃マテ暫時休戦ナシ、廿七日ニ至テ休戦、  
同廿七日頃

官兵常盤口及ヒ安政橋ニ出テ所々ニ於テ小戦、官兵毎  
戦勝ツ、熊本県士族旧藩少参事砲術ニ精シ池部吉十郎  
ノ率ル所ノ士族九備ニテ、一備三百人ヨリ六十人ニ至  
ル、又勝敗ノ旗色ヲ伺フ士族各所ニ集合シ、既ニ柳川  
町辺ノ士族ハ高平ニ屯集シ、千反畑連ハ未タ戦ニ与セ  
スシテ屯集所ヲ各所遷ス、

但シ池邊吉十郎ハヒヂヲ打タレ、川尻病院ニ入ル、  
櫻田惣四郎ハ胸ヲ打タレ存命ハカリガタシト見  
込、

一 賊兵ハ第二大区拾小区春日村及本妙寺・迎町・出京町  
等ニ屯ス、及九小区高橋町以南官兵ノ上陸ヲ伺フ海岸  
ニ備ヲ設ク、西郷・桐野始メ賊魁ノ居所不詳、

一 第一大区三小区新町へ細川氏内家ノ米ヲ置ク、賊奪ハ  
ントスル処ヲ再ヒ城兵奪取ル、

一同二月廿七日、八日両日賊ノ高瀬口ノ戦ノ死傷ヲ川尻  
へ向ケ送ル処、凡両日ニテ二百余名ニ及フ由、

一 三月一日延岡ノ賊兵洋服ヲ着シ、左ノ手ニ黄木綿印ヲ  
〔あきマ〕  
千人位熊本ヲ発ス、到着スル処不詳、

一出町ニ賊置ク処ノ兵食、官軍ノ襲撃ヲ恐レ一万俵ノ内  
二千俵ニ配分各所ニ送ル、内八景ノ宮水色ニ送ルノ説アリ、  
一 二月廿八日官兵小銃ヲ以テ千反畑へ出ス、賊兵ト戦フ、  
城中より大砲ヲ放ツ、賊兵退ク所不詳、

一 細川護久ヨリ四五日前県士共へ方向ヲ誤ラサル様直書  
ヲ以テ懇諭スル故、頗ル人心ノ賊ニカタムカントスル  
ヲ維持ス、就中坪井実学連等ハ始メヨリ勤王ヲ唱へ、  
方向一定凡ソ五百人程一隅ニ屯集、賊中ニツ、マレ他  
応援ナク進退困却、其他諸郷党二三ヶ所ニ五六拾人ツ  
、屯集ス、故ニ官軍速ニ城下ニ押詰ズンバ肥後一般ノ  
士民両端ヲ懐クノ徒、止ヲ得ス恐ラクハ賊ニ与スヘキ  
勢ト云フ、

十年三月四日記ス

権少検事志方之勝

一六 長崎警察署聞取書三通

一六ノ一  
本日又々当地并熊本之景況探聞候ニ付、不取敢左之通  
上報仕候也、

十年三月六日

島田頼九郎

松本中検事殿

一 当所平氏白池安太郎ト申ス者、兼テ俠者流ノ性ニテ少々雜書等素読シ、当節事件ノ如キハ好意ノ由ナルガ、先般來熊本地ヘ赴キ賊兵ニ交リ數度ノ戰地ニ臨ミ居ル処、賊兵ノ命ニテ一先郷地ニ歸リ、士族輩ヲ鼓動シ、凡ソ四五拾名モ集合セバ再來ス可キ含メニテ昨今歸來、頻リニ煽動スレ共、賊兵如今ノ不景氣故カ左程応スル者ナク、同人モ迷惑致シ居ルトノ趣、依テ直ニ探偵ノ着手致シ置候也、

一 熊本各地ハ官軍実ニ盛ニ城内ノ台兵モ倍々銳氣ヲ逞フシ、賊兵ハ自然衰弱ノ趣也、

一 城兵ハ愈々敵重堅固ニして決シテ容易ニ破壊等ノ勢ヒ無之由也、

一 賊兵ノ死ハ已ニ千許ニモ及ブ可ク、過日大箱百許箇ニ(備註)

死屍ヲ盛り、賊本陣之傍ニ埋メタル由、右彦箇ニ死屍拾体ト算当、千數ナリト、

一 官軍兵士ノ死傷ハ確知セズ、將校ハ已ニ七八名ノ戰死ナリト但シ此者、是マテ多ク賊中ニアツ、テ官軍ノ最況ハ自然疎ナリト云フ

一 三男西郷ハ過日々不覚、已ニ斃レタリト聞ク、篠原ノ戰死ハ妄説ナリト、

一 西郷ハ一中隊ヲ引率シ花岡ニ屯シ、常ニ同所近傍ヲ独

歩徘徊シ、熊本該地ハ已ニ我物ノ気色ナル由也、

一 桐野ハ春日ニ在テ諸軍ヲ督スト、

一 篠原其他ハ所在不存ナリト、

一 山鹿ノ官軍ハ野津・福原・岡本ノ三將各之ヲ督シ、最

盛ナルトノ由、尤福原氏ハ去ル廿八日ノ戰ニ腹部ニ彈丸ヲ被リ直ニ病院ニ入り彈ヲ抜キ療治中、然ルニ幸流

彈ニテ裏ラカカズ、多分命ニハ闕スマジキトノ由ナリ、(重カラスカ)

一 高瀬ノ官軍ハ三好少將・何某少將之ヲ督ス、三好少將

モ去ル廿九日ノ戰ニ腕ニ傷ヲ受ケシガ薄手ナレバ事共セズ、愈々諸軍ヲ勵マシ盛ナル由也、

一 熊本敬神党・民権党ハ、初メ賊ニ与シ戰爭セシガ何レモ頼ム処ノ隊長數名ヲ討レ、且賊勢日ニ衰フルヲ以テ

自然ト恐縮、如今ハ引籠リ狐疑傍觀セリト、

一 賊兵ハ官軍ノ日ニ加リ四方八道進撃ヲ拒ク為メ、海岸其他兵ヲ諸口ニ配付シ、对城ノ兵ハ昨今余程僅少ニシ

て且ツ殆ト彈藥ニ乏シク、如今ハ日雇ニ命シ遺彈ヲ収拾セシメ、一彈ヲ拾ヒ來レバ拾錢或ハ拾五錢ヲ給スト、

依テ當時南東ヨリ一軍ヲ以テ進撃セハ必ス瓦解セント、

一 熊本ノ或ル一党士族旧名長岡刑部・同長岡監物當時米田虎雄トカ由申・沼田何某・中島正之ノ數名、凡三大隊許ヲ督シ、是



迄兩端ヲ持シ八分心ハ彼レニ傾ムキ常ニ賊ニ交リ、公然賊中ニ在リシガ、漸次官軍ノ氣勢日ニ盛ニ賊勢次第ニ衰フルヲ以テ、自然心ヲヒルカヘシ、幸ニ旧知事ノ長崎ニ在ルヲ聞キ、赴ヒテ旨ヲ伺ヒ、命ニ依テハ直ニ裏ヲ切りヲ成シ、官軍ニ応ゼント、去レトモ四面賊兵ナレバ他出ノ良策ナク迷惑中、終ニ右中嶋正之斷然発足、險山幽谷ヲ攀渡リ辛シテ海岸地名ニ出、昨五日当地ニ着、同県人当所在勤ノ警察吏ニ語リシヲ、同吏ヨリ通知ヲ得タリ、而シテ右中嶋ハ是非夜行ニテモ急ニ長崎ニ至リ、一刻モ知事ノ旨ヲ伺ヒ点書ヲ取り帰具、前断ノ策ヲ施サント昨日直ニ発足セリ、最早貴下ニ着在候ハン、依テ直当下問アラバ該地ノ景況猶分明シ、随テ即今施策ノ一助トモナランカ、併シ恐縮ナガラ兩端ノ者ナレバ、着手ノ都合ニ依テハ未タ精細白状致ササルモ難計、旧知事ハ長崎入來屋ニ宿泊ノ由也、

一官軍ハ或ル一大河河名不分明ヲ容易ニ渡リ兼、之レガ為メ十分ノ進撃ヲ得ス、此ノ河ヲ渡ル以上ハ進撃随意ナリトノ説ナル由、

一官軍ハ今四日五日迄ニハ是非熊本城下へ押シ入ル積リナリシト、一昨四日ノ砲声ハ或ハ右ノ戦争ナラン、

一佐賀・山口・會津者官軍ノ先鋒ヲ出願シタリト頻リト風評アリ、此辺ハ当所ヨリ貴下ハ格別急報アラン、右熊本ノ件々ハ何レモ中嶋正之直話ノ由、余ノ鎖細ハ態ト騰録不仕候也、

昨今ハ植木辺専ラ戦地ノ由ナリ、

過日上報、三里余火光云々ハ高瀬道ニテ官軍ノ陣營篝火ノ由ナリ、

過日昨年熊本暴挙ノ節、重傷ヲ被リタル兵士未タ傷癒モ致サス、或ハ鉢巻ノ儘ニテ今度ノ出戦ヲ請願シ、四名許許可ニテ陣頭ニ奮出セシニ、諸官兵之レガ為メ一層勇氣ヲ倍シタリト、

一六ノ二

十年三月八日

井手警部

聞取書

熊本県下水(前)善寺居住

士族

中島正之

右之者当県第四大区有木村長崎屋ト申宿屋へ滞留罷在候様聞及候ニ付、拘引之上取調候処、左之通り申立候事、

一華族細川護久公より熊本県士族へ説諭ノ状、同県下卷

崎住細川某父子、桑水住細川某右三名宛ニして客月十

三日付、長岡刑部同廿一日熊本へ持参シタリ、從テ護

久公モ長崎へ御着相成候趣承り、不取敢御面会申上、

熊本ノ景況等御咄可申上処存ニテ、本月三日熊本発足

翌日大田戸口より渡海、島原へ着船、翌日神代一泊、

翌日有喜ニ着ス、追テ長崎へ罷出ヘキ処、兵隊ノ護衛

嚴重ナリト聞、為メニ島原出生山本某ニ依頼シ、右ノ

事情ヲ護久ニ達セント同人ヲ差遣シ、自分儀ハ有喜長

崎屋ト申宿屋へ滞留罷在候処、御拘引相成候事、

但本文山本某ハ近来熊本順正寺住職ト親戚ノ由ニ

テ、同寺へ罷出居、今般帰宅スルニ付、戸口ヨリ

同船シタリ、

一肥後地へ薩兵二万人モ入込居ルノ巷説アレ共、其見認

ムル処、凡歩兵五大隊、砲兵一大隊許リ、其一小隊ヲ

百名トシ拾小隊ヲ以テ一大隊ト組シタルモノナリ、其

外延岡兵一大隊、人吉兵半大隊外ニ日向地方より出州

スルモノ二大隊、薩兵ハ白地ヲ以テ腕ヲ括リ、日向地

方ノ兵ハ黄地ヲ以テ同断ナリ、併シ薩兵ト合併以來腕

印一様ニ相成候哉者弁ゼス、

一前条ノ兵ヲ以テ屯集ノ箇所ヲ分ツ、左ノ如し、

山鹿口 高瀬口

大津 小島

松橋

其外城郭ヲ囲ム、

一本營ハ春日ニアリ、西郷隆盛茲ニ營シ、四方巡視スル

毎ニ一小隊ヲ引率ス、是ハ精兵ト見認ムルナリ、

一今般高瀬口、山鹿口ヨリ官軍進撃ニ就テハ、右各所屯

集之内ヨリ両所へ向ケ防禦ノ策ヲナス、因テ城ヲ囲ム

ノ兵ハ五拾間バカリヲ隔テ番兵ス、

一城兵ノ戰爭ハ開戦後三月一日迄絶ヘズ、或ハ城外ニ出

テ戦フ事アリ、賊兵ハ頻リニ城兵ヲ誘出スルノ策ヲナ

セドモ城兵決テ遠ク出テス、必ス出沒シテ戦フ、若シ

遠ク出ツルアレハ城内ヨリ喇叭ヲ以テ退カシム、賊兵

城外ニ斃ル、<sup>(マ)</sup>モ者最多シ、然トモ死体ハ持去ル事能ハ

ス、如何トナレハ城兵より狙撃スレバナリ、賊兵ハ近

来城外ニ地雷火ノ在ルヲ恐レ、其設ケアルノ箇所ヲ問

フ事頻リナリ、

一賊兵ハ鎮台ヲ燒カントスレトモ城内家屋ハ賄所・兵卒

詰所ノミ、外圍ハ三尺許リノ切石ヲ敷キ廻シ、其窪ミ

ニ屯集スルヲ以テ至テ堅固ナレハ、決テ彈丸ノ通スルナシ、其他近傍ノ家屋焼ケ残りナケレハ点火スルニ由ナシ、

一 台内ノ尉官ニ知人アリ、客月十九日台内ニ到リ、大凡見ル処三十日位ハ兵糧決テ乏キナカラン、味噌桶・砂糖樽ヲ以一方ノ楯トスルアリ、然ルニ開戦後京町酒造商何某宅ヨリ米千俵ヲ台内ニ運ンダリト云、又或日台内より出テ坪井ニアル賊兵ヲ進撃シ、賊ノ賄所ニアル兵糧等ヲ奪ヒ取り台内へ運ヒ入レタル由、

一 或日台内ノ炊夫某、出テ自宅ニ帰ルモノアリ、依テ城内ノ死傷ヲ問フニ格別手負ノ者無之由、且兵糧ヲ問フニ今後二十日位イハ氣遣ヒナシト答フ、尤モ黒米ノ由ナリ、

一 熊本県賊地ノ戸長等逃ケテ所在知レス、

一 太田黒惟信ハ去テ矢部ニ隠レアル由矢部ハ熊本ヨリ十、二三里ノ所ナリ、是

レハ賊ノ鼓動ヲ恐テ朋友ヨリ諭シテ去ラシムルナリ、一 民権党ノ賊兵ニ与ミスル者五十人許ト見受ル、尤植木・

山鹿等各村ノ者ナル由、其長ハ宮崎八郎ト申事、

但當時上京シタル噂アリ、敬神党ノ与ミスルモノ十

四五名モ有之哉ニ存シ候、是ハ先般暴挙シタルモ

ノ、余党ナリ、必ス先度ノ鬱憤ヲ晴サンノ素志ナリ、

一 右党ノ先般懲役ニ入ルモノ、今度開戦前大分県ニ送ラレタル由、是ハ熊本県巡查ヨリ聞及ヒタリ、

一 熊本県士族右ニ党ノ外、四百人許一隊ヲ成シ薩兵ニ与シ、木ノ葉口へ出張ノ由、或日ノ戦争ニ高瀬ノ戸長梅田某ナル者官軍ヲ案内シ、以テ右一隊ニ向ヒ官軍勝利ヲ得、同隊大ヒニ敗レタリ、

一 賊兵彈丸ニ乏シ、依テ近來戦争跡ノ捨タル玉ヲ拾ハセ、持來ル者へ實錢トシテ廿五錢宛ヲ与フルト云フ、其玉ハ川尻ニ於テ再ビ鑄直シ、以テ用達セシム、

一 賊兵一大隊許リハスナイトル銃ヲ携帯シ、其外ヘンヒル并ニ火繩銃ヲ携フルアリ、尤スナイトル銃ハ植木ノ初戦ニ官軍敗走セシトキ同銃四五拾挺分取りタリ、但馬四疋ニ負セタル儘ト申事、

一 賊兵大砲十八門持來リタル巷説アレトモ、花岡へ四門ヲ備ヘ石上ミへ式門ヲ備へ、四継キニ壱門ノ備ヘアリ、其余ハ何レニアルヲ知ラス、川尻市中へ病院拾ケ寺ヲ設ケ看病人ヨリ聞クニ、壱ヶ寺ニ百名許手負ノモノ療養中ナリ、賊兵死体ヲ埋ムルニ長持ニ遺骸ヲ入レ、一穴

ニ長持四竿ヲ埋ム、近來ニ至リ穴拾ハヲ掘ト云、極メテ長持袴竿ニ死骸六ツ以上入レアルトノ見込、右ハ川尻ノ上ノ方畑中ニ埋ムル由ナリ、算スルニ死人モ百四五十名ノ見込ナリ、

一賊兵ハ人民ニ望ヲ求メンガタメ道案内スル者アレハ若干ノ金ヲ与へ、或ハ貢租五ヶ年間免スノ説ヲ唱フ、故ニ賊兵ノ通行ヲ見ルヤ農民礼ヲナス、或ハ諸事周旋スル農民アレハ直チニ衣類等ヲ授与スル等ノ事アリ、

一當時賊兵官吏ノ妻妾居所ヲ索ムルコトアリト云フ、是レ全ク貯金アルノ見込ヲ以テ索ムルトノ説アリ、

又熊本鎮台ノ用達居所ヲ搜索スルト云、是ハ糧米ノ貯蓄処ヲ問フテ掠奪セン為メナリトノ説アレドモ、用達居所更ニ不相分、

一熊本県士族ハ細川護久公ノ説諭書、客月廿一日長岡刑部持参シタル以來、薩兵ニ与ミスル者モ追々離散ノ景況アリ、然ルニ薩兵其勢ヲ悟リ候欵、熊本士族ヲ疑念シ、夜中通行差留ムル勢ニ成リ行キタリ、

一客月廿七八日頃官軍豊後ヨリ迫ルト賊兵伝聞シ、一大隊ヲ引率シ速ニ菊地方ニ方向ヲ取り出発ス、然ルニ同方向ヨリ筑後国高良山裏手ニ亘ル間道アリ、若シ豊

後口江進行セズシテ高良山裏手ニ出デ、総督府ヲ襲フモ難計、果シテ然ラハ事大变ニ及ハン、是レ懸念スル処ナリ、

一賊兵ノ銃砲取扱ハ熟練ノ者ニ非ス、全ク耕耘ノ間ヨリ引揚タル者ナラント見認タリ、乍去戦争間進テ退カサルハ豪胆感スヘキナリ、

一賊兵士官ト見認タル者モ皆銃ヲ携ヘリ、尤手旗ヲ携フ、戦争間ハ別段号合<sup>(合)</sup>モセズ、隊中互ニ進撃スルノ景況ナリ、集合ノ時ハ喇叭ヲ吹ク事モアリ、

一薩兵ノ先鋒ニ大隊川尻ニ來リシ時ノ隊長ハ、佐賀ノ脱走人ト云、是ハ極メテ佐賀暴動ノ節遁ケタル者ノ見込ナリ、

桐野・篠原ハ肥後地ニ到リ居ルノ説ナレドモ、孰レノ地ニアル哉不知ナリ、

賊兵ノ死傷人、病院或ハ埋所ニ送ルノ際ハ必ス戸板ニ乗セ搬運ス、或日籠籠ニ乗セ兵卒數拾人護衛シタルコトアリ、是レハ極メテ長官タルモノ、死傷ト見込タリ、若説ニ西郷ノ三男ト云フ、

一六ノ三

十年三月八日

島田警部

聞取書

熊本県士族

細川休焉

溝口貞幹

宮村典太

從者

相馬之貞

山口 岩

右本月七日夜当地へ渡り来ルヲ中岡陸軍大尉隊兵より見  
認メ拘引候ニ付、取糺候処、何レモ旧門閥ニ而今度鹿児島  
県暴挙ニ付テハ、熊本県士モ多分賊徒ニ与シタルニ依リ、

旧知事細川護久説得ノ為メ長崎ニ到来ノ報知ヲ得、即チ  
説諭筋等面談トシテ出港致シ候段申出候ニ付、尚精々聞  
糺シ候処、更ニ不審ノ廉モ不相見候ニ付、直チニ放置セ  
リ、尤現今熊本ノ景況聞取候次第左ニ略記ス、

一西郷者熊本へ出陣ノ由ニテ、三月五日凡ソ一大隊程引  
率シ川尻ニ退キシガ、尚翌六日暮レ頃熊本ニ踏ミ込  
ミタル由、

但シ其進退スル所以ヲ知ラスト云フ、

桐野ハ植木ニ出陣シ専ラ軍配ヲ謀ルヨシナリ、

一熊本県士ハ旧知事ヨリ説諭書廻着後者、既ニ方向ヲ誤

マラントシタル者モ各自勦弁ヲ加へ、弥々謹慎之由、  
尤其前既ニ賊ニ与シタル人員凡ソ士族中十分之三ニモ  
及フ哉ト、併シ漸々衰フル方ニテ此上増進ノ勢ヒ見ヘ  
サル模様ナリ、

一熊本城へ賊セメ寄せタルハ三月廿二日未明ニテ賊兵散  
々敗走シ、尚同夜月ノ入ルヲ待チテ打チ入ラントセシ  
ガ、又々賊兵大敗ノヨシナリ、尔来少々ノ戦争止マザ  
ルナリト、然ルニ賊ノ砲器極メテ佳品ニシテ、官兵熱

練セル砲戦ニハ頗ル敵シ難シト、賊兵之レヲ歎息スル  
ヨシ、而シテ賊兵次第ニ減衰スル方ニテ増長スル勢ヒ  
見ヘス、容易落城ノ恐レハナシト見込マルルヨシナリ、

一近頃玉葉類ト見ヘル荷物ヲ大増鹿児島ヨリ熊本へ運送  
スル由、其運道ハ人吉ノ如ク運ヒ久摩川(録懸)ヲ下ダシテ八  
代へ揚ケ、夫ヨリ荷車等ニテ運フ由ナリ、

一賊ノ兵器最初ハ大砲見ヘザリシガ、即今者熊本三条目  
橋其他近傍ノ山上所々ヘモリチールヲ備へ、熊本城ヲ  
向ケ頻リニ発砲スト雖、砲器ナル故カート矢モ城郭マ  
テハ届カザル由ナリ、

一豊後路鶴崎口ヨリ守衛隊進撃セシト賊ノ探索ニ触レシ

由ニテ大津へ一大隊程繰り出シタル由、官兵諸方より  
ノ進撃ヲ防禦スルニ賊兵ノ軍配頗ル苦ムヨシ、

一七

熊本裁判所某戰狀報告 附靜岡県士族春  
岡知了自首書

先度一書差上候節、去月二十五日迄之当地景況ハ粗申上  
置候通、当庁モ去月廿六日肥後国南ノ関ニ仮庁ヲ設ケ、  
糺問事務取扱候、以來拙生ハ筑後国瀬高駅ニ出張罷在候  
処、去ル五日同所仮庁ニ帰庁被申付、糺問掛被申付、甚  
繁多罷在候、陳者戦地ノ模様ハ定テ御承知モ候半ト存候  
得共、去月二十六日戦ヨリ官軍利ヲ得、同廿七日、廿八  
日モ戦毎ニ勝利ノ処、何レモ地理不案内ノ官軍故進ムニ  
甚タ難ク、三月一日ヨリ二日迄地利ノ為メニ休戦ス、同  
三日午前四時より二方ヨリ戦争相始リ、図ノ如ク野津大  
佐將トシテ凡ニ大隊計、其時賊ハ吉次ノ手前原倉ト山北  
ニ在リ、県士モ凡六七百人位モ居リタリ、同日午後頃マ  
テ原倉ト山北ヲ抜キ進テ吉次ニカカル、此ニ暫ク軍議ヲ  
ナシ野戦ニ掛リ山北ノ上ニ在白木谷ノ賊ノ野戦砲二門ヲ  
奪ヒ、吉次越ノ賊ニ撃掛ル、ソコデ烈ク接戦ス、其払曉

ニ至テ吉次ノ賊ヲ払テ木留マテ進軍ス、右ハ野津大佐ヨ  
リ野津少將<sup>(鎮雄)</sup>ヘノ四日午前八時ノ報知ナリ、

別ニ野津少將ノ所率兵凡ニ大隊、本街道ノ稻佐村ト安楽

寺村ノ賊ニ向<sup>賊ハ面村ノ山手ニアリ</sup>、夫ヨリ稻佐ノ神社ノ賊ノ台場ニ打

掛リ、午後三時頃之ヲ抜キ、賊ハ山手ノ安楽寺村ニ退キ、

元安楽寺村ニ在ル賊ニ合シ官兵ニ抗戦ス、午後六時頃又

安楽寺ノ賊ヲ抜ク、賊ハ木葉ト田原ニ向テ退ク、一ハ木葉

山ヲ越テ山麓ニ退キタル様ニ見ヘタリ<sup>是ハ山口新太郎ノ咄、陸軍嚮導ノ人ナリ</sup>

賊安楽寺ヨリ山手ニ退クトモ、官軍ヨリ火ヲ放チタル

故、賊軍ハ山麓ト木葉・田原ニ向ケテ去リ、

又官軍稻佐村ト安楽寺村十戸許火ヲ放ツ、其晩ハ官軍

安楽寺村ニ陣ス、

此時山縣陸軍卿・大山少將来リ合セタルカ、賊ノ南ノ

関ヲ襲フトキニ直ニ帰ラレタリ、

四日ノ景況

四日曉午前六時官軍ノ安楽寺ヲ発シ、木葉村ニ至ル、木

葉ヲ本營トシ、而シテ田原坂ヲ攻掛ル、本道へ官軍三中

隊程進ミ、木葉川ヲ渡リテ田原坂ノ下迄攻寄スル<sup>凡ソ三時、四時、</sup>

賊ハ上リテ三分通り台場ヲ築キ撃出ス、一ノ台場ニ合程  
上リテ賊ノ右翼ニアル者ヲ抜ク、ソレヨリ賊ノ左翼ニ掛

ル兵ハ、田原坂続キノ山脈ニ山鹿ノ方より応接スル路アルヲ以テ、其路ニ一中隊程出シタリ、其隊ト本道トノ間ニ又二中隊程前メタリ、中ニ出タル二中隊ハ田原坂ノ半腹ニ進ミ抛リ、而シテ左翼ノ東北ノ間ノ台場ノ賊ト砲戦ス凡四時、  
ス間ホド、

右翼方官軍三中隊田原坂ノ三合位ノ畑ケニ抛リ、田原坂ノ山脈ノ竹籬ニアル賊ノ伏勢ト二時間程砲戦ス、其時吉次ノ間道ヨリ出ル賊ノ路南方五町程ヘ二中隊許出兵ス、本道ハ同日午後二時二ノ台場ヲ拔攻テ坂ノ半腹ニ進ム、而シテ砲戦二時間両翼亦二時間砲戦ス、両道ハ夫ヨリ進マス、本道ノ兵絶頂ヨリ三丁程下迄進軍ス、其夜大雨徹夜砲戦ス、

其夜ノ戦ニ右翼ニ砲二門・モルチール砲門、左翼野戦砲一門ヲ備テ攻撃ス、

五日戦ノ景況

本道ハ只守ヲ置キ、両翼ニテ砲戦ス、左翼ノ戦ハ午前七時ヨリ始ム、一旦田原ノ營ヲ抜キ同午前十一時ニ賊ニ取戻サレシ故、元ノ山手ニ退キ、猶砲戦ス、右翼ハ二股村ノ間道ヲ越テ賊背ヲ衝キ、為ニ進ム本道ニ出レハ大砲ヲ打チ合テ挾撃ニスルノ約ニアリシ処、中途ニシテ賊ニ知

ラレタリ、午後二時より五時ニ至ル迄、両翼共休戦シ各守ヲ置キ退ク、

六日ノ景況

右翼ハ吉次ニ出テ居ル野津大佐ノ凡三中隊ヲ引キ、吉次ヨリ出テ七本小屋ニ出ル筈ナリシヲ本道ノ敵ノ要所ニ進ミ兼シ故七本ニ出ズ、更ニ賊ノ左翼ノ兵ト砲戦ス午前十時ヨリ午後六時ニイタル、前日二股ニ赴ク所ノ兵田原山中ニ守ヲ置キ、賊ノ右翼ノ兵田原坂ノ中間ニ於テ谷ヲ隔テ砲戦ス、時々本道ノ兵進テ峠ヲ距ルコト壱丁半ニシテ砲戦ス午前八時ヨリ日暮ニ及ブ、左翼同時ヨリ賊ノ右翼ノ營ニアルモノト谷ヲ隔テ戦フ、午後一時頃營ヲ抜キ焚キ官軍此ニ抛ル、賊ノ三ノ台場ト戦フ、日暮ニ至テ休戦ス、守ヲ置キ退ク、

野津大佐本陣ニ来リ話ニ、田原坂ノ絶頂ニ賊壘ノ上ニ時々大ナル男十人位ツ、出没シ、頻リニ我軍ノ形勢ヲ伺フ様子アリ、察スルニ西郷ナラン、

野津少将ノ云ク、或ハ然ラン欤、匹夫西郷二三戦ヲ為ス後ハ必ス出来ルノ匹夫ナリ、大ナル入道ハ定テ

西郷ナラン、

静岡県士族春岡知了、六日中谷大尉ノ処ニ自首ス、此者ハ初メ鎮台病院家ノ雇ニ入り、其後籠城ノ用意ニ付、鎮

台ノ米買入方被申付、凡千俵程モ買入候処、最早砲声モ相響キ、米運送ノ人足ス、ミカネ、千俵ノ中百五拾俵程鎮台ニ納メ、跡ハ車屋ニ隠シ置候処、終ニ県士ノ賊ニ見付ラレ、捕縛之上賊ノ營ニ携ヘユカレ、賊ノ糺門掛、淵邊某・仁禮某ト取調之上、左書付ヲ渡シタリ、

静岡県士族

春岡知了

右ノ者当所鎮台用米買上ル者ニ付、取押ヘ遂吟味之処、籠城以來音信ヲ通シ候儀無之事実明瞭之上解放シ、賄方等ノ手伝申付候ニ付、可疑者ニ無之、依テ証書如件、

二月十七日

薩摩本營

右ニ付処々探偵等申付ラレ、鎮台ニ入り可来旨被命候処、是ハトテモ入り込事出来兼ル旨相断、左スレハ長崎ヘ参リ様子可聞、若シ長崎ノ方六ヶ敷バ、小倉ノ方より官兵ノ様子ヲ見テ可来トテ、金五拾円相渡シタリ、其節左ノ書付ヲ渡シ候事、

静岡県士族

春岡知了

右ノ者当管用向ニ付、他方ヘ差出候条ニ付、差通シ可被給候也、

熊本出張

三月二日

薩摩本營 隆盛

右ノ書付ト左ノ事ヲ申立タリ、

一竹宮ニ二大隊二千人

一木原山八百人

一龍田口久本云 中津出張所ニ二百人ツ、

一出町千人

一鹿兒島人屯所ハ春日村北岡宮下ニ西郷・池ノ上・淵邊・

仁禮ヲ頭トシテ五十人(余)一軒ニ屯ス、

一近傍ノ家ニ凡千五百人ヨ屯ス、

一熊本焼残り二町程有之、是ニモ屯ス、

一二本木町ニ千百人程屯ス、

一近町・本荘・春竹屯ス、

一二重峠二千人

本日三日迄、賊死百二十三人傷ハ凡五百人川尻町寺院七ヶ所、ヲ借り病院トス

西郷ノ悴某ハ死ス、其弟ハ傷ヲ蒙ル、桐野ノ弟モ亦傷ヲ

蒙ムレリ、

去月十六日戦ニ賊兵即死六十人、傷ヲ蒙ル者三百人(余)、

右ノ通自首候付、当分拘留罷在候事、

当庁ニ於テ薩賊十名余糺弾、粗口供ナリタル上ハ、久留



米ノ飯半ニ送り、無罪ノ者ト雖トモ解放難相成ニ付、筑後末町ニ拘留罷在候事、

七日田原坂未タ抜ケズ、

同日籠城之兵進出デ、午前七時頃ヨリ戦争始リ、賊ヲ鋤ノ身崎ト云所迄追退ケ、往生院ノ賊ノ本陣ヲ追払、熊本地ノ戦ハ此日ヲ以テ第一ノ激戦ナリ、賊ハ彈藥ハ差支ヘサル模様ナレトモ糧食ト會計ニハ頗ル困却セシ由、

始メハ熊本ヨリ川尻迄三円、五円位遣セシガ、今ハ

一里拾銭ト究メ、夫モ會計本局ヨリ大払スルナド、

云テ現金ハ渡サ、ルヨシ、

熊本県士ノ死亡六日迄ニ四拾人、傷者七八十人モアリシヨシ、

熊本県士輩多クハ槍、長刀、甲冑セルモアリ、幣帛ヲ差シタルモアリ、七五三繩ヲ鉢巻ニシ直衣ニ義経袴・陣羽織等、尤旧時ノ容ヲ為スト云、

熊本県士始メハ三千人余賊徒ニ党与セシガ、旧知事ノ告諭書着セシヨリ昨今ハ過半自家ニ帰リ居ル由ナリ、

右ハ去月二十六日ヨリ当七日迄ノ処、実地見分ノ探偵者ヨリ差出シタル書類ヨリ書抜キ、入貴覽候、尚又八日ヨリハ跡ヨリ可申入候、凶ハ極奮凶ニ候、御一見丙丁可被

下候、頓首、

三月九日燈下

南ノ関飯庁ニ於テ

熊本裁判所

玉 (シレス)

本マ、

一八

志方檢事外一名ヨリ山田司法大輔宛田原坂戦報

三伸、此紙面相達候儀ハ乍御手数電報ニテモ御報知奉願候事

從熊本県下田原戦地奉拜呈候、昨日大坂より之御電報相

達、被仰下候越奉畏候、(繪田)長雄儀ハ旧知事同行ニテ本月六

日長崎ヨリ熊本県下南ノ関へ着、同所ニテ兩人落合、同

七日より同道ニテ田原戦地へ出張、七日八日兩日戦争ノ

模様ヲ目撃仕候処、賊嶮ニ抛リ砲台ヲ築キ、防戦或ハ接

戦又ハ間道ヨリ狙撃致シ、官軍死傷頗ル多シ、田原ノ地

形山中羊腸ノ一筋道ニテ左右山谷、官軍道ノ七分マテ撃、

賊ハ絶頂ヨリ狙撃、左右ノ山モ同様八日九日之戦モ官軍

追々山ノ八九分迄進候得共、毎度賊ヨリ盛り返シ、兩日

官軍ノ死傷凡百五十名モ可有之、其内士官モ多ク斃レ候

也、只今ノ勢ニテハ急ニ田原ノ嶮ヲ越ルコト堅カラン、凡熊本県下西北ヨリ熊本城へ達スル道、南ノ関ヨリ山鹿ヲ經テ植木通ヲ本道トス、南ノ関ヨリ高瀬・田原通ヲ問道トス、其外吉次越、野井手越、嶽山越等アリ、当地田原・山鹿・吉次ノ三道戦争アリ、然レ共吉次・山鹿ハ熊本迄数十ヶ所ノ嶮アリ、田原道ハ田原ノ嶮ヲ抜クトキハ熊本城マテ漸向坂ノ嶮一ツ有而已ナリ、是非田原口ヨリ進撃スルノ外有之間敷、然ルニ連戦日ヲ送ルトキハ熊本城万ノ事アラバ不可言ノ形勢ニ成行候哉モ難計、熊本城ハ実ニ天下ノ安危ニ係リ可申、一刻モ早ク熊本城ノ困ヲ解キ申度懸念此事ニ御座候、併シ熊本戦争之模様、長雄長崎表ヨリ熊本へ遣シ置候志水小一郎其外探偵而三人帰来、委細承申候処、先月二十二日味爽賊三千余人城ヲ攻撃、同廿四日マテ昼夜連戦、賊ノ死傷頗ル多ク、賊カ抜コト不能ヲ察シ、二十六日頃ヨリ攻撃ヲ緩シ、遠巻シテ糧ノ尽ルヲ待チ、専ラ山鹿・田原等応援ノ官軍ニ備フ、故ニ城中ヨリモ時々撃テ出、城下文ハ城兵取切、其上糧モ四十日位ハ有之候由ニテ、今暫ハ氣遣入申間敷哉、賊勢盛ナリト雖トモ総人数五千内外ト見受候由、其内山鹿・田原・吉次等へ出兵仕候故、熊本囲城ノ兵ハ日々ニ減少

仕可申候、熊本県士ハ民権家宮崎八郎列、其外頑固党池部吉十郎或ハ勢ニ連レ脅迫ニ掛リ、賊ニ応スル者千余人、併宮崎・池部モ傷ヲ蒙、其他巨魁多ク死傷スル由、県士間ニハ名分ヲ唱へ、又ハ両端ヲ持シテ方向ニ迷フ者不少、然ルニ神戸ヨリ旧知事一門細川興長ト申者ヲ熊本へ遣シ、直書ヲ以テ大義名分ヲ解、県士ヲ説諭シタルニヨリ或ハ方向ヲ改メ、又直書ヲ口実トシテ遁ルル者モ亦少カラス、目今旧知事モ南ノ関ヨリ高瀬辺打廻リ、旧宜ヲ以テ四民ヲ説諭シ、其業ニ就シム、南ノ関・高瀬・山鹿近傍多ク戦争ノ巷ト相成候故、半焼失或ハ流丸ニ中リ非命ノ死ヲ致ス者モ有之由ニテ、人烟絶果実ニ惘然ノ至ニ御座候、旧知事出張ノ事ヲ聞、昨今少々空家ニ帰ル者モ有之、一刻モ早ク熊本城ノ困解ズンバ熊本県下ノ四民困却此事ニ御座候、先今日マテ見聞ノ次第大略如此御座候、併兵馬ノ間故、定テ訛伝モ可有之、御一覽ノ上、直ニ御火中奉願候、尚追々録上可仕候、頓首、

三月九日

増田七等判事

志方権少檢事

山田司(山田顯巻)法大輔殿

二伸戦地ニテ取紛中相認、乱筆御推読奉願候也、

志方檢事外二名ヨリ井上毅宛田原坂戦報  
附木庭賀前外一名熊本探偵書

一九〇一  
從田原坂戦地拜呈仕候、戦争ノ模様者略過日長崎ヨリ  
長雄申上候通ニ御座候得共、尚聞見ノ次第左ニ陣述仕  
候、長雄儀者旧知事公ヲ奉シ、本月六日長崎より南関  
へ着、同所ニテ三人落合、同七日ヨリ打連田原戦地へ  
出張仕、七日八日両日戦争ノ模様目撃仕候処、賊嶮ニ  
抛り砲台ヲ築キ敵ク防戦シ、或ハ接戦又ハ間道等ヨリ  
狙撃致シ、官軍死傷頗ル多ク、但シ官軍ハ道ノ七分通マ  
テ進撃シ、賊ハ絶頂ヨリ狙撃、左右ノ山モ同様七分通  
リ進ミ居、七八両日共ニ追々山ノ八九分通進撃仕候得  
共、毎度賊ヨリ盛り返シ兩日ノ死傷百五六十計リモ有  
之、其内士官モ多ク斃レ申候、只今ノ勢ニテハ急ニ田  
原ノ嶮ヲ越ルコト難カラン歟、当時山鹿・吉次等ニテ  
時々戦争有之候得共、何レモ地形悪ク是非田原口ヨリ  
進撃スルノ外有之間敷、然ルニ連戦日ヲ送り日々死傷  
五十乃至百名モ有之、其内熊本城万一ノ事モアラハ不  
可言ノ形勢ニ成行可申、熊本城ハ夷ニ天下安危ノ関ス

ル所、一刻モ早ク其困ヲ解キ申度懸念仕事ニ御座候、熊  
本籠城ノ模様ハ熊本へ遣置候探偵、追々罷歸委細承り候  
処、先月廿二日昧爽賊三千余名攻撃、同廿四日マテ昼夜  
連戦、賊ノ死傷三百余名ト云フ、廿六日頃ヨリハ力ヲ抜  
クコト能ハサルヲ察シ、攻口ヲ緩ニシ遠巻シテ糧ノ尽ル  
ヲ待チ、専ラ山鹿・田原等ノ応援ノ官兵ニ備ヘ<sup>(テロシヤ兵ハバリー)</sup>孛兵佛城ヲ  
囲ムノ例ニ倣フト云、故ニ城中ヨリモ時々撃テ出、熊本  
城下文ケハ城兵ヨリ取切り、其上糧モ今廿日位ハ支へ申  
候由、今暫クハ氣遣ヒハ入申間敷歟、賊之総勢モ万以  
上ノ風聞ナレトモ、私共遣候探偵者ハ先、山鹿・田原并ニ囲  
城ノ兵共五千内外ト見積居候、廿六七両日、高瀬最寄ノ  
戦争ニテハ賊大敗、兩日ノ死傷凡ソ四百余名ト云、熊本  
県士ハ民権家宮崎八郎列、頑固党池邊吉十郎等其外勢ニ  
連レ、或ハ脅迫ニ掛リ賊ニ応スル者凡千余名、其他実学  
連等間々ニ名分論ヲ唱へ、或ハ両端ヲ持シテ方向ヲ迷フ  
者不尠、然ルニ旧知事公神戸ヨリ御一門ノ細川興長殿ヲ  
熊本へ遣ハサレ、御直書ヲ以テ県士ヲ諭シ、大義名分ヲ  
解示サレタルニ依リ、方向ニ迷ヒシ者多クハ方向ヲ定メ、  
又ハ御直書ヲ口実トシテ遁ルル者アリ、又ハ志ヲ翻セシ  
者モアリト云、旧知事公モ当今南関ヨリ高瀬辺御打廻、

御旧誼ヲ以テ四民へ御説諭、各其業ニ就カシメラル、今  
後官軍熊本城へ入ルノ後ハ、旧知事公ニモ熊本へ御乗込、  
前文ノ旨ヲ以テ四民安堵ニ御尽力ノ尊慮ナリ、南関・高  
瀬・山鹿等戦争ノ巷ト相成候故、半ハ焼失或ハ流丸ニ中  
リ非命ノ死ヲ致ス者モ有之、四民山林ニ離散シ、人烟絶  
果実ニ憫然ノ次第見ルニ忍ヒサルノ景況ニ御座候、然ル  
ニ旧知事公御出張ノ事ヲ聞テ、昨今家ニ帰ル者多シ、一  
刻モ早ク熊本ノ困解ケスンハ、熊本県下四民ノ困却此事  
ニ御座候、先今日マテノ景況如此御座候、尚追々録上可  
仕候也、

三月十二日

志方之勝

増田長雄

古荘嘉門

井上毅様

再伸、熊本戦争ノ景況ハ本文ノ通ニ有之候、然ルニ  
城攻ノ方ハ稍緩ニ賊兵少ク聞ヲ得タルヲ以テ、県士  
ノ賊ニ応スル者教導トナリ、他県ヨリ当県へ赴任セ  
ル官員ハ固ヨリ搜索シ得レハ則チ之ヲ殺戮シ、官員  
ノ家属ト見ハ或ハ之ヲ強姦シ、其殘刻言ニ忍ヒサル  
ノ景況ノ由、且県士ノ速ニ賊ニ与セサル者ハ賊之ヲ

脅迫シテ一時之ヲ屈服セシム、若シ又与セサル者ア  
レハ悉ク之ヲ殺傷スルニ至ルアリ、因テ熊本県ハ一  
般賊ニ脅從セサルハナシ、故ニ官軍熊本城ニ入ルノ日  
ハ各党派此挙ニ乗シ私怨ヲ報センコトヲ計リ、互ニ  
流言ヲ構シ、玉石混淆非命ノ死ヲ遂ル者モ亦尠カラ  
サルヘシ、終ニハ私怨固結シテ水府ノ轍ヲ踏ムニ至  
ルハ判然タリ、是我輩ノ実ニ憂慮ニ堪ヘサル処ニシ  
テ座視傍觀スルニ忍ヒサル所以ナリ、兄之ヲ宜ク諒  
察セヨ、

三白先度長雄ヨリ池邊吉十郎鎮撫論ヲ唱へ暗殺サレ  
シ云々ハ全ク訛伝ナリ、

熊本ヨリ来ル探偵者ノ聞取書三枚相添、貴覽ニ入レ  
候ナリ、

一九ノ二

木庭外一名探偵書

菊池廣瀬村居住

木庭賀荷<sup>(前)</sup>

田迎村住居

山城永貞

右兩人見聞ノ儘、左之通口述、

但シ兩人ハ本月二日久留米発、同四日熊本着、七日  
同所発程、九日南関ニ着ス、

二月廿二三日ノ頃、右兩人西郷并久光ノ二男、其他三十名計リ代継宮社家ノ宅ニ於テ見受タリト云フ、

但シ兩人ハ西郷ヘ一面識モ無之人ニテ実否不分明、

一花岡山ニ賊陣営ヲ張り、多人数屯集シ、同所ノ墓地ニ  
彈藥ヲ貯ヘ、大砲四門ヲ備ヘ即今長キ方二門ヲ用ユト

云、

但シ彈丸ハ城ニ達セス、

一賊ノ本陣ハ川尻ニ居ヘ、病院ハ川尻・二本木ノ両所ニ  
アリ、

一県士病院春竹・室園及岩立ノ三ヶ所ニアリ、

一鎮撫長ハ三浏览・柏原某及上田休平ニシテ本陣ハ春竹

ニアリ、右賄ハ松岡之朝担任ス、人数ハ大略八十名ナ

リト云フ、

一賊軍ノ彈藥ハ潤沢ノ見込、

一賊等金ニ乏シク始メハ多分ニ与ヘタリト雖モ、即今ハ

一里拾銭ノ割合ニシテ只帳簿ニ記載スルノミ、故ニ人

民賊ノ為ニ仕役セラル、ニ困却ス、

一器械破損ノ分ハ木山辺ノ鍛冶ニ命シ修覆スル由、

一焚出シハ水前寺・久本寺・本莊・春竹・竹邊・寺原・船場等  
ノ数ヶ所ニアリ、

一賊等軍備金ノ為ニ、郷備金ヲ取ラント欲シテ、菊池居  
住中嶋弥七郎ニ命シテ米百俵・金千円ヲ出サシム、未  
タ受取ラス、

一賊等原田方水及トリウス居住高濱某ノ宅ニ来リ、両氏  
ニ命シテ郷備金ヲ出サシメントス、両氏不在ニテ行ハ  
レス、

一三月二日ヨリ五日ニ至ルマテ、賊田原口ノ一方ニテ死  
亡スル者大略二百名ナリト云、

一城中酒尽キ城兵大ニ困却ス、

一県士等賊ヲ助ル者大略千人余、

一本月七日賊城ヲ攻ム、城兵竹ノ丸口ヨリ進撃シテ鋤身

崎マテ突出ス、本日日ノ出ヨリ七時頃マテ凡二時間バ

カリ、山伏塚ノ横亀井ノ近傍ヨリ遠望ス、

但シ砲声ハ先月廿二日(比較カ)ニ較スレハ一層烈シカリシ、

二月十九日入城、三月八日出城、寺原辺ノ川ニ潛ミ  
午後川伝ニ津ノ浦ニ至リ、夫ヨリ山野ヲ越ヘ同九日

高瀬ニ達ス、

一 七日戦死四人、傷八人、

一 白米二十日ノ貯アリト云、黒米二万俵程、

一 飯ノ菜、朝ハ汁、昼トハゴマメ等ノ類、

一 二月廿二三四日戦後干之字樽ヲ開キ、夫卒ニ至ル迄分

配ス、濁酒者今ニ潤沢ナリ、

一 開戦以來二月八日迄討死四拾六人三月八日トアルハ三、月八日ノ誤ナラン、

一 京町会津屋ノ酒庫存ス、故ニ官軍城ヲ出テ時々酒ヲ飲

ムト云、但シ濁酒ナリ、

三月十九日

川尻ヨリ一人來ル者アリ、薩兵ハ川尻ヘハ屯集セス、

本營ハ祇園社ノ内、賊兵大概熊本城北ノ口ニハ出兵ナ

セシ由ナリ、更ニ陸統トシテ鹿尻島ヨリ兵ヲ繰出ス景

況ナシト云、

二〇 三好退蔵ヨリ井上毅宛高鍋・佐土原等景

状報知

拜別以來匆々將サニ二旬ナラントス、益御壯雄ナルベシ、

千万敬賀、降テ小生(種樹元老院驍官)秋月議官ト共ニ路ヲ大分ニ取り、日

向口ヘ罷越シ候処、賊徒既ニ境ヲ鎖シ、出入甚々難ク商

買ト雖トモ入ルヲ許シテ出ルヲ禁ス、其取締ヲ為スモノ

ハ制服ヲ着シタル巡查体ノモノナリト云、大分県重岡境ヲ距路

ル処、巡查ハ遂ニ帰ル能ハズ、探偵ノ者ヲ日州路ニ差遣シタ

シテ帰り來レリ、右ノ次第ニテ仮令入ルヲ得ルモ出ル能

ハザレハ後害難計ニ付、遺憾ナカラ重岡ヨリ大分ヘ引返

シ申候、然ル処、曩キニ豊前路ヨリ秋月議官、高鍋士族

ニ論スノ書面ヲ從者ニ為持遣シタルニ、其者ハ去月廿八

日ニ高鍋ニ達シ、秋月ヨリノ趣意ヲ伝ヘタリ、高鍋士族

ハ近隣ノ動搖ニテ自然之ニ応スルノ色アルヲ、区長黒水

長慥ナルモノ之ヲ説諭シ尽力罷在候央ニ付、秋月ノ諭告

ヲ得テ益確乎トシテ尅人モ動カザルヨシ、尤此末賊徒凶

焰ヲ逞シ、恐嚇兵ヲ募ルノ日ニ至ラバ、僅々數百ノ士族

復タ之ヲ奈何トモスルナシ、此レ高鍋有志者ノ尤痛心ス

ル所ナリ、幸ニ政府早ク内務ノ官員ヲ派遣シ、巡查ヲ率ヒ

テ地方ノ鎮撫ヲ為スカ、否ラサレバ兵隊ヲ細嶋養氣錠泊スベキ良港ナリ

ニ上陸セシメ、日州人民ノ未タ賊焰ニ係ラザルモノヲ保

護スベキナリ、此レ独リ日州人民ノ幸ノミナラス、近隣

地方ノ安寧ヲ保ツニ足ル決シテ疑ヲ容レズ、不知貴兄以

為如何 ○小倉處平ハ去月廿八日ニ豊後路ヨリ日向ニ赴キタルヨシ、大分県ヨリ探偵者ヲ壱人處平ニ托シテ遣シタル処、三月一日頃ヨリハ取締甚タ嚴重ニ相成リ、探索入居遂ケ難キニ由リ、處平指揮シテ之ヲ歸ラシメタリ、然ルニ延岡口ニテ出ルヲ許サレズ、某邱(邱)ニ滞在申付ケタルヲ、右探偵人ハ地理案内ノモノニ付、夜ニ乘シ遁走、問道ヲ經テ帰県シタリ、之ニ由テ粗其形状ヲ審ニスルヲ得タリ、小倉モ今ハ如何ナリシヤ、尚飢肥ニ在リヤ、又ハ小舟等ニテ日向地ヲ乘リ出シタリシヤ、連モ陸路ヲ出ルコトハ難カルヘシ、秋月ノ從者ハ廿八日夜高鍋ヲ出テ潛行豊後ニ来レリ ○佐土原士族八百人程去月中旬薩ニ赴ケリ、飢肥ハ四百人、延岡ハ百五十人、孰レモ高千穂ヲ經テ熊本ニ繰込ミタリ、高鍋ハ夷ニ孤立ノ勢、其憂苦可想ナリ ○小生ハ此ヨリ一旦筑ノ久留米ニ赴キ、ソレヨリ出京ノ心得ニ付、孰レ不日拜芝、万可申上候得共、此分一応申上置度、勿々如此候也、

三月十二日 大分県庁下より

(退職、司法大書記官)  
三好生

(製、太政官大書記官)  
井上君

別封二通誠ニ憚ナカラ御直ニ御差出シ被下度奉願候

也、

二 黒田参議鹿兒島県出張始末、 附同県令諭  
達書並取押火薬等一覽表

二ノ一

鹿兒島県へ出張ノ上申

本月一日午前第三時

(細原前光)

勅使護衛神戸発艦、同二日午後六時博多港ニ到着、即時

福岡総督本營へ出頭、総督宮ニ拜謁、川村参軍へモ打合

(有明)

セ、猶山縣参軍ノ戦地ニアリト聞キ、征討ノ実況ヲ探ル

(島津久光・同忠義)

ハ、島津從二位父子ヘノ接応ニ關係スル深計アレハ、翌

十三日午前第五時福岡ヲ発シ兼行シテ久留米ヲ過キ、木

ノ葉口ノ接戦ニ臨ミ親ク目撃シ、弥官軍ノ田原嶺ヲ乗取

リ、勝利アルヲ認メ南ノ関ニ引取り、山縣参軍へ面接、

翌五日兼行シテ博多ニ歸リ、同六日同港出発、七日長崎

ヲ經テ同八日午前第六時鹿兒島県下山川沖ニ到着、該港

外ニスクネル形風船ノ碇止スルヲ認メ、直ニ端船ヲ派遣

シ之ヲ問フニ、其船主ハ同県下ノ人民ニシテ昨七日前ノ

浜出帆、鬼界島へ航渡スルモノ、由、因テ同県ノ景況ヲ

探偵スルニ、前日春日艦ノ入津ニテ勅使御下向之旨ヲ聞

知シ、県庁ヨリ予メ非常ヲ戒嚴シ、道路ヲ清掃、奉迎ノ用意ヲ布達セシカ故、市在尤平穩ナル旨ヲ演タリ、

暫時碇留、春日艦ノ鹿兒島港ヨリ回ルヲ迎へ谷山七ツ島沖ニ於テ会同、信号ヲ以テ協議シ列艦順序ヲ定メ即時航進、同日午後一時鹿兒島港ニ到着、玄武・黃龍ノ兩船ハ直ニ磯島津從三位邸前ニ進ミ、龍驤・清暉・玄海・春日ノ諸艦モ之レニ繼テ卸錨ス、

這般隨行セル島津氏家令奈良原繁・有村國彦等ニ密議スル所アレハ、同氏ヲシテ直ニ上陸、

勅使御下向ノ大意ヲ島津從二位父子へ懇篤説明ニ尽力セシメシニ、午後六時從三位島津忠義并從二位島津久光病氣ニヨリ代理トシテ島津珍彥勅書拝授ノ為、黃竜丸へ參謁ス、因テ

勅使ヨリ從三位島津忠義へノミ勅書并勅諭ヲ伝達シ、島津珍彥へハ久光病氣ナレハ病床ニテモ不苦、勅使ヨリ同人へ直ニ可相達旨ヲ伝ヘラル、

同九日疾風暴雨、陸路へノ通船ヲ絶ツ、

(祐齋、東海鎮守府司令長官)  
伊東海軍少將へ兼テ協議シ置ク所アレハ、水兵ヲシテ風

雨ヲ冒シ直ニ海岸各所ノ砲台ニ整備セル大砲數十門及彈藥等ヲ撤去シ、枢要ノ機械ヲ解除ス、且同港ニ碇泊スル

鹿兒島・寧靜・大有等ノ蒸氣機關ハ既ニ前日春日艦ノ水兵ヲ以テ悉ク之ヲ除去レリ、

同十日勅使從二位島津久光ノ邸ニ臨ミ、忠義同様勅語ヲ伝フ、

此日箇物(德)凡五百駄ヲ横川各地迄運送セシ趣ヲ探偵ス、是賊ノ該所ヨリ隈川(球磨川)ノ便ヲ取ル為ナルベシ、故ニ警備ノタメ直ニ陸軍一中隊・巡查百名ヲ汽船ニ載セ岸ニ沿フテ重富ニ向ケ出張セシム、又出水各地筋ニ於テモ、昨夜マテ既ニ數百駄ノ物品(蓋火藥)ヲ陰密ニ輸送セル趣ニヨリ、直ニ

巡查拾八名ヲシテ衣服ヲ交換シ昼夜兼行シテ追奪セシムルニ、串木野各地ニ到ルニ既ニ昨夜初更ニ急送セシ趣ナレハ、追フトモ不可及ノ無益ヲ慮リ帰營ス、

同十一日島津忠義・島津珍彥勅使旅館へ參謁、勅諭ノ趣拝承御請ノ旨、

勅答書ヲ差出セリ、從二位父子ノ意中ヲ問察スルニ、西郷等トハ常ニ懸隔ヲ生シ、大義ヲ説諭スルモ無用ニ屬シ、且県庁ノ事務ニ於テハ鎖少モ預リ聞クナク、殊ニ華族ニシテ鎮撫ノ權限ヲ有セス、且鎮靜ノ命ヲ奉セサルカ為、僭越ノ儀ヲ憚リ一家ノ義ヲ唱へ依然今日ニ至ルノミ、然レドモ中原等ノ口供、次ニ野村ノ自訴ニ於テハ事重大ニ



關係シ、政府此処置公平ノ判決ヲ為サザルヲ得サルカ如シ、

此他は瑣事ニ屬スルヲ以テ之レヲ上京ノ節ニ讓ル

勅使御礼且這般ノ形勢ニ付、天機伺上京ノ儀、不可欠条義ナルニ、方今県下情態人心疑惑ヲ生シ、流言訛説ヲ信スルノ際、之ヲ措テ出京セハ久光父子鎮靜ノ実効ヲ奏スル儀無覺束ニ付、目下県地人心ノ方向ヲ一定シ、然ル後闕下ニ拝趨優待ヲ服論シ奉ラントノ趣ナリ、

此日県下鎮靜ノ為メ布告文案ヲ草製シ、県令ニ渡シ県令ノ名ヲ以テ之ヲ布告セシム、別紙イ号ノ如シ、  
清隆へ御委任ノ件々ニ付テハ即時ニ着手スル条々左ノ如シ、

一同県雇英人ドクトルーウイリアムーウイリス、蘭人キヤルークレムルス兩名、外ニウイリス妻子共、照会ノ上、黄龍丸ヲ以テ長崎港へ送致ス、

一瀧ノ上并敷根彈藥製造所及造船所ハ陸海軍且警部ヲ派シ悉皆之レヲ調査、右ニ貯藏セル彈藥其他私学校覚陰密ニ貯積シタル(せばる)樺馬樂名地・犬迫村等数所ノ火藥及スナイドル彈藥其他銅版・鉛竿等尽ク取押へ、該製造機械ノ殘品ト共ニ之ヲ寧靜丸へ積載、長崎へ輸送ス、別表

口号ノ如ク其他投水セシモノハ別表ハ号ノ如シ、

一同県ニテ捕縛セシ警部中原尚雄以下五拾七名、同県庁ニ照会シテ之レヲ受取ル、其他国事ニ係リタル嫌疑ニ觸レ親戚ニ預ケシ者、且無故拘留シタルモノハ解放等ノ処分ニ及フ、

一大山県令官位褫奪ノ辞令達方ニ付テハ見込ノ次第モ有之、御用召ノ上御処分ノ方可然ト存シ、兼テ電信ヲ以テ開申候通取計候、

同十二日勅使御用相濟、且清隆へ御委任ノ件々悉ク処分シ、同地靜穩ハ勿論、最早御用濟ナレハ滞留無益ニ屬スルヲ以テ、午後三時鹿兒島出帆、長崎ニ向フ、

同十三日電報ヲ以上申候通、午前十時長崎へ到着、因テ出張ノ大略不取敢上申仕候也、

明治十年三月 長崎ニ於テ

陸軍中將兼參議黒田清隆

太政大臣三條實美殿

二二二

鹿兒島県令諭達書

(卷「イ号」)

先般中原尚雄等口供之趣ハ其筋ヲ經テ上申シ決裁ヲ請へ

キノ処、其際ニ当リ西郷隆盛以下ノ者共妄リニ徒党ヲ嘯集シ、兵器ヲ弄シ、王師ニ抗シ朝憲ヲ悖乱スルニ由リ、既ニ征討被仰出候、然リト雖、中原尚雄等口供之趣ハ尚其筋ニ於テ糺彈ヲ經、至当ノ御処分為可有之、今般勅使護衛之巡查ヲ以、上国ニ護送セラレ候條、県下人民ニ於テモ深ク此意ヲ体シ、敢テ流言訛説ニ惑ハス、鎮靜シテ各其業ニ安スヘキ者也、

明治十年三月十一日

県令

二ノ三  
 (卷「ロ号」鹿兒島県ニテ取押ヘタル火薬等一覽表)

(火薬の種類)	(数量)
火薬八貫目入三千四百四拾樽	拾七万二千斤
スナイドル 弾薬	拾貳万千六百九拾発
スヘンセル 実包取交	三千百八拾発
雷管員数不詳	壱函
短四斤砲装薬炸薬	貳千六百七十発
長四斤砲装薬炸薬	千五百九十発
四斤彈	百六十八発
十二拇三眼彈	拾六発

毛氈クロス大砲用員数不詳	十叭
エンヒール実包員数不詳	拾貳叭
スナイトル弾薬製造器械	二百二十四認キ
雷管製造器械	二十四認キ
スナイトル彈計リ火薬ナシ	五拾八叭
エンヒール彈計リ同断	六拾壱叭
竿鉛	百五拾九本
小竿鉛	九叭
鑄形入スナイトル用	五函
銅紙スナイトル用	二十六叭
銅板スナイトル用	七十八叭
廢小銃取交	十五挺
丸流シトタン	貳箇
舶来ヤスリ入	貳叭
掛	三十六認キ
スヘンセル用銅筒	八叭

二ノ四  
 (卷「ハ号」投水スル分)

火薬半製又ハ上品廢品取交	凡二千四百貫目
--------------	---------

長包エンヒール用

磨軋管

凡拾三万八千発

鷲管

凡貳万本

木管

凡貳千本

錫管

凡壹万本

亜鉛ボイス

凡貳万本

エンヒール弾薬

凡三千本

大砲用装薬

凡三千発

凡三千発

## 二二 天機伺濟華族人名

### 華族之輩

天機伺或ハ説諭云々等ニテ去月来京都且西国筋旧領地へ  
罷越候者、当省於テ許可之人名悉皆御承知被成度ニ付、  
調書御廻可申旨御照会之趣致承知候、則別紙人名書御廻  
申入候条、右ニ而御承知有之度、此段及御答候也、

十年三月六日

宮内大少丞

太政官書記官

御中

## 鹿兒島征討始末 二

一 大坂府外二県ヨリ軍資献金願(卷三)三月

附堺県下ヨリ從役願

一 小野田警部ヨリ川路大警視宛田原坂戦報

一 大山綱良并中原尚雄以下護送手続

附井上書記官出張其他辞令写

一 志方檢事外一名熊本戦報

一 陸軍參謀部調大坂病院入療士官姓名三月廿五日マテ

一 石井書記官熊本戦報山鹿口高瀬口

附救助方布達類写

一 志方檢事外一名肥後戦報

一 戦費概計表三月廿七日調

一 八代口戦報(卷四)四月

一 志方檢事吉次越戦報

一 久留米大塚貢ヨリ志方檢事宛福岡戦報

一 大分県下騒擾届

附暴徒檄文写

一 長崎県上申、八代口探偵書

一 司法卿上申、鹿兒島県賊徒処分方

一 志方検事熊本探偵書

一 川路大警視八代口戦報

一 大分県草賊景況愛媛県届

一 附杉山尚征探偵書

一 中原警部以下鹿兒島ニテ拷訊一件書類下渡司法卿上申

一 総督官へ賊徒処刑御委任外辞令写

一 吉原大蔵書記官熊本出張ニ付大蔵卿委任状

一 石井省一郎熊本城中景状聞取書古城貞口陳書

一 志方検事高瀬口戦報從三月廿一日至四月九日

一 川路少将戦報大久保参議ヨリ三條太政大臣へ回達

一 志方検事外一名ヨリ中村書記官宛官軍熊本入城報知

一 熊本籠城中形況概略從二月廿一日至四月十六日

一 品川書記官同上日記從二月十八日至四月十六日 単行

一 八代口征討日記摘録從三月十四日至四月廿二日

一 征討参軍報告從三月十二日至四月十九日 単行

一 同第四回從四月至七月

二三 大阪外二県ヨリ軍資献金願

附堺県下ヨリ従役願

<sup>二三ノ一</sup>別冊ノ通、諸府県より軍資献金等願出候趣ヲ以テ開申

相成候間御届申候、尤モ以後ハ其時々御届不申、追而

取束一同御届可仕候、此段上申仕候也、

明治十年三月十三日

内務卿大久保利通

太政大臣三條實美殿

二三ノ二

大阪府献金伺

(卷)「臨第四号」

征討軍用ニ付献上品之儀伺

今般鹿兒島県暴徒

御征討軍備トシテ、府下平民高砂久五郎外三名より別紙

之通梅濱五樽献上願出候処、如何取計可然欵、且向後右

等献上願出之者も多々有之節ハ、其都度取計様相伺可申

欵、又ハ当府限り説諭指令致し可然欵、此段相伺候也、

明治十年三月八日

大坂府知事渡邊 昇

内務卿大久保利通殿

御軍備献上御願

愛媛県下平民

明田 卓二

私共儀

前書之通申出候ニ付奥印仕候也、

右区戸長

井上保次郎

幸ニ至大至重之保護ヲ大坂府下ニ辱フシ、幸福安穩ニ營業罷有候処、今般、鹿兒島暴徒征討被仰出候御趣意、行在所第五号御布告、且屢々御諭達之趣拝承仕奉驚入、恐畏クモ洪大之天恩勲焉報国、私共貯蓄スル処ノ梅干漬五樽御軍備九牛ノ一毫ニ供シ奉リ献上仕度候間、何卒不肖志願ノ微意而已御採用之程奉懇願候也、恐惶謹白、

大坂府知事渡邊 昇殿

三ノ三

兵庫県献金同

(卷「甲三三三」)

軍資献金願ニ付伺

第一大区三小区京橋通り式丁目  
第四番地平民

軍資献金願出候者有之、二月廿八日付上申候処、奇特之儀ニハ候得共難聞届旨三月二日御指令相成候、其後別紙

明治十年三月八日

高砂久治郎(マコ)

第一大区三小区京橋通り式丁目  
第四番地平民

之通尚又願出候、右ハ総而御聞届難相成儀ニ候哉、為心得相伺候也、

影林卯兵衛

明治十年三月

兵庫県権令松岡昌純

第一大区三小区京橋通り式丁目  
第三番地平民

西京出張  
内務卿大久保利通殿

土井 喜助

第一大区三小区京橋通り式丁目

御軍資献納願

第四番地寄留

一金式拾円

蔭山清民

一金 拾円

菅 補榮

鹿兒島県下暴徒兵器ヲ携、熊本県下へ乱入、反跡顯然ニ付征討被 仰出、大総督有栖川二品親王御出発之趣承候ニ付、莫大之御軍資ト奉恐察候、此際ニ当リ仮令一衣一食ヲ殺クトモ、御軍資幾分之一ニ備へ奉ラスンハ有ル可カラサル義ト奉存候、然ルニ家産薄ク殊ニ昨年非常ノ大早損ニテ收穫甚少ク、地租ヲ納ムルニ足ラス窮迫罷在本意ヲ達スルニ至ラス遺憾ニ存候、随而実ニ些少ニシテ大倉之一粒ニ等シク、申上ルモ深ク恐入候得共、前書記載之通献納仕度、何卒微志御憐察被成下、御採用相成候ハハ 皇恩之万一ニ奉答之寸志相立可申哉と、難有奉存候、依而此段奉願候也、

明治十年三月三日

蔭山清民

淡路国津名郡佐野村士族

同郡釜口村平民

菅 補榮

兵庫県権令松岡昌純殿

右之通奉願候ニ付奥書仕候也、

淡路国第二大区六小区

二等戸長岡田幹三郎

二三ノ四

滋賀県献金伺

宮庄村外九ヶ村より軍備金献納之儀ニ付上申書当県下近江国神崎郡第四区宮庄村外九ヶ村ヨリ軍資トシテ別紙之通献金致シ度旨願出候、右ハ何レモ報国ノ赤心より出ル奇特之義ニ付、御採用相成候様仕度、且又強テ出願致度趣情願ニ付、願意聽届添書旁此段上申仕候也、

明治十年三月七日

滋賀県権令籠手田安定

内務卿大久保利通殿

追而本文金員ハ当庁ニ預リ置候条、御採用之上ハ御沙汰相成次第上納可仕候也、

奉報草結御願書

滋賀県下

近江国神崎郡第四区ノ内

拾ヶ村

滋賀県下

近江国神崎郡第四区

拾三ヶ村ノ内

拾ヶ村

一金五百円	宮莊村
一同五百円	位田村
一同五百円	金堂村
一同貳百円	石馬寺村
一同百五十拾円	和田村
一同百五十拾円	五位田村
一同 百円	下日吉村
一同 百円	築瀬村
一同 百円	七里村
一金拾五円拾銭	河曲村

通計 金貳千三百拾五円拾銭

今般鹿兒島県下反賊烽起候ニ付、本県乙第二十号ヲ以テ管内人民へ、該事件ニ付決而浮説流言ニ惑ハス安堵可致旨布達相成候ニ付、区内各村へ政府人民保護之恩沢ヲ説諭仕候処、各村有志ノ者アリ、正副区長へ依頼候趣旨左ノ如シ、

抑御一新以来日尚浅キヲ以テ、  
王化ノ何タルヲ弁エサル頑愚ノ士民、動モスレハ暴乱ヲ醸シ不服ヲ政府ニ唱フ、此輩ヲ討伐スル追年ニシテ為ニ

費ス所ノ金額蓋シ僅少ニアラサルナリ、然ルニ、

天皇陛下深ク人民ノ疾苦ヲ感ミ玉ヒ、本年太政官第壹号ヲ以減租ノ令ヲ布キ玉ヘリ、然リ而シテ年々ノ出入定額アルヲ以テ、太政官以下院省使府県ニ至ル迄、非常ノ節儉ヲ施行セラレ、其歳出ノ額ヲ減シテ以テ減租ノ補助ト為シ賜ヘリト、嗚呼斯ノ如キ 仁政ノ徳沢ヲ得ル、我輩実ニ感涙ニ堪ヘサルナリ、然ルニ這回又鹿兒島県下反賊暴挙シ、征討ノ令出ルヲ以テ、之カ為ニ

政府ノ費失スル所又幾百万円ナルヲ計ル可カラス、実ニ無智ノ人民タル者ト雖トモ此際ニ方テモ義務ヲ尽シ 皇恩ノ万分一ヲ報セサルヘカラス、故ニ人民タルモノ粉骨碎身国家ノ為ニ斃レント欲スルモ如何ニセン、身士族ニアラサレハ戎器ヲ執テ戦地ニ向フノ道ヲ知ラス、何レノ法カ這般ノ事ニ報国赤心ヲ表スヘキト、一同日夜心慮ヲ尽セシニ唯々無智ノ細民身ノ及ハサルヲ患フルノ外、他ニ良策ノ出ル所ナシ、故ニ意ヲ転シテ熱惟ミレハ、目今政府歳額節省ノ際ニ方テ、此非常ノ金額ヲ糜シ玉フ必セリ、然ラハ則、恐ヲ不顧ト雖トモ、我輩微衷ヲ尽シ、大海ノ一滴九牛カ一毛ニ足ラスト雖トモ、以テ之ヲ軍備費用ニ御差加ヘアラハ真ニ意外ノ幸甚ニシテ、少シク愚意ニ

背カサルノ致ス所ナリ、故ニ日今前条ノ金額ヲ献納セン  
トス、宜シク其御筋へ御取計ノ程及御依頼候也、

附言、今般ノ議ハ細民一同報國ノ寸志ヲ表スヘキニシ  
テ、有志輩ノ者名聞利用ヲ深ク恐レ、其姓名ヲ埋没ナ  
スニ付、村名ヲ以テ御採用ノ程御尽力願上候事、  
右区内各村人民ノ赤心、実ニ富岳ノ一塊ニ如カスト雖ト  
モ、

天皇陛下恩沢寛宏四海具ニ化日ヲ瞻ル文明際ニ当リ、伐  
暴ヲ以テ民ヲ救ノ聖恩ニ報ユルノ寸志御洞察ノ上、御採  
用有之度御沙汰奉仰候、誠恐頓首百拜、

滋賀県下

近江国神崎郡第四区

明治十年三月

副区长 中村四郎兵衛

区长 野村單五郎

滋賀県権令籠手田安定殿

二二ノ五

大阪府献金願

府下第三大区五小区薩摩堀東之町商高橋たいより別紙之  
通申出志願殊勝ニ付、御廻シ致候条可然御指揮被下度候  
也、

明治十年三月五日

大阪府知事渡邊 昇

内務卿大久保利通殿

私儀

不幸蚤ク父母ニ離レ候者ニ御座候処、此度西国ニ而暴挙  
不容易事柄被為惱

御宸襟候趣、且段々之御諭達拜承仕、私父存生中

天恩ノ洪大ナルヲ毎々被申聞、又本願寺御法主様よりモ  
勤王報國之事懇々御直諭之趣兼而胸臆ニ疊ミ罷在、此度  
之事件ニ付而ハ男子ニ候ヘハ、セメテ御荷物運輸之与力  
ニモ可相成之処、哀キハ婦女子之儀、其値ニモ不相当、

唯々其不幸ヲ歎息罷在候而已ニ御座候、曩ニ

聖上当地御通輦之節、御道筋ニ迎拜恐慶夫ニ望外ニ出テ、  
夫レニ付テモ父母在世ニ候ハ、相扶ケ 御行装ヲ可奉  
拜モノヲト、只管歎慨罷在候次第、依而ハ父母存生中頭

髮ノ飾ヲ要求買取貰ヒ候ヲ、唯今ニ相成熟考仕候得ハ、  
無用ノ品柄ニ付、之ヲ沽却仕候テ、現今金百円ヲ得候分、

乍聊御兵備ノ万一ニ供シ申度奉存候、右志願御採用被下  
候ハ、一ニハ亡父母ノ追恩トモ可相成、二ニハ私平生

歎息罷在候意衷モ相貫キ、亡父存生中ノ教旨御法主様之



御直諭之次第モ相立、私ニ取り歎喜至極ニ候間、右申上候趣唯々御採摘之程奉懇願候也、

第三大区五小区薩摩堀

東ノ町第四番地平民商

明治十年三月五日

高橋たい

前書之通申出候ニ付、奥印仕候也、

右区二等戸長

松谷市兵衛

大坂府知事渡邊昇殿

二三ノ六

堺県従役願

鹿兒島県下暴徒御追討被仰出候付テハ、当管内士族共相応ノ従役仕度旨、夫々より願出候付、御用ノ一端ニモ相成候ハ、難有可奉存、此旨上申候也、

明治十年三月十三日

堺県令税所 篤

内務卿大久保利通殿

追而名簿願書ハ扣置申候、

郡山・小泉・伯太・岸和田・奈良・泉州小野新田・高取・柳生等ノ士族惣員七百四十八名、此外十津川郷士戸数二

千二百戸御用次第卷戸一人ノ割ニテ従役願出候事、

堺 県

二四 小野田警部ヨリ川路大警視宛田原坂戦報

官軍ヨリ切込ミシハ此度初メテナリ

本月十一日高瀬へ着、是日田原坂大進撃夜ニ入迄戦不止、頗ル苦戦死傷多シ、既ニ台場ヲ拔得ントスル際、賊五十名余抜刀ニテ切込、為夫官軍少シク退キ僅カニシテ拔得ス、右田原坂ノ戦殆ント十日余ニ及ヘリ、幸ニ夥鋪死傷アリ、夫レ故歎、参軍ニテ軍議アリ、全十三日朝高瀬ニ在ル上田良貞本営より呼出シノ上、百名進撃ノ命アリ、一全ノ宿願是ニ達ス、雀躍不斜、(同) 県官・戸長等ノ周旋ニテ刀ヲ買入レ銘々江相渡シ、川畑組四十人・上田組四十人・園田組二十人併セテ百名進撃ノ用意ヲ為シ、此夜本営木葉町へ繰込ミ、全十三日早朝進撃ノ筈、然ルニ都合有之、全昼後より休戦士氣ヲ養フ、夫より園田・川畑・上田・自分四人ニテ現場ノ地形ヲ知ラン為メニ股村へ罷越、大山少将ノ差図ニ依リ、増淵中尉ノ嚮導ニテ、別紙図面ノ如ク賊ノ三台場下へ罷越候處、賊ノ台場ト僅カ距離十

五メートルニテ、既ニ賊物語スルヲ聞キ、此処ハ昼夜銃丸絶ヘス、官軍ハ打上、賊より打下シ、実ニ難場ト云フヘシ、所謂加藤清正定候場所ニテ為賊ニハ頗ル要地故ニ賊必死ヲ極ムルト見認メ候、

一本日午前第二時百名ノ巡查ヲ三分シ、川畑・園田・上

田各長トナリ、警部ニハ永谷<sup>(常修)</sup>・内村<sup>(良徳)</sup>・緒方惟典・全唯

一・加藤愛敬・田部五郎何レモ勇氣凛々トシテ二股村

へ出張、何レモ銃器ヲ不持、刀而已ニテ別紙図書朱書

ノ通三台場下へ繰込、夜ノ明ケサル内斬込ミ、大概一

名四名位ツ、倒シ、巡查ニモ別紙之通死傷有之、手負

之分ハ何レモ盛ンニ付、先御案内可被下候、右三台場

ノ為ニハ官軍数日間兵士ヲ損シ彈藥ヲ費シ候ヲ暫時ニ

テ抜取ル、園田・川畑上衣ニ数ヶ所ノ玉疵アリ、頗ル

激戦鋭氣盛ナリ、最モ隈元警部補等ニ至テハ式ヶ所ノ

玉疵ヲ受ケナカラ一步モ退カス、刀疵受ケサルハ遺憾

也ト申聞、実ニ長官ノ名譽無限、右ハ常々長官ノ御指

揮ト右士ノ奮発ニ出テ、如仰巡查ノ名全国ニ輝カシ、

喜悅不斜候、

一山県陸軍卿・大山<sup>(有明)</sup>・野津少将<sup>(顯徳)</sup>ハ勿論、其他ノ兵士・人

夫ニ至ル迄、本日巡查ノ奮戦感セサル者ナシ、

右ハ事多端、本日之戦ヲ略<sup>(起)</sup>シ、図面相添上申及候、最モ不日植木道開クルコト必然ナリ、然ル上ハ直ニ熊本城へ罷越、実地ノ景況ヲ詳記シ、帰坂ノ上具ニ上申可仕候也、

十年三月十四日午后第十一時認ム

二等大警部 小野田元照

大警視川路利良殿

一南ノ関ハ勿論、舟熊<sup>(マヌ)</sup>ノ電信ハ本管或ハ県官ノ許可ナクシテハ掛ケルコト能ハス、手数千万、

一郵便モ福岡ニテ開封ノ由、右同様トモ誤聞ヲ恐ル、故

ナリ、

一熊本之士族ハ池部徒ハ不残相組シ候由、

一桐野ハ手負ノ由、

一東京巡查ハ元ノ御士ニ付、鎮台トハ異ナリ杯、風聞有之由ニ御座候、

第四ノ志署

〔朱〕「足」 二等少警部 緒方惟典

第二ノ五署

〔朱〕「足」 三等少警部 加藤愛敬

第五ノ四署

〔卷〕腕二ヶ所 警部補

隈元實道

肩 全

中津圭吉

第四ノ三署

〔卷〕死 全

小暮信近

頭 四等巡查  
足 四等巡查

比企茂治  
大山幸貞

第五ノ三署

〔卷〕頭 全

石川敦古

足 全

磯 正信

第五ノ三署

〔卷〕死 全

小笠原光敬

〔卷〕腹 二等巡查

龍岡新熊

第六ノ三署

〔卷〕死 全

伊知地氏季

足 全

埴田培穂

第三ノ三署

〔卷〕頭 二等巡查

伊川忠政

死 全

川畑種盈

第四ノ三署

〔卷〕死 四等巡查

牧野志津之助

〔卷〕頭 三等巡查

邑山重清

第四ノ三署

〔卷〕頭 三等巡查

寺尾近廣

〔卷〕手 三等巡查

寺津重二

死 四等巡查

宮田祐四郎

〔卷〕式拾四名 〔卷〕内死九名、手負十五名

第五ノ二署

〔卷〕死 二等巡查

桑山三七

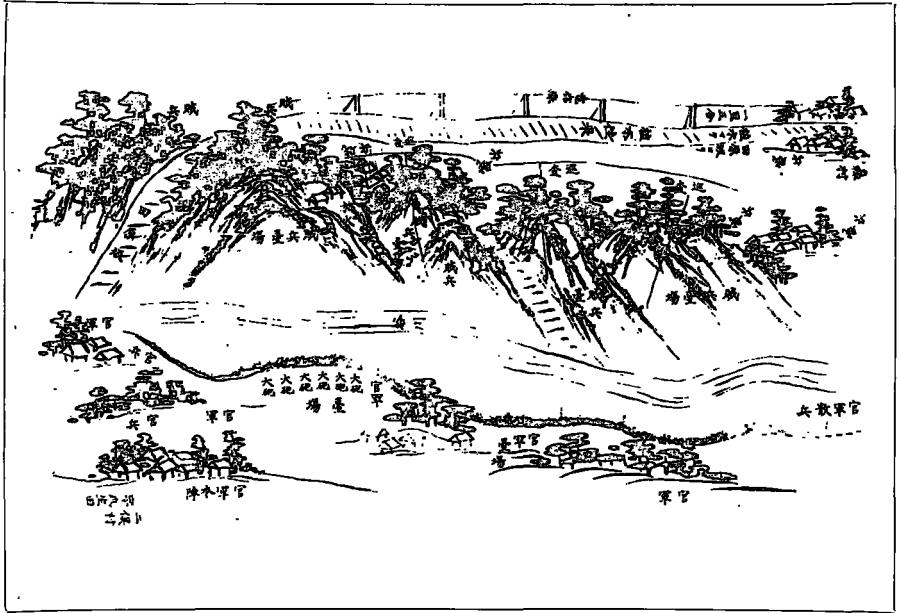
二五 井上大書記官長崎出張所外辞令写

左ノ目 三等巡查

大津幸吉

三月十九日

井上大書記官



御用有之、長崎表へ被差遣候事、

權大檢事 岡内重俊 (大阪出報中)

中原尚雄以下五拾七名、警視局より可請取、此旨相達候事、

但中原尚雄以下旧警視局一列之者ハ、東京へ護送

可致、大洲鐵然一列ノ者ハ、於当地一応取糺可

申事、

大警視 川路利良

別紙之通權大檢事岡内重俊へ相達候条、引渡方可取計、

此旨相達候事、

權大檢事岡内重俊

(三月十七日官位御書)  
大山綱良ヲ東京へ可差送、此旨相達候事、

大警視 川路利良

任陸軍少将兼大警視

二六 三條太政大臣ヨリ岩倉右大臣宛大山綱良  
等護送通知

二六ノ一 大山綱良并中原尚雄以下別紙名前之者廿壹人岡内權大

檢事へ引渡シ、今日之船便ヨリ東京へ護送致候間、着京之上ハ臨時裁判所ヲ開キ取糺シ相成可然と存候条、御達方御取計有之度、此段申進候也、

三月廿日

(實美在京都)  
三條太政大臣

(具視在東京)  
岩倉右大臣殿

別紙人名一綴并岡内檢事伺書へ御指令写シ一葉御廻シ申候、

二六ノ二

総人員五拾七名

右之内

式拾名

別冊活版口供之分

東京へ可差送

三拾六名

但口供無之、鹿兒島裁判所檢事局へ送致ニ不相

成分、別冊始末書之通、

右之通ニ候処、三十六名之者ハ糺治可致者ニ無之ト相考候、依テ左之通申渡、当地ニ於テ解放致シ可然哉相伺候也、

其方儀解放申付候事、

月日

司法省

明治十年三月十九日

權大檢事岡内重俊

太政大臣三條實美殿

(朱)  
一伺之通

明治十年三月二十日

太政大臣 三條實美

二六ノ三

鹿兒島県士族

少警部

中原尚雄

中警部

園田長輝(應)

權中警部

末弘直方

同

野間口兼一

少警部

土持 高

同

安樂兼道

東京府士族

中警部

菅井盛美(感)

鹿兒島県士族

一等巡查

樋脇賢助

二等巡查

伊丹親恒

二等巡查

西彦九郎(四)

四等巡查

高橋爲清

同

前田素志

同

権少警部

(松下)  
杉本兼清

山崎基明

同

高崎親章

非役

田中直哉

同

猪ヶ倉保  
(鹿)

非役

柏田盛文

同

平田才七

同

野村 綱

外務省仏学生

大山綱介

以上東京へ護送可相成分、

鹿兒島県士族

山下竹之助

永田盛信

陸軍砲兵司御雇

上野秀譽

黒江景安

宮原吉之助

山下住美

海軍少尉補

本田 弘

濱島敦次

古垣兼清

兵庫県一等巡査

竹下種誠

長野祐通

川上親晴

萩原壯左衛門

酒匂龍五郎

長倉祐利

木佐貫重時

瀬戸山伊左衛門

久留景介

鹿兒島県二等准訓導補

山下兼一

谷山郷総社祠官

堀 興憲

佐藤信武

詫摩治亮

瀧津謙致

龍川賢流

山崎照夫

桑門無着

小池行運

香川點識

大洲鐵然

権中教正

同

山口県平民

長崎県平民

教導職試補

京都府平民

権大謀義

島根県平民

教導職試補

山口県平民

教導職試補

兵庫阜平民  
教導職試補

鹿兒島県士族

輝峻(兼)兼瑞

吉井泰次

同

肝付左右

同

川畑篤雄

同

田尻 逆

同

森幸左衛門

同

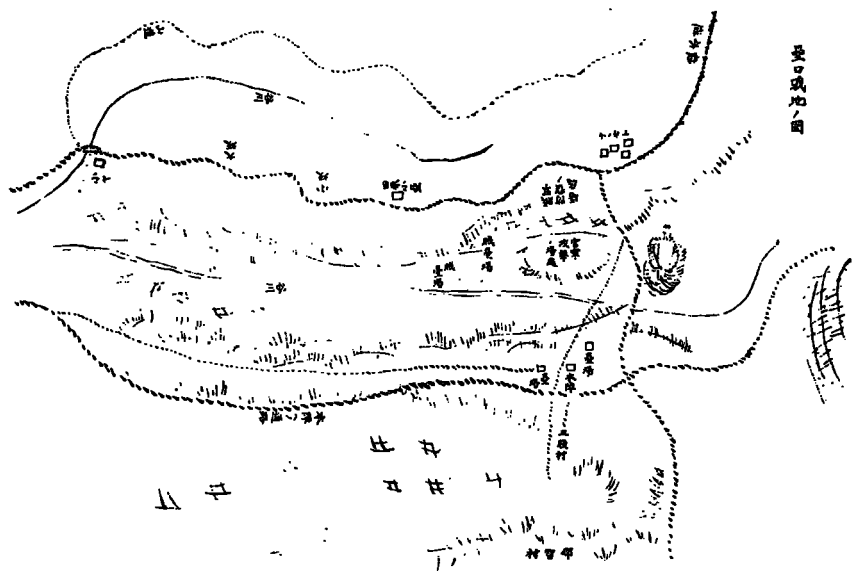
中馬清秋

以上於此地、一応取糺之上解放之分、

## 二七 志方検事外一名熊本戦報

熊本江遣シ置タル探偵人追々来リ報スルニ、近日ハ城中ヨリモ討テ出テ軽ク引拵ケ、毎戦賊利ヲ失ヒタル由、熊本近傍賊ノ為メ占有サレタル地方ノ人民モ、始メハ賊ノ勢ニ庄セラル、ト賊民心ヲ攪ルノ策ヲ施シ、人夫ヲ使ヘハ十分ノ賃錢ヲ与ヘ、糧ヲ取レハ其代価ヲ払タルモ、今日ニ至リテハ賊金錢ノ不足ヲ生スルヨリシテ人夫ヲ使フテモ之レカ賃錢ヲ与ヘスシテ却テ金穀ヲ人民ヨリ募ル勢ナレハ、民心已ニ賊ヲ厭フノ情ヲ起シ、速カニ諸道官軍ノ熊本ヘ達シ、事ノ平定スルヲ待ノ形勢ナル由、吉次越

ノ方ハ先日五日より休戦、山口鹿ハ毎度ノ戦争、去ル十二日ニハ官軍大ニ進撃、賊ノ胸壁数ヶ所ヲ抜キ、鍋田町(山鹿市)ル十四五町ヲ距越ヘ、賊將村田三助ヲ斃ス、其他賊ノ死傷頗ル多シ、夜ニ入り賊又大拵シテ襲来、官軍殊ニ苦戦、終ニ先ニ得ル所ノ胸壁ヲ又尽ク賊ニ奪ハル、此戦ニ官軍ノ死傷百余名ト云フ、十三日十四日休戦、同十五日午前四時頃ヨリ官軍進撃、賊早ク之ヲ探知シ、伏ヲ設ケ我前軍ヲ挾撃セリ、我軍頗ル苦戦、続テ後軍進撃、賊少シク退ケリ、因テ直チニ賊ノ砲台ヲ衝ク、賊防戦殊ニ勤ム、我軍車返リ坂ノ上ヨリ大砲ヲ以テ賊ノ砲台ヘ連発セリ、時ニ正面ハ鍋田(山鹿市)地、右翼ハ津留(山鹿市)名地、左翼ハ平山(山鹿市)名地ニ戦ヘリ、午後一時頃揖斐大佐近衛ノ兵ヲ提ケ奮テ賊ノ砲台数ヶ所ヲ抜キ、而シテ此砲台ニ抛ラントスルニ、賊数十名左ニ銃ヲ提ケ右ニ刀ヲ揮ヒ激戦セリ、我カ兵亦奮テ之レニ当レトモ死傷頗ル多ク、終ニ砲台ヲ再ヒ賊ニ奪ハル、此時揖斐大佐傷ヲ得タリ、午後四時休戦、其後十九日迄ハ山鹿口ハ休戦ナリ、田原坂ノ方ハ本月四日以來昼夜連戦、既ニ先日來ハ坂ノ正面ハ官軍七分迄ハ進入シ、其右側ハ田原ノ絶頂ヨリ植木ヘ通スル街道ノ、谷ヲ隔テシニ股ト称ヘル所ヘ胸壁・砲台ヲ築キ進撃、田原坂ノ後ヘ出ント



セシニ、賊モ亦胸壁砲台ヲ設ケ對戰數日ナリシニ、昨廿日味爽雨天ニシテ霧深ケレハ、官軍之レニ乗シニ夕股ヨリ大ニ奮進、植木ヘ之街道ヲ横断シ、坂ノ正面モ亦烈シク突戰セシニ依リ賊大ニ敗走、官軍進テ植木町ヘ突入シ、賊ノ此所ヘ貯ヘ置タル彈藥ヲ燒キ、所々ヘ火ヲ放テリ、賊熊本ノ方ヘハ向坂<sup>熊本ヲ距ル</sup>迄引退ケリ、又散乱シテ緑町ヘモ引退キ山鹿ノ賊ト連合セリ、如是勢ナレハ官軍不日ニ熊本ヘ達シ、平定ノ期近キニ在ルヘシ、

十年三月廿一日

(蓋門)  
古庄七等判事  
(之勝)  
志方権少檢事

三條太政大臣殿

二八 陸軍參謀部調大阪病院入療士官名簿 三月二十  
五日マテ

官軍士官以上死傷之者姓名并於当地療養之者、悉皆鎮台病院江入院候哉云々、三條殿御承知被成度ニ付、取調可差出旨御照会之趣致承知候、則左ニ取調差出候間、右ニ而御承知有之度候也、

一官軍士官以上戰死負傷之者姓名於当地未タ不相分、尤既ニ取調之義本官江申越有之候間、右到着次第差出可



申事、

一当地江歸リ療養中之者ハ悉ク鎮台病院及同副病院并現時明キ兵官等ニテ療養為致候ニ付、別ニ病院相設候義ニ無之候事、

追而当地ニ而療養士官姓名并下士之人員書相添候也、

三月廿五日

陸軍參謀部

在大坂  
太政官

書記官御中

近衛歩兵第一聯隊第二大隊第三中隊

大尉 知識兼治

全第一大隊

少尉 松島克巳

熊本鎮台第十四聯隊第三大隊

大尉 功力榮植

全第二大隊

少尉 土屋純一郎

全 全

少尉 吉武正輔

全 全

全第四中隊

少尉 大島貞為

少尉試補 岡 時篤

東京鎮台歩兵第一聯隊第二大隊第二中隊

少尉 吉松栗助

下士官

三十三名 内伍長代六名

兵卒 百四十九名

計 百九十名

三月十六日 大坂入院

近衛第一聯隊第一大隊第四中隊

大尉 田原茂穂

全第一中隊

少尉試補 栗栖 亮

全第三中隊

少尉試補 竹腰正舊

全第二大隊第一中隊

少尉試補 緒方三郎

歩兵第九聯隊第一大隊

中尉 鈴木安民

同第二中隊

中尉 磯野篤之

同第壹中隊

少尉 原野 兼

同第二大隊第一中隊

少尉試補 喜多野德隅

歩兵第十一聯隊第二大隊第三中隊

少尉試補 村上正路

同第三大隊第三中隊

中尉 池永柔遊

歩兵第十四聯隊第二大隊第三中隊

中尉 今田唯一

同第三大隊第一中隊

少尉試補 板垣義成

同第四中隊

少尉 矢田秀實

下士官 五十四名内三名  
伍長代

兵卒 三百十九名

計 三百八十六名

三月二十二日 大坂入院

二九 石井書記官熊本戰報山鹿口  
高瀬口

附救助方布達類寫

当県非常之景況ハ追テ詳細取調可供高覽候得共、先ツ戦  
中地方之事情其一ニヲ記シ、此段言上仕候也、

但小官去ル二十三日出張候得共、不日高瀬表へ立戻候  
積候事、

山鹿出張

十年三月廿七日

(省一郎)  
石井権大書記官

(利通)  
大久保内務卿

閣下

昨年十一月神風党ノ禍纒ニ平キ、本年民権派ノ者共愚民  
ヲ煽動シ鹿本・玉名ノ二郡ヲ最トス  
木・田原・高瀬辺此郡内ナリ平常民費ノ不当、地租改正  
費ノ不正ヲ唱へ、竹槍ヲ提ケ各所ニ嘯集スル者千ヲ以数  
フ、県官論スニ其費用ノ当否ヲ審ニ明示センコトヲ以テ  
シ、動乱一時鎮静スルモ、未タ其局ヲ終へサルニ現今ノ  
非常ヲ生ス、

一二月十九日此日午後十一時熊本城燒失  
鹿片ノ移転八午後一時過 県庁ヲ上益城郡御舟ニ移  
シ、品川大書記官・富岡県令トモ同所ニ移シ、該地方ノ  
(赤明)

士族県庁保護ノ名ヲ以テ之ヲ襲ハントス、二十一日品川・富岡両名総督宮御迎トシテ同所ヲ発シ、終ニ入城ス、属官等賊徒ノ迫ランコトヲ恐レテ山鹿新町ニ移サントシ、二十二日隈府ニ泊ス、時ニ禍機切迫ナルヲ以各自離散、或ハ豊後ニ往キ筑前後ニ至リ及各所ニ潜伏ス、嘆スヘシ、富岡権令属官集合ノ約ヲ定メ此乱ヲ避ケサルコトヲ、故ニ本県官吏凡百五拾名余、内開城中ニ在ル者凡拾名、離散後数日ヲ経テ南関仮庁ニ集ル者纔五十名、山鹿駅鎮定後來集スル者モ既ニ五六名ニ及フ、

一二月念六七、官軍高瀬ノ賊ヲ討スルヤ、其地方兵火ニ罹ル者凡四百六十戸熊本市街巷万軒余ノ内現ニ燒失センモノ七百計ト云、同所ノ者共賊ノ甘言ニ誘ハレ、官兵ヲ拒ムノ念アリ、官兵追々進撃、本月三日ヨリ田原坂辺夜白ノ戦鬪、彼我壘内ニ在テ砲発シ、現ニ銃刃刀劍ヲ交ヘサルヲ休戦ト称ス、故ニ休戦ノ日猶彈藥拾五万発ヲ費ス、賊勢頗ル猖獗、其城内日ニ官兵ノ為ニ縮小スルモ敢死奮闘シテ撓マス、殊ニ銃砲ノ虚発ヲ戒ムルト見ヘ、我十発彼漸ク一発ス、近衛隊・巡查兵格別精銳、終ニ田原坂七本ノ壘ヲ拔キ、進ンテ植木ニ至リ、今日ニ至ル迄戦鬪実ニ虚刻無シ、殊ニ烈戦ノ状ヲ見ルヘキハ、一身十四箇ノ彈丸ヲ受ケ

死スル者アリ死傷凡四、千余ト云、且木ノ葉ヨリ二股ニ至ル道程凡二十丁、死傷ノ滴血路上ニ紋ヲ為シ、時雨ノ乾路ニ点々タルニ異ナラス、山鹿方面ノ如キハ戦鬪ノ繁閑同日ノ論ニ非ト推察ス、

一 山鹿ノ賊二十一日朝潰散、隈府山鹿ヲ距ル三里ノ賊同夕退散ス、廿二日山鹿ニ当県ノ出張所ヲ設ク内務員一名、県官一名、故ニ隈府方面ノ者共來リテ官兵ノ進入ヲ請フ、二十四日之ヲ三浦船邊少將ニ伝ヘ、則進軍ノ事決ス、此際賊カ遺ス所ノゲベル百三拾五挺、米五拾俵ヲ官没ス、同日正午賊再ヒ同所ニ抛ル、其数凡三四百、故ニ官兵新町ニ屯ス山鹿ヨ、一里、

一 高瀬辺ノ人民一時官兵ヲ拒ムノ念アリト雖トモ、不日ニシテ官ノ傭役ヲ争フニ至レリ、同所ハ筑後川ヨリ海上十四里ニシテ、高瀬川ノ便アルヲ以、福岡・久留米各地方ノ物品ヲ輸スニ易ク、殊ニ魚類多キヲ以糧食ノ需メ其用ヲ闕ス、殊ニ軍人役夫ノ勞ヲ慰スルニ足ルヘキモノハ、南関以東二股村戦地ヘ掛道傍ノ露店陸續絶ヘス、箆筒壺醬罐深夜モ燈ヲ挑ケ、能ク其需ニ応ス、唯可惜ハ大藏省ノ用意米式万石高瀬ノ倉廩ニ在リ、賊頗ル之ニ垂涎シ、去ルニ及ンテ火ヲ放チ倉廩タメニ空シ、其燒米ノ用ユヘキモノ式千俵ヲ取出シ、低価ヲ以救助

米ニ宛ツ、

一月一日頃、玉名郡海辺荒尾郷ノ惡漢、土民ヲ煽動シ、戸長詰所ヲ毀ツ、其賊四名幸ニ人民ノ手ニ打殺、其他陸軍大尉某ヲ斬殺スル者又其手帳用具ヲ掠メ去ル者アリ、或ハ富民ノ金穀ヲ奪ヘ、戸長ノ家屋ヲ破毀シ、各所ニ集合ス、故ニ鎮台兵・巡查出張、其賊拾四名ヲ縛シ、其事全ク鎮靜シ、尔來各区盜難火災ノ患ダモ無之、一天草島へ賊徒渡海ノ聞ヘアリ賊徒等書ヲ以テ民政、二十一日ヲ布クコトヲ伝フ、益田二等属へ銃器ヲ渡シ、同所へ出張セシム、其後異狀ノ報無シ、

一 山鹿駅戸數八百ノ方高瀬地方ニ比スルニ稍質朴ニ涉リ、凡三十日間賊ノ為ニ抛ラルルモ官兵ヲ拒ムノ念ナシ、去リナカラ今日ニ至リ帰家スルモノ拾戸中巷戸ニ足ラス一家全口捕任セ、ハ種ナルヘシ、昨今足袋・手拭等ノ細品或ハ煮売等數十店相見、人力車稼ノ者モ追々入込ノ姿ニ有之、又隈府地方ノ村吏等賊ヲ避ケテ来ル者へハ飯料ヲ給シ、兵火ニ罹ラサル疾病老幼ハ之ヲ救助ス、此地方兵火ニカカル者凡百四十戸、此方面ニ至テハ道傍之露店絶テ無之、

一 山鹿警察署へ自首スル人民多クハ賊ヨリ人民給代、等ノ辭令ヲ受ルモノ、情ノ重キハ拘留、或ハ禁足、先ツ多クハ放免ス、党与ノ戸長士

民モ亦少カラス熊本地方ハ未、分明ナラス

一 肥後全国十六大区中現ニ県庁ノ治ヲ仰ク者纔ニ六、七、八ノ三大区ニ過ス六七兩区中ハ賊、此区中貢米抵当ノ分、及郷備金九千内、少キハ百円余モアルヘシ、幸ニ賊ニ掠メラレス、一華族細川護久、本月初高瀬ニ来リ官ノ為ニ民心ヲ拾収スルコトヲ尽力ス、

一 廿五日南関飯庁ヲ高瀬ニ移シ、山鹿・南関ヲ出張所トス、而シテ高瀬・山鹿ノ間新線ノ郵便ヲ開ク、

一 救助筋布達類如左、

賊徒追々平定ニ付、逃散ノ人民速ニ立帰營業可致、尤焼失之者・老少或ハ病患ノ為目下凍餒ニ迫候者へハ、救助米施行候条至急取調可申出事、

但本文焼失ニ付、一時仮ニ小屋掛致候者ハ竹木等(マ)、下渡候義モ可有之候事、

一 賊徒暴行ニ付、困難ニ及候窮民へ金穀ヲ施行シ、或ハ扱所へ金穀ヲ寄付致シ候者、

一 賊徒ヲ捕獲シ、又ハ其踪跡ヲ官庁へ偵報セシ者、

一 誤テ銃丸刀槍ニ触レ死傷セシ者、

右之者共へ相当之賞譽并救助米差遣候条、至急取調可申出事、

一時賞譽内規則 委曲ハ東京本省へ何中

一 巡查及人民ノ内、持凶器ノ賊ヲ捕獲セシ者、

一等拾 二 二等七 三 三等五 四

一 区长職掌ヲ守リ、方向ヲ誤ラス区内ノ人民ヲ勧誘

シ、官庁ノ為ニ尽力セシ者、

一等以下同上、

一 戸長・用掛之類、村内ノ人民ヲ勧誘シ、官庁ノ為

ニ尽力セシ者

一等七 二 二等五 三 三等三 四

一 士民名義ヲ守リ方向ヲ誤ラス防禦筋其他尽力セシ

者

一等五 二 二等三 三 三等一 四 五十

物価表

一米 壹石 五円以上 高瀬 賊ガ威ヲ以テ物価ヲ引下ケシヲ以テ今尚

一 酒 壹石 拾円余 山鹿 外並ヨリ下直ナリ

醬油 壹石 六十支 山鹿

薪 二尺五 同 十五支

炭 三十支四十貫目 同

人夫質

一一 日 老人 七十五歳 俱戰地へ使役 武拾人ノ長 一日壹円廿五支

一一 日 老人 五十歳或ハ三十歳 俱賄所其外使役 百人ノ長 同 或円廿五支

一 山鹿方面ノ賊徒凡三四千、桐野之ヲ統ブ 二月二十七八日領入、 来当十五六日去ル

野郎某之ニ亜キ肥後土族 協同隊百名、有 馬源内ヲ長トス・妖肥土族之ニ從

フ、賊等三条ノ法ヲ設ク、曰、火ヲ放ツ者、盜ヲ為ス

者、商売スル者臨時ノ所分タルヘシ、現ニ山鹿ニ於テ

彼カ為ニ斬ラルル者式名 内一名ノ当、初メ賊等民心ヲ執ル

コトヲ主トシ、其徒ノ掠奪ヲ嚴戒セリ、既ニ県官截斷

官金ヲ奪ハル、ヲ謀リ 離散途中截斷セシナリノ紙幣ヲ拾ヒ之ヲ賊ニ出ス者アリ、賊

与フルニ截斷紙幣五分一ノ金ヲ以テス、或ハ金穀ヲ奪

ハルル者アレハ賊ノ本部ヨリ其所失ヲ償還ス、然レト

モ潰散前数日来諸払甚タ不当、或ハ人夫ヲ驅使シテ其

傭錢ヲ給セサルニ至ル、昨今限府ノ様子ヲ探ルニ、軍

中一般ニ用ユル糧食・夫錢等ハ無代価、唯一己ノ需用

ノミ底価ヲ以仕払ヲ為スト云、

三〇 志方檢事外一名肥後戰報

本月廿日我軍田原ヲ拔キ、野津大佐孤軍ヲ以テ向坂ニ迫 (野津道貫)

ル、賊四面ヨリ撃ツ、我軍苦戦、賊ノ勢ヒ猛烈、我軍退テ  
(鹿本郡) 植木<sup>(植木町)</sup> 辺ヨリ滴水等へ壘ヲ設ケ之レヲ防ク、廿一日休戦、

廿二日、廿三日互ニ砲戦、廿四日我軍進撃賊ノ壘數ヲ拔

キ賊營ヲ放火十余丁ス、ム、右翼ハ木留町<sup>(木留町)</sup>ニ迫ル、廿五

日大霧咫尺ヲ弁セス、賊滴水・木留・植木ノ三面ヨリ襲

来、我軍壘ヲ捨テ、退ク、賊ス、ンテ滴水村ニ迫ル、我

軍力戦漸クニ賊ヲ退クル、然レトモ未ダ前日進撃ノ場所

ヲ復スル能ハス、木留・滴水・植木ヨリ熊本迄凡ソ二里

半余、纒カニ向フ坂ノ峻アルノミ、蓋シ田原口ヲ抜キシ

トキ賊三手ニ分レ去ル、一ツハ植木、一ツハ山谷ヲ踰へ

山鹿ノ賊ト合併、一ツハ植木ノ東方鳥ノ巢村へ遁ル、ト

云フ、鳥ノ巢村ハ植木ヨリ一里東方ナリ、

一山鹿口本月廿五日ヨリ休戦<sup>三浦少将</sup>ヲ終タリ、賊モ亦迫ラス、廿日

田原ノ抜タル報ニ依リ廿一日我軍進撃、賊支へス走ル、

我軍山鹿ヲ取ル、賊二道ヨリ走ル、本街ハ味取町へ拠

味取町ハ山鹿<sup>(地)</sup>ニ走ル、菊地ハ山鹿ノ東方一里半余、我軍ハ

植木ノ中央アリ、一手ハ菊地ニ走ル、山鹿ヲ本營トシ、新町ニ守兵ヲ置キ

三ツ木橋ヲ双方堺界トシ、同所ニ壘ヲ築キ互ニ守ル、賊、

ハ菊地ヨリ鳥ノ巢等ニカケ凡ソ二千余ノ人員ナリト云フ、

一廿七日我軍木留町及ヒ滴水村等ヲ放火ス、コノ日我軍  
利、蓋賊木留ノ營ヲ退テ黒石ニ転ス、同所焚キ出シノ  
數ヨリ賊ノ人員ヲ算スルニ四百人程ト云フ、

一大分県ヨリ進軍檜垣警視東京巡查五百人程率ヒ、阿蘇  
(大分のまき) 谷内牧<sup>熊本ヨリ九里程</sup>ヨリ二手ニ別ケ、一ツハ佐川官平兵員ヲ

励マシ、タテノ巢ヨリ黒川ヲ経、直チニ大津<sup>(大津)</sup>ヨリ五里ノ賊

ヲ衝ントス、ム、賊黒川ニ伏ヲ設ケ官兵ノ不意ヲ撃ツ、

我軍狼狽佐川丸<sup>(津)</sup>ニ中リ斃ル、残兵内牧ニ退ク、一ツハ

ハタバ踰へノ間道ヲ回り、二重峠<sup>熊本ヨリ豊後國へ</sup>ヲ固タル

賊ノ後口ヨリ襲ントス、賊覺ツテ同所<sup>古道</sup>ヲ砲台ヨリ連

発、我軍苦戦終ニ内牧ヲ退キ<sup>さかなし</sup>坂梨<sup>熊本ヨリ十三里程</sup>ノ險ヲ保ツト

云、故ニ阿蘇谷ノ人心恟々タリト云フ、

一壘ニ細川護久熊本県士へ告諭書ヲ投ゼシヨリ、人心兩

端ヲ持セシ徒モ方向ヲ改メ帰順スル者多シト云フ、故

ニ賊県士ヲ疑惑シ、桐野利秋先般山鹿口へ出張ノ節ハ、

人夫ノ服ヲ著ケ、夜中微行スト云<sup>蓋賊將薩原國幹ハ本月二十日皆</sup>

タリト下知ス、兵卒連発、矢五雨下、忽圍、今般護久尚又官軍ノ為

メ尽力スヘシトノ直書ヲ持セ、八代地方へ兩人サシ立

ル外ニ家從二人更ニ熊本へ立ル、

一本月十五日頃、賊段山口ヨリ城ニ迫ル、城兵烈戦賊敗

走、牧崎村ニ貯フ賊ノ米穀ヲ城内ニ取り入ル、ト云フ、

コノ日本妙寺ヲ焼クト云フ、

一川尻町ニ賊ノ病院五十三ヶ所、毎院三十二三名程ツ、

高橋町ニ賊三百名程屯集ノ処、近日小島村ニ出張、コレハ海軍ノ予防ナラン、熊本迎町ニ賊貳百五十人程、花岡山・石神山・四方地(ふまち)三ヶ所ニテ四百五六十人程ノ見込、西郷ハ春日郷(村)ヨリ久本寺(邑)ニ転ス、城内ノ大砲(春日村ニト)ト、ク故ナリト云フト云フ、

一 本月十九日我軍日奈久ニ上陸、黒田長官・山田少将・川路大警視・高島大佐等將校ナリ、同所温泉ニ賊ノ傷者貳百余名程療治ノ為メ滞在、我軍ノ上陸ヲ見テ遁ル、廿一日我軍ス、ンテ宮ノ原ヘ至ル、同所氷川ニ賊壘ヲ築キ防戦、連戦シテ廿三日ニ至ル、廿四日休戦、廿五日賊小川ニ退ク、官軍進撃小川町入口沙川ニ壘ヲ築キ防禦、我軍進撃賊ヲ走ラシム、廿六日小川町全ク我有トナル、右戦争我死傷三百余人カ、ミ・野津(二ヶ所地名)賊ヨリヤク、宮原(地名)我ヨリヤク、蓋シ半ナリト云フ、

十年三月廿九日

古莊七等判事  
志方権少検事

三一 戦費概計表 三月廿七日調

薩匪征討ニ属スル諸費ノ義、去ル三月廿七日頃ノ景況ヲ以概計候処、凡ソ別紙之通ニ有之候、尤モ即今ノ模様ニテハ将卒ノ恩給・賞与、窮民ノ救助賑恤ヲ始メ、其他総テノ要費一層ニ相嵩ハ必然ニ候得共、先以別額調成ノ分上申仕候也、

明治十年四月十三日

明治十年三月廿七日調

戦費概計

一金九百万円 戦地諸費

是ハ本年三月廿六日迄、陸海軍・警視局等ヘ交付セシ金五百四拾万円余ナルニヨリ、以後金三百六拾万円ヲ費スモノト見做シ算出ス、尤歳分ノ贏余アルヘケレトモ是ハ軍器補填ノ費用ニ充ルモノトス、

一金百九拾万円 税額損耗

内

金百六拾万円 既納諸税之損失

是ハ鹿兒島・熊本兩県明治八九兩年租税米納高金  
式百八拾万円余ノ内、六歩弱ハ県庁又ハ区戸長へ  
取立有之、賊徒ノ為ニ奪掠セラレシモノト見做ス、  
金三拾万円 未納税難取立分

是ハ前同断、金式百八拾万円ノ内、金百六拾万円  
引之殘金百式拾万円ノ四分一、難取立モノト見做  
ス、

一金百七拾万円 恩給賞与  
内

金五拾万円 恩給  
是ハ将校・兵卒其他死傷人大約五千人ト見積、尙  
人金百円ツ、ノ積リ、  
金百式拾万円 賞与

是ハ賞与ニ預ルモノ大約式万五千人ト見積リ、尙  
人金四拾八円、  
一金百四拾万円 救助賑恤

内  
金百万円 兵變ニ罹ルモノ救助

是ハ兵變ニ罹ルモノ大約式万户ト見積リ、尙戸金

五拾円ツ、ノ積リ、

金四拾万円 戦争ノ為メニ困難セル者ノ賑恤  
是ハ戦争ノ為ニ困難セルモノ大約四万人ト見積  
リ、尙人金拾円ツ、ノ積リ、

一金三拾万円 各地警備  
是ハ征薩事件ニ付、各地方警備ニ関スル諸費ヲ概  
算ス、

一金七拾万円 雜費

是ハ御駐輦中ノ諸費及ヒ官員往復ノ費用其外雜費  
ヲ概算ス、

合金千五百万円

### 三三 八代口戦報

四月二日出戦地ヨリ来書

廿六日宮ノ原ノ大進撃、官軍大勝、賊走テ松橋ノ要所ニ  
拠ル、

廿八日大斥候ヲ以テ松橋ヲ攻メ、官軍不利死傷多シ、

卅日松橋ヘ大進撃、官軍勝利ト雖トモ、暮ニ至テ猶拔ケ  
ス、故ニ惣軍戦地ニ野陣ヲ張り、



三十一日朝ヨリ又攻撃シ、官軍大ニ奮ヒ正面ヨリ散兵ヲ以テ烈敷之ヲ衝キ、側面ヲ奇兵ニテ之ヲ狙撃シ、賊死力ヲ出シ之ヲ防キシモ、十二時頃終ニ賊敗走、官軍四方ニ地位ヲ占メテ進ミ、実ニ見事ノ勝利ナリ、今賊ハ川尻辺ニ数千人出没イタシ候ヘ共、最早賊勢大ニ縮リ、不日血脈ヲ断ツニ至ルヘシ、左スレハ西郷決死ノ一戦モ遠アラサルヘクト存候、右御報知申上候、小生モ衣服位ニハ玉痕ヲ得タレトモ命猶存候、上野五郎元土肥又市誠ニ壮也、惣軍ノ感賞スル処、惜カナナ卅一日ニ胸脇ヲ打貫カレ、尤重傷ニハアラス、

### 三三 志方検事吉次越戦報

一昨日我軍進撃、吉次躰三ノ岳ヲ抜き、併セテ賊ノ屯營木留吉次越ノ賊元屯營トス即今黒石ニ転スト云ヲ抜カントスル処、我軍疲労且晩景ニ及フ故休戦、抑熊城北之諸道山鹿口・吉次越・大タヲ越・野イテ越アリ、内吉次ノ地形タルヤ田原三岳ノ中央、三岳ノ半腹ヲメグリ、左ニハンコウ山一名吉次山ト云テアリ、高瀬町ヲ目下シ、植木ヨリ熊本ヘ通行スルニハ最人ノ要地、既ニ我ニ復スル上ハ植木口ノ官軍長駈シ

テ不日熊城ニ達スルニ、回顧ノ念ナク大ニ地利ヲ占タリ、

一大分県下中津ニ少々一揆動揺ノ報アリ、依テ参軍ト石内務權大井青龍官示談ノ上、本日ヨリ石井同地ヘ臨時出張之策、

蓋シ東京巡查少々引率之由ナレトモ、已ニ三月十四日我軍ヨリ始テ抜刀隊ヲ編成シ切込ミタル四拾四人モ、

即今全キ者四人而已、余ハ死傷二等警部小野田元殿ノ話如斯光景ニ付、

石井ノ希望ニ難応由、然ルニ石井ノ見込ナレハ今般中

津ノ暴拳ニハ元小倉東杯ヨリハ仮令ヒ応援スルモ十名

ニ過サルベシ、到底タカノ知レタル事、必十日ノ内ニハ

引返シ、平定ノ吉左右セントノ今朝石井ノ話ナリ蓋シ福岡県士

ノコトハ先便上申後、未探偵ニ遺シ置タル者婦ラス、分り次第御報知スヘン

右上申仕候、以上、

明治十年四月二日 權少検事志方之勝

一細川護久ハ昨日ヨリ山鹿地方ヘ越シ、新タニ復タル人

民ヲ説諭致候事、

### 三四 久留米大塚貢ヨリ志方検事宛福岡戦報

福岡県官員大塚貢来状左ニ録白ス

一福岡ノ賊ハ凡三四百名計リ、巨魁ハ建部小四郎・越智

彦四郎・舌間懂吾・村上彦十・久世芳麻呂旧門・加藤堅

武等ナリ、何レモ旧藩中ハ隊長タリ、因テ多ク壮年輩

ニ人望アリ、賊ハ廿八日払曉、別紙絵図ノ如ク四ヶ所

ニ火ヲ放ツ火ヲ放ツカ、事不意ニ出テ市中ハ大ニ狼狽セ

リ、此驍キニマキレ賊ハ一手ハ赤坂口、一手ハ追廻門、

一手ハ下ノ橋門ヨリ乱入ス、巡查直ニ進撃討テ之レヲ

走ラス、一体賊ノ策タル赤坂口ニテ開戦セハ城中ノ兵

挙テ之レニ応セン、其虚ニ乗シ、下ノ橋・追廻ノ両口

ヨリ襲撃セハ、城中ノ糧米・弾薬・銃砲モ手ニ唾シテ

奪取ルノ策ナリシモ、万事機ヲ失シ、事遂ニ成ラス、

潰敗シテ一時早良郡井ノ鋪遊泉亭ト大体トノ間ニアリニ屯集ス、此地掘

ルヘキ要害ナキ故カ、廿九日同郡金竹村ノ山へ移リ防

禦ノ手配ヲナセリ、廿九日夕刻博多着ノ官軍二大隊ア

リ、因テ三十日兵隊・巡查相共ニ金竹村ニ進撃、賊十六

名ヲ斃シ金竹ノ峠ヲ乗取リ、賊ハ井原村へ敗走、又官軍

ノ一ト手ハ三十一日内野村ヨリ曲渕村ノ賊ヲ攻撃シ飯

場村へ追詰タリ、賊ハ槍刀等ニテ、タマ々々銃砲アルモ

弾薬ナク、且官軍ノ銳氣ニ畏怖シ抗敵スルノ氣力ナク、  
肥前国三ツ瀬へ遁レントセシカ兼而佐賀士族ニ消息ヲ通ナル由ニテ、  
應機ヲ乞フノ故ナランカ

豈図ラン佐賀ニハ応スルノ士族ナク、却テ同県警部巡

査ヲ率ヒ三反田村へ出張セリ、賊ハ意外ノ事ニテ大ニ

狼狽、進退維谷マリ、尚モ方向ヲ転シ秋月ヲサシ遁逃

スル由、福岡・佐賀兩所付ヨリ昨朝電報アリ、因テ当地

屯集之兵一小隊兒玉中尉之レヲ率ヒ、巡查五拾名兒島

警部之レヲ率ヒ昨朝松崎ニ向ケ出張ス、此日又福岡ヨ

リ久留米へ着スル筈ノ台兵一中隊アリ、賊秋月ニ遁ル

、ノ途中松崎駅ノ少シ先横隈村筑前國境ナリニ而、双方ノ官軍

ヨリ賊ヲ取巻キ、午前十時ヨリ開戦、賊式拾名ヲ斃シ

吾間・久世・江上述、水野喜四郎皆巨魁ナリ、生捕五六名アリ、官軍大勝利手角面、人アリ

残賊ハ秋月・甘木ヲサシテ遁走ス、今日尚進撃ノ筈ナ

リ、佐賀・久留米・柳川無事ナリ蓋シ久世ハ、  
區長ナリ

一三十一日肥前神サキノ巡查屯所へ自首シタル賊式名ア

リ、又昨朝松崎ノ少シ先へモ一名アリ、

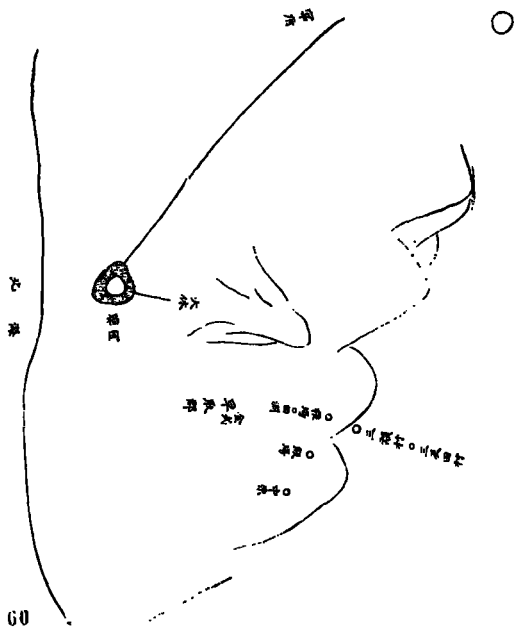
一連日之官軍進撃ニ而一昨日迄、賊ニハ四拾名モ手負ア

リト云フ、

一廿九日福岡へ縛シタル賊六拾余名アリ、福岡ハ即今無

事、備我拏筆曾我少将昨日博多ニ着、此段御報知ニ及候也、  
十年四月二日 久留米支庁在勤

大塚 貢



志方権少検事殿

一福岡表へ探偵ニ遣候者モ立帰リ、右大塚ノ書面ト異ナ  
ラス、依テ差省キ来状ノ儘上申仕候ニ付、誤謬モ難計  
候事、

明治十年四月三日

志方権少検事

三五 大分県下騒擾之義ニ付届附暴徒檄文写

三五ノ一

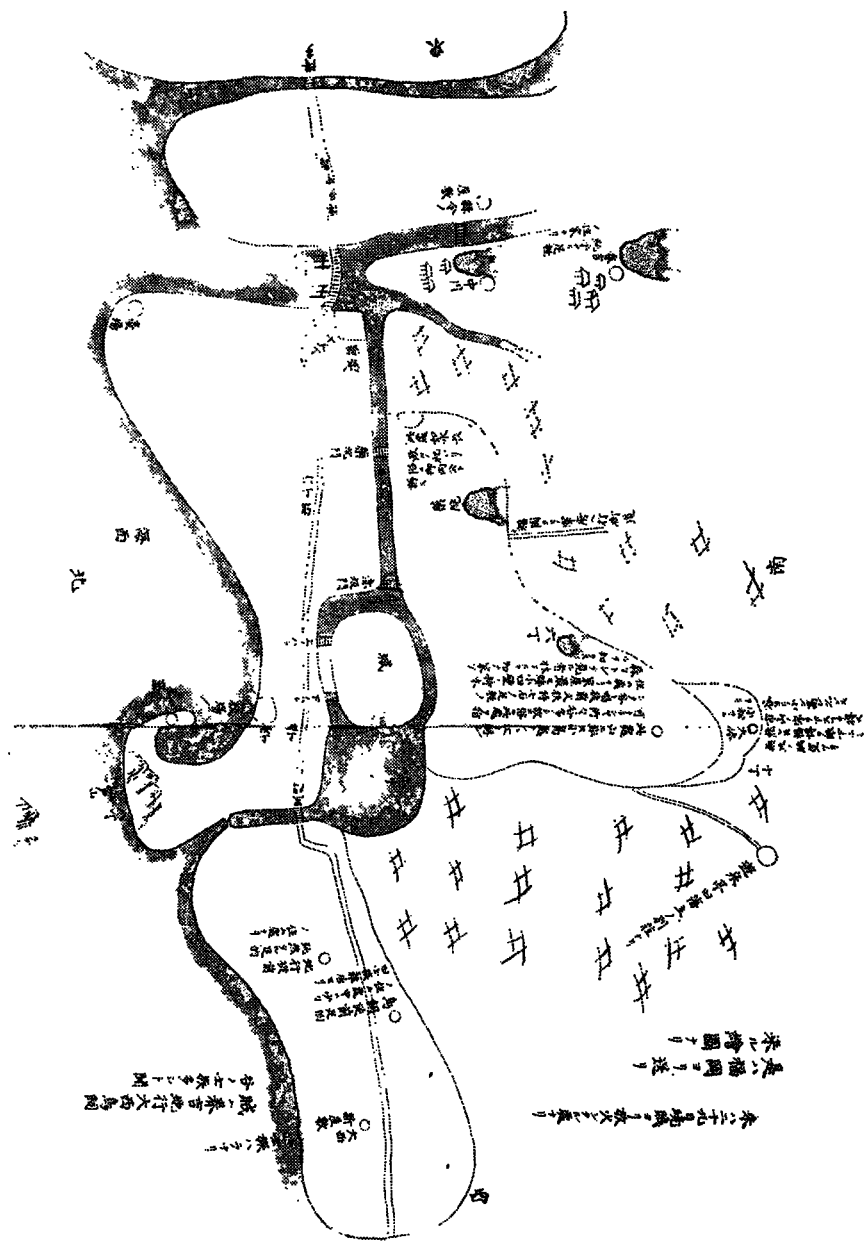
客月三十一日午后第十二時頃、大分県下中津支庁下ニ  
於テ、何者共不知暴拳ニ及ヒ、同庁ヲ放火シ、貢金ヲ  
掠奪シ警察署ヲ毀チ県官ヲ暴辱セシ末、凡百名計本庁  
へ襲撃ノ勢ニテ、既ニ本庁ヲ距ル十里立石駅迄押寄候  
旨、右ニ付坂梨口出張警視隊手負二十六名当県へ護送  
シ来候ニ付、不取敢病院へ入室セシメ、夫々手当方申  
付候、尤直ニ為警察警部名差遣候間、猶追々可及上  
申候也、

明治十年四月三日

愛媛県権令岩村高俊

内務卿大久保利通殿

追而本文手負人護衛トシテ大分県九等属米良亮藏  
ナル者到着候所、同人ノ話ニ右暴徒ノ中数名、本



庁二里ヲ距ル田ノ浦ト申所へ着船候旨、尤倉卒ノ際  
巨細不相知候得共、別紙写之通ニ御座候条、此段モ  
添テ上申仕候也、

三五ノ二

戸長ヨリ届

以大至急飛申上候、陳ハ今三十一日午後十二時砲声三発  
相聞、繼テラツバノ音聞候ニ付、何事歟ト此所私既ニ覺起上  
リ直ニ用務所へ出頭ノ心得ニテ出掛候所、船町四ツ辻ニ  
テ承リ候得ハ用務所ヨリ東、只今三四十人抜刀ニテ警察所打  
崩シ候趣承込候ニ付、用務所へ罷越見警察所隣御門戸鎖有之ニ  
付此内砲声聞ユ大区用務所へ罷越見候得共、区長モ不居合、依  
テ同段亀井藤四郎誘引、民会議長菅沼新へ罷越シ、方角  
士族二聯区学校へ相集メ可申積ノ内、既ニ県庁へ火手上  
リ段々探索仕見候処、御用達小畑利四郎宅へ多人数入込、  
貢金掠奪ノ様子、繼テ各所ニ金子持合候様ノ町宅へ罷越  
候趣ニ付、多分金子奪取候模様ニ相聞、全体暴発之者ハ  
何方ノ者哉、当士族モ少々八組合候哉ニモ被相察候得共、  
何分夜陰ニテ睨ト見留付不申承候得ハ、西ノ方ヨリ賊參  
リ候由相聞候、賊勢凡五六十人計ト申事ニ御座候、右不  
取敢御注進候、何分大變ノ次第、既ニ士族招集防禦等議

長ト咄合中、賊ハ既ニ東ヲ差シ出立ノ様子ニ有之候、道  
路ノ風聞ニ、堀兼公ハ殺害ニ逢候由、倉卒中不取留候得  
共承リ候儘申上候也、

十年四月一日午前二時三十分

戸長

原田直好

大分県権令香川眞一殿

三五ノ三

警部報告

兼而大分県下へ差遣置候警部ヨリ報告之中、概要左ノ如  
シ、

一 暴徒巨魁ハ後藤純平ト申者之由是迄代、以テ従前中間ト

唱候者士族ニ編入セサル不平連ヲ先導セシ由、

一 県庁ニテハ士族数十名雇入、兵器ヲ携帯セシメ所々へ  
繰出シタル由、

三五ノ四

概文

方今我国ノ大勢ヲ熟視スレハ、東ニ魯國アリ西ニ英國  
アリ、皆蚕食鯨吞セントシ、亜國モ亦欲スル所アリテ  
日々我隙ヲ窺フ、加之討台役ヨリ怨ヲ清國ニ結ヒ、四  
方皆讐敵ニシテ国勢ノ危キ累卵ヨリモ甚シ、此時ニ際

シ宜シク外勢ヲ張ツテ内情ヲ鎮スヘキニ、却テ政府二三大吏

天皇陛下ノ聖明ヲ雍閉シ、叡旨ヲ矯メ海内ヲ苛刻シ、

外夷ニ阿順シ苟且偷安国権ヲ失墜シ、私意放縱民権ヲ

剝奪シ、内怨ヲ積ミ外侮ヲ甘シ、卑屈極ナク暴政至ラサ

ルナシ、次之金貨濫出、国債繁殖、我二千五百三十余年

来ノ独立帝国ヨシテ、終ニ外夷ノ制御ヲ受ケシメント

ス、夫レ是レヲ何トカ言ハンヤ、曩日前參議江藤・前原

ノ如キ、国基民権ノ不立ヲ憂慮シ、挽回ヲ謀ル者ヲ目ス

ルニ、賊ヲ以テ毫モ大義明分ヲ不問、之レヲ殘戮誅滅シ

今亦国家ノ棟梁中興ノ元老タル陸軍大将正三位西郷隆

盛ヲ始メ、少将桐野・篠原等ノ忠臣ヲ、刺客ノ刃ニ斃サ

ントスルニ至ル、大逆無道天地モ共ニ容レス、神人同シ

ク憤ル所、実ニ国家ノ讐敵人民ノ殘賊ニシテ、抑又

天子ノ賊臣ナリ、之レヲ倒シ之レヲ廢シ、以テ内ハ一

國ノ元氣ヲ振起シ、外ハ交際条約ノ国律ヲ確定シ、後

来安全固クスルハ臣子ノ職分、国民ノ義務尽サル可ラ

ス、今聞西郷公闕下ニ至ラントス、而シテ賊吏私人前

路ヲ妨クルト、吾輩モ亦神州人民、憂國ノ衷情傍觀座

視スルニ忍ヒス、投袂蹶起シ賊ヲ南豊ニ討シ忠臣ノ進

路ヲ開カント欲ス、凡我同志国民ノ義務、臣子ノ分ヲ

尽サント欲セハ、速ニ馳会シ、共ニ俱ニ賊兵ヲ蹶シ、

旌旗ヲ東シ、元惡ノ首級ヲ斷シ、速ニ寰宇澄清ノ功ヲ

奏シ、上ハ以テ歴世皇恩ノ万一ニ報答、下ハ人民天賦

ノ権利ヲ回復シ、国威ヲ海外万国ニ擴張シ、独立帝国

ノ面目ヲ改新センコトヲ希望ス、唯其正邪ノ分ルル所、

賞罰ノ係ル所ニ至テハ天監上ニアリ、

明治十年四月 新政党別軍

三六 長崎県上申八代口探偵書

上申

兼而肥後(やつしろ)八代口へ指出置候当県官員ヨリ、別紙写之通申

出候ニ付、為御参考上申仕候也、

北島令代理

十年四月三日 長崎県少書記官河内直方

内務卿大久保利通殿

八代本町香具屋手代某ナルモノ三月廿九日川尻(かわし)発字

土(と)ヲ經テ郡浦(ごうら)ニ至リ、同三十日郡浦ヨリ船ニテ八代

八代本町香具屋手代某ナルモノ三月廿九日川尻(かわし)発字

へ歸り申出ノ趣左ノ如シ、

一 賊本陣ハ春日村(かすむ)ニアリ、

一 賊ノ病院ハ川尻ニアリ、三月廿九日迄ノ院數百六ツナル由、

一 賊各戰地ノ手負凡三千人許ナル由、三月廿九日ノ調ナリ

一 賊各道ノ戰死殆ント千人許ナル由、但右同斷

一 賊ハ彈藥ニ乏シ、川尻ニ於テハ鉛一斤ニ付二十錢ツ、

テ買求メ候由、即今ハ漁民等ノ網ニ用ヒ居候ユラ迄モ買入レ候由ナリ、

一 賊戰死ノ墓ハ川尻ニアリ、其墓標ニ掲クル処ノ隊号ニ

七大隊迄記載アリタル由、

一 三月廿八日夜迄ニ石塘口熊本細工丁ヨリニ本木村ニ出口ナリ坪井・川尻ヲ土俵

ニテ築留メ、水勢ヲ増スノ策ナル由、

一 熊本近傍ニ賊ノ台場ハ長六橋・出京町口・段山・花岡

山ナル由城ヲ隔ツル凡十町乃至十五六町、

但花岡山へハ大砲アリ、

一 賊ノ糧米ハ即今迄農商ニ求メス、過日鏡及ヒ八代倉廩

ヨリ掠奪スル分ヲ以取賄居候由、

但両所ノ米ハ大藏省ヨリ御買米ヲ運有之分ニテ其數

三万以上ナル由、

一 西郷(麻子)嫡子某ナル者、過日重傷ヲ負ヒ川尻町砥石屋ニ於

テ療養中、西郷隆盛一夜來リテ病ヲ問ヒタル趣ナリ、

一 松橋口ノ賊ハ凡六小隊位トノ説アリ、

一 松合ハ番兵アリ、他人ノ出人頗ル嚴ナル由、

一 郡浦ノ賊ハ凡七十許ナリ、最モ土着ノ郷士等少々相応

居候由、

一 三月廿九日比ハ、宇土へハ一兵卒モ見ヘスト云フ、

一 川尻辺ニ於テ賊ヨリ諸物品買取ル代金ハ、全額ノ半ヲ

給スルモ、凡日數十日以内ニ非サル由、其余金払方ハ

只通帳ヲ渡置、順次ヲ以テ相渡候由ニテ、商人等大ニ

迷惑ノ趣ナル由、

一 川尻ノ賊曰ク、官兵多數、今少シク我軍ヲ増加セサレ

ハ相抗スル能ハスト云フ、

比例、官兵廿五名ナレハ賊五六名ノ割ニ当ル由、右

ハ本人直話ノ儘騰録候也、

十年四月一日

三七 司法卿上申鹿兒島臬賊徒処分方

明治十年四月五日

大臣

本局 (卷「土方 巖谷 幸田口 横田」)

参議

別紙司法卿上申之趣ハ過日河野議官・小畑五等判事等九

(元老院幹事河野敏徳)(小畑美穂)

州筋へ臨時出張被 仰付、総督官へ御委任云々電報之趣  
モ有之、然ルニ鹿兒島県賊徒ト大山綱良トハ互ニ關係有  
之、就テハ右者如何御指令可相成哉、仰高裁候也、

(采)「第九百七十二号」

鹿兒島県賊徒処分方之儀ニ付伺

今般鹿兒島県士族大山綱良等臨時裁判所ヲ開キ糾問被  
仰付候処、右連及ノ者共ハ元ヨリ同犯ノ義ニ付、追々西  
国筋鎮静ノ上ハ同裁判所ニ於テ糾問被 仰付候様致度、  
左モ無之候テハ取調不相整ルノミナラス、処刑ニ於テモ  
亦不権衡之儀等相生シ可申、尤右關係ノ人名等ハ取調ノ  
上追々可申立候得共、此段予シメ上申仕置候也、

明治十年四月五日

司法卿大木喬任

右大臣岩倉具視殿

三八 志方検事熊本探偵書

三八ノ一

(采)「山鹿ヨリ発ス」

一 熊本県雇古城貞、三月廿一日熊城潜出、本月二日山鹿  
町ニ達ス、同三日谷少将(谷干城)ヨリ托スル処ノ密書ヲ参軍ニ  
渡ス、同人話左ニ、

一 熊本城開戦以來三月廿一日迄之死傷四百六拾九人、

同人城ヲ出ル迄ハ賊ヨリ水攻ノ着手ハナシト云フ、

凡城内ヨリ官軍へ報知ノ為メ、青山某以下潜出スル

者四人之内、古城ノミ志ナク到着スト云フ、蓋シ城

中兵粮等之外ハ口外セスト云フ、

一 三月廿九日熊本発シ、同四月一日高瀬町へ帰ル者ノ報

左ニ、

一 賊當時城ヲ囲ム兵数凡四千程ト云フ、

一 賊壺川下流石塘口ヲ塞キ、白川上流瀬田ノ碛ヲ開テ

白川ノ水ヲ壺川へ注ク、故ニ壺川ノ水勢忽チ溢レ、

城北寺原、壺川西ハ牧崎、段山辺一面湖水ノ如シト

云フ蓋シ石塘ヲ閉チ、白川上流瀬田ヨリ壺川へ注キ熊城下ヲ浸スハ故加藤氏ノ結構ニシテ、熊城敵ヲ防クノ術ナリ然ルヲ賊却テ攻城ニ用ユル、

一ハ城ヨリ突出ヲ防クニ便ナリ、二ハ諸道忠援ノ官軍ヲシテ城下ニ進ム能、ハサラシムル三ノハ城ヲ囲ム兵ヲ減少諸術我軍ヲ防ク為メナリト云フ

一 川尻口ヲ防ク賊ノ隊長兒玉八之進兵千八百程、山手



ハ佐波上峠ヲ堅ム、戦線凡式里半余、之レモ海岸新田ノ堰ヲ開キ、海水ヲ田地ニ汙キ官兵ヲ防ク策ナリト云フ、

一賊熊本ニ而多ク銀行札ヲ用ユ、又熊本領ト記シタル札ヲ新ニ製造シ、賊地丈ケハ右札ヲ以テ通用セシムト云フ、

一三月下旬、賊球麻道ヨリ馬五十四、人足百ニテ三日間彈藥ヲ熊本ヘ運搬セシト云フ、

一自今熊本米価三十五昂貴五老田四拾銭ノ由、買入多シト云、

一賊ノ本營ハ二本樹村ト云フ、熊本城ヲ距ル一里タラス、

一賊ノ城ヲ攻ルニ、モルチール六門ヲ用ユト云フ、

一熊本近傍ヘ遁逃セシ四民、家ヲ焼レ財ヲ失ヒ、或ハ空居又ハ農商家ヘ同寓食客等殆ント飢餓ニ迫ルノ勢ヒ故ニ、旧門閥又ハ強富等産ヲ傾ケテ救助シ、當時迄ハ餓死ノ者ハ聞カスト雖トモ、四民ノ困苦コ、ニ極マル、見ルニ忍ヒスト云フ、

一本月四日三勝・山鹿町ニ出張聞取左ニ、

一三月廿二日官軍山鹿町ヘ進入、尔来廿九日迄休戦、

同三十日小戦アリ、

一四月四日山鹿本營ヲ橋田村ヘ移山鹿ヲ距ル一里二三合、同日我軍進

ンテ岡原・北田島村辺ヨリ搜リ討チ漸次進ム、賊ノ面影ナク合志川迄進ムト云フ、菊地ニ屯集スル処ノ

賊四五百人程ノ見込、同所ノ賊ハ所々ニ砲台ヲ設ケ

専ラ我軍ヲ防禦ノ手配セリ蓋シ山鹿口ハ三浦少、得シ損斐大佐ナリ

右ハ見聞ノ儘録白仕候ニ付、誤謬モ難計、御酌量ヲ以テ御覽奉願候、以上、

明治十年四月五日

権少検事志方之勝

三八ノ二

一賊ノ本陣ヲ二本樹ニ移ス是ハ熊本隊

一久米ノ礮ヲ鎖シテ牧崎田畑満水ス、

一川尻ノ病院并患者ヲ甲佐ニ移ス、

一山伏塚ノ北手ニ砲台ヲ築キ賊四拾余名番衛ス、

一安政橋ニ護衛兵六拾名計リ居ル、

一羽田ノ堀川通水ス、

一大津ノ賊ハ二重ニアルヲ残シ、余リ隈府ニ廻ス、

一出町、山室等ニアル米ヲ龍田山万石辺ニ直ス、

一西山ノ賊モ龍田山辺ニ移ス景況、

木葉口四月一日迄戦死左ニ、

一木葉台ノ上ニ埋葬

拾式人

一 木葉高月二 千四拾八人

一 小倉地内二 三拾六人

一 宇蘇二 貳百拾三人

一 東八村 拾五人

一 豊岡村内二

都合 千三百式拾四人

右尊答旁御報知申上候也、

木ノ葉より

四月三日 橋本秀敏

三宮種馨様熊本県官員ナリ

二 伸、熊本近辺ノ報知ヲ聞テ、該地当リ嘸かしと想像

仕候事ニ御座候也、

三八ノ三

四月四日午前十一時福岡県庁ヨリ達ス

三月三十一日梅谷安雄ニテ彦山ノ旧修験加ハリ八拾名計

リ支庁ヲ焼キ、公金ヲ奪ヒ、庁其他ノ官吏モ数名殺シ、

大分ヲ指シ赴キシ由、跡ハ保護スル者ナク、士族刀ヲ帶

ヒ保護ト唱ヘ横行スル由、又統テ宇佐郡党民蜂起、区長

ノ宅ヲ焼キ下毛郡ニ及ヒシト、久留米支庁ニ聞ヘシニ、

大分県庁ヘ賊襲來セシト、大分海ヘハ馬関ヨリ海軍廻ル

模様ナリ、

三九 川路大警視八代口戰報

尔来打過不奉寸楮、王事鞅掌御亮被下度、下官三月廿四日八代着、同廿六日ノ役小川ヲ取ル、此時官兵総掛リ也、其後第三旅団即下官率ユル所ノ警視隊ノミニテ凡千貳百人、同三十日宝滿越及婆婆神越ヲ攻取シ、進ンテ數ヶ村ノ賊ヲ追ヒ下郷村ノ内、谷口ト申所ニ宿陣セリ、同日山田・高島ノ兵各式千余人、松橋ヲ攻メ未タ拔ケス、翌日松橋ヲ取ル、三十一日我手堅志田(中込町)ニ進撃シ賊ヲ追ヒ、火ヲ原野ニ放ツ、賊夜ニ乘シ逃去、四月一日遂ニ堅志田ニ入り隈(城南町)ノ庄ヲ取ル、復戦ヲ須ヒス、同三日払曉、賊曉霧ヲ冒シ問道ヨリ我堅志田ノ營ヲ襲フ、我兵之ニ応シ一時苦戦、大隊長國分友諒、少隊長油比文在等ヲ始、死傷數多アリ、然ルニ味方愈振ヒ散々賊ヲ追ヒ一枕ニ討取リタル者三拾余人、其他ノ死傷枚挙スルニ不遑、乍去國分少佐等ノ討レタル実ニ不堪遺憾、同日直ニ兵ヲ分チ緑川ヲ押渡リ、賊ノ甲佐駅營所ヲ討入火ヲ駅内ニ放チ、賊狼狽銃器ヲ捨、糧米ヲ置キ尽ク潰走セリ、即今警視隊ハ他ノ旅団ニ比スレハ人員寡少、哨兵線等意ノ如クナラス、

只新兵ノ至ルヲ待ツノミ、意有余、言不尽、草々拜白、

四月五日

川路利良

大久保公閣下

尚以、下官当今堅志田ニ在リ、八代ヨリ賊地ニ進入

スル凡八里計、

三月三十日宝滿越、娑婆神越ノ両台場其他所々之台場ヲ

抜取候節、死傷左之通、

死 警部補 下平榮吉

同 巡査 三人

傷 警部補 種田 叶

同 同 金里長盛

同 同 淺田吉重

同 巡査 拾六人

惣計 廿三名 内死四名 傷十九名

四月三日堅志田村及ヒ甲佐町ニテ死傷左之通、

死 権少警視 國分友諒

同 三等大警部油比文在

同 二等少警部黒江 頼

同 警部補 佐田直中

同 同 高木千代

同 同 木村義元

同 同 津田正布

同 巡査 拾貳名

傷 二等少警部鈴木義雄

同 警部補 神崎近義

同 同 岡 信則

同 同 小林正紀

同 同 平岡篤清

同 同 細谷徳治

同 同 伊津野金藏

同 巡査 四拾人

惣計 六拾六名 内死十九名 傷四十七名

生捕人名

加治木郷岩ノ原士族

上村興助

種ヶ島士族

上妻九十郎

元佐土原藩一番小隊長

村田正宣

水引郷土族

山本庄之助

元佐土原藩

中尾善袈婆

谷山坂中村土族

木山熊助

(會木)  
ソノキ長野村土族

川島新之助

谷山郷山田村土族

竹下直助

佐土原妻村土族

大岩根彌作

四〇 大分県草賊景況愛媛県届

附杉山尚征探偵書

四〇ノ一  
大分県草賊景況御届

大分県草賊烽起之発端ハ、去ル三日電報及郵書ヲ以上申  
仕置候処、兼而為視察同県ニ差遣有之巡查杉山尚征ナル  
モノ、為報知一先帰県、別紙之通届出候条、不取敢飛信

ヲ以上申仕候也、

明治十年四月六日

愛媛県権令岩村高俊

午后三時五十五分發

内務卿大久保利通殿

追而此飛信到達時日詳細御垂示相成度候也、

四〇ノ二  
探偵書

一 去月三十一日大分県ノ景況ハ既ニ上申候通ニ御座候、  
然ル処追々本庁へ押寄スルノ報知、本月一日午后第三  
時頃ニ有之趣ニ付、直ニ出庁致候処諸官員何レモ兵器  
ヲ携帶シ土族等ヲ募リ、夫々出張相成候得共、追々進  
入スル趣ニテ弥籠城ト決シ、器械・兵糧等ヲ運ヒ、其  
混雜拳テ謂フヘカラス、翌二日午前二時頃ニ至リ県庁  
ヲ距ル二里許ノ所へ押寄セ候趣、同日正午十二時三十  
分頃迄県庁へ出頭致居候得共、籠城ノ手当ノミ、既ニ  
所々ノ橋へ官吏及傭士等配置相成、最早閉門ノ勢ニ付、  
官員ニ別ヲ告ケ下宿へ引取門前へ出候処、人民鶴崎(大分県)  
方へ遁去候ニ付、何事ナラント相尋候処、賊徒既ニ市  
中外レ迄押来ル趣ニ付直ニ駆付見候得ハ、賊等向鉢巻  
ヲナシ、袴ヲ褰ケ槍長刀等ヲ携へ新政党ト書シタル旗

ヲ立テ、人数ハ凡二百名モアルヘク、其内発砲相成候

ニ付、一先鶴崎迄引取り、同所警察分署へ右ノ次第相通シ置キ、再ヒ庁下へ罷越候処、既ニ市中ノ西手ニ放火シ砲発益熾盛ニ付再ヒ鶴崎へ引取候へハ、既ニ同所人民家財等ヲ取片付、大半空屋ト相成居候ニ付、直ニ同所ヲ出発シ同夜午前一時頃佐ケノ関へ着之処、同港へ浅間艦投錨致居候間、同所区长并ニ副区长へ庁下事情相通シ、其者ヨリ右軍艦へ通報致シ、同三日未明大分へ向ケ出艦相成候、依テ願フニ兼而同国内ノ牧・坂梨ニ出張セル警視隊ニ通シテ発スル兵、二日中ニハ庁下ニ達スヘク、海陸合セテ多分打払相成ル見込ニ御座候間、同日正午十二時十五分同所出船、今六日午前第八時帰庁仕候事、

明治十年四月六日

杉山尚征

四一 中原警部以下鹿児島ニテ拷訊一件書類

下渡司法卿上申

御下渡之儀上申

警部中原尚雄其外鹿児島ニ於テ拷訊及ヒ候一件書類之儀ニ付、別紙之通玉乃ニ等判事ヨリ申出候間、右書類急速御下ケ相成度此段及上申候也、

明治十年四月九日

司法卿大木喬任

岩倉右大臣殿

警部中原尚雄其外鹿児島ニテ拷訊及候一件ニ付、右之証憑ト唱候書類之写、同県於テ内務少書記官木梨精一郎へ差出置候旨大山綱良申立候、右ハ綱良糾問上至要ニ候間、急速御取寄セ相成度此段上申仕候也、

但本文之書面ハ精一郎ヨリ既ニ太政官へ進達候哉ト量察致来、果シテ然ハ右之外関係之書類モ有之候ハ、一切御下ケ相成度、此段添テ上申仕候也、

明治十年四月六日

二等判事玉乃世履

大木司法卿殿

四二 総督宮へ賊徒処刑御委任外辞令写

〔本〕「第千三拾七号」

中原警部其外鹿児島県於テ拷訊及候一件書類

征討総督二品親王有栖川熾仁

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、御委任被 仰付候事、

元老院幹事 河野敏謙

御用有之九州出張被 仰付候事、

同 人

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、征討総督宮へ御委任被

仰付候ニ付、総督宮ノ指揮ヲ受、夫々可致処分旨御沙

汰候事、

五等判事 小畑美稻

御用有之九州出張被 仰付候事、

同 人

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、征討総督宮へ御委任被

仰付候ニ付、諸事河野幹事へ協議、総督宮之指揮ヲ受、

事務取扱可致事、

大検事 岸良兼養

御用有之九州出張被 仰付候事、

同 人

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、征討総督宮へ御委任被

仰付候条、同宮之指揮ヲ受、事務取扱ベク事、

長崎海軍臨時事務局

長崎上等裁判所

検事 局

九州各県

九州地方国事犯賊徒処刑之儀、征討総督宮へ御委任被

仰付タリ、依テ此旨ヲ達ス、

四三 吉原大蔵書記官熊本出張ニ付

大蔵卿委任状

今般熊本県出張申付ルニ付、稽查処弁セシムル条々左之  
如シ、

第一条

一 兵事ノ為メ耕地・宅地・山林等崩潰堀鑿又ハ石砂堆積  
スル等アルハ、其損害ノ輕重、反別ノ広狭、起返ノ難  
易ヲ視量シ、十ヶ年以内ヲ限り、相当ノ年期ヲ定メ租  
額ヲ減免スルコト、

第二条

一 前条崩潰堀鑿等其損害最モ太甚クシテ、原形全ク変換  
シ到底起返ノ見認メナキモノハ、其反別ヲ除キ租税ヲ  
免スルコト、

第三条

一前兩条ノ外一時租税ヲ減免セサルヲ得スト見認ムル者アレハ、其減免スヘキ租額ヲ詳細ニ稽査シ、總テ不公平無之様精々注意シ、其事由ヲ具狀シテ指揮ヲ仰カシムヘキコト、

#### 第四条

一兵燹ノ為メ家屋ヲ焼灰シ家産ヲ蕩盡スル者ハ、租税各皆納期月後特ニ七ヶ月以内ヲ限り、相当ノ延期ヲ許スコト、

#### 第五条

一兵燹ノ為メ印紙・界紙等ヲ焼燼シ、又ハ損壞スルモノハ、其事由ヲ檢覈シテ之ヲ処分スルコト、

#### 第六条

一各種租税金ノ内、既ニ区戸長ノ役場及村總代ノ手許マテ取立タル後、兵災ノ為メ焼亡紛失スルモノ、其事由ヲ推しシ、其証跡アル者ニ限り、總テ官損ニ立ヘキ積リヲ以テ具狀指揮ヲ仰カシムヘキコト、

#### 第七条

一前各条ノ外、旧租税案章程下款ニ列シテ租税局長ノ権内ニ在ル者ハ直ニ之ヲ処分スルコト、

#### 第八条

一本年二月県庁移転ノ日現在セシ各種ノ金穀例ハハ地租・預金ノト右ニ関スル各帳簿ノ結末トヲ対照シ、種毎ニ差違ナキヤ否ヤヲ檢査スルコト、

#### 第九条

一前条同日以來旧庁ニ復帰シテ事務執行セシ日マテノ費額ハ、官員月給、史誌編輯費、招魂社費ヲ除クノ外總テ暴動ニ関スル臨時費トシテ出入共ニ区分ヲ立、其金額ハ別ニ之レヲ請求セシメ、該日限中ニ属スル定額常費ハ總テ返納セシムヘキコト、

但本文返納スヘキ定額金ノ額ハ、先ツ一ヶ年ノ額ヲ月ニ割り、而シテ端日数ノ分ハ日割ヲ以テ計算ス、尤實際ニヨリ該算法ニテ行ハレカタク儀モアレハ、相当減額ヲ見込取調具狀セシムヘキコト、  
一額外常費中減額スヘキモノアラハ、是亦減額ノ見込上申セシムヘキコト、

#### 第十条

一旧庁ニ復帰シ事務執行スル後ト雖トモ、猶前条同様臨時費ニ属スヘキモノアリ、該費ハ定額又ハ額外常費ト混錯セサル様須ク意ヲ注キ、成規ニ照シテ別段決算セシムヘキコト、

第十一条

一 租税其他定額金并預ケ金及ヒ擾乱後取立タル租税金等、陸海軍省又ハ警視局等へ一時繰替貸渡シタル金額ハ一旦返却セシメ、其結末ヲ明晰ナラシムヘキコト、

但本文返却金之儀ハ、該省局之都合ニヨリ一時証書ヲ以テ返却セシムルトモ苦シカラス、

第十二条

一 租税及ヒ各種上納金其他一切ノ金又ハ証券類、兵燹盜難等ニ罹リ失亡損壞セシモノアラハ、其員數及ヒ事由ヲ稽查シ処分方具状セシムヘキ事、

第十三条

一 騷擾防禦其他ノ為メ臨時購求セシ物品ノ内、既ニ不用ニ属スルモノハ速ニ買却シ、右代金ハ別途上納セシムヘキコト、

第十四条

一 前各条ノ如ク凡ソ処分スヘキ事件ハ、先ツ県官ト協議スルヲ要ス、尤モ伺ヲ経シテ処分スル者ハ処分既済ノ上、必ス県官ヨリ其顛末ヲ具セシムヘキコト、  
右之通委任候事、

明治十年四月

大藏卿大隈重信

大書記官吉原重俊殿

四四

石井省一郎熊本城中景況聞取書古城員  
口陳書

恭呈統テ御配慮奉恐察候、二二私事不相交攷々勉力罷在候条御放神奉仰候、拟今般熊本県履古城事、城内ヨリ脱出之次第先日桑原ヨリ暗号ニ而申上候、未概条別紙之通ニ御座候間、御承知迄申上候、然ニ右古城ヨリ申出候城内糧食之危急ヨリ各將校モ一層之銳意ニ而、既ニ一昨日ハ木留口大進撃之処、兎角見込之通至リ兼候、其日之戦況ハ巡查賊壘へ切込候処、味方之兵不統、賊横合ヨリ突出潰立、味方死傷殊ニ多ク、巡查ノ切込隊四十八人之者僅ニ二十八人ニ相成候位ノ劇戦ニ御座候、最本日モ早天ヨリ進撃相成候得共、賊死守中々不容易候間、輒攻取之事其掛念罷在候、其内城中粮尽城ヲ出、一方ヲ切抜終ニ城ヲシテ賊之有ニ相成候ハ、戦必手間取シ候様相運ト候事ト想像仕候、最幾日長引仕候共、十分之勝算ハ相付居候間、敢テ御掛念モ有御座間敷候得共、只々各所内變之憂不少、是而已憂慮仕候、既ニ私先日久留米・豊後ニ罷越、且探偵等之申出等彼是併テ熟慮仕候処、人心一体ニ



恐々トシテ且煽動者不少、只々官軍之不利ヲ申唱へ、人心(不脱カ)ヲ穩ナラシムル様之事共計ニ付、一旦熊本落城之聞有之

候ハ、一層之不穩ヲ生シ可申ト奉存候、既ニ中津之如キ弱藩士ニシテ五六十人之兇徒ヲ生シ候勢ニ付、唯々一層之取締ヲ要セスシテハ、実ニ禍害不少事ニ奉存候、依テ

先般増子屬ニ托シ上申仕候通、内務省奏任官一名、東京巡査二百名至急九州筋取締被仰付候様仕度奉懇祈候、

一当県庁之情況前同人之上坂ニ托シ、書記官一名御人撰

之事并屬五六名被 仰付度事共、何分至急御判決被成

下度懇祈此事ニ御座候、右件々為可申上寸楮如斯御座

候、取混略文乱筆多罪御海容奉仰候、勿々再拜、

明治十年四月九日

省一郎拜

内務卿閣下

熊本県雇

熊本県士族京町西宝寺町

住居之久助事

古城 貞

右之者(熊本県権令)富岡権令ヨリ申付ニ依リ、三月二十一日午後九時

熊本城内ヨリ脱出之由、同所同日迄之景況承ル左之通、

一二月二十一日正午前ヨリ貞儀城内ニ籠ル、

(品川弥三郎、内務大書記官)品川大書記官・富岡権令午後四時頃籠城、

日ノ入頃ヨリ開戦、徹宵砲撃、翌廿二日夕ニ至リ休戦、

併シ大砲ハ不絶発射、

二十三日ヨリ時々藤崎方ニ迫合アリ、

二十五日ヨリ花岡山・明八橋・安政橋・長六橋之辺

ヨリ賊兵大砲ヲ発射ス、故ニ西大手或ハ本営石垣ノ下

ニドングロスヲ張り籠城ス、

一二十八日頃、草葉小学校ニ屯集スル賊ヲ、官軍一小

隊程ニ而進撃追払候後、直ニ城内へ引揚ル、

一三月初旬之頃、城内ヨリ河原町之方へ糶米取ニ出掛、

五六十苞ツ、兩三度取入ル、

但右之節ハ鎮台会計ト県官森下某ト立会候事、

一造酒屋之濁酒時々城内へ取入候事、

但京町造酒屋ヨリハ濁酒并白米五六十苞程モ取入レ

其節ハ古城貞モ立会候由、

一三月十六日午後十時頃ヨリ段山之賊壘ヲ襲撃、十七日

之午後一時頃迄ニ攻取頗烈戦、賊ノ死骸凡百三十拾人程

モ捨去ル、台兵全勝之後、同所守兵ヲ置ク、

一十八日頃牧岡ト申ス処、長岡内膳邸内ニ屯集之賊ヲ

追索シ、同人士藏之内ニ有之米百二三十石菴城内へ取入ニ相成ル、

一二十日頃本妙寺へ賊少々屯集スルヲ追撃シ、賊兵散乱之後同寺ハ焼払ニ相成ル、

一賊兵牧崎・中尾等ニ屯集、本陣ハ春日村内北岡之由、一城内ニハ糧米・塩・鯿・鯿節・干大根・塩和布・味噌・

醬油等三月二十一日頃迄ハ不自由無之、蒲団・ケツト等モ相応ニ用意之由、

一城内ノ噂ニ四月十日、十一日頃迄ハ糧食ニ無差支、馬ノ飼料ニ用ヒ候麦・粟迄モ、人食ニ充テハ十四五日頃迄取統出来可申由、

一馬ヲ搗キ明儀ヲ以テ草鞋ヲ製ス、草鞋ハ相応ニ準備ニ相成候由、

一品川・富岡始籠城中無事也、開城之後治民之策ヲ方案之様子、

一賊地米価一俵三斗五升入 壹円四拾銭位、

一貞、三月廿一日夜城内ヲ脱出、牧崎ニテ賊兵ニ誰何セラレ、裸体ニ相成点検ヲ受ル、谷少将ヨリ被相渡候隠語之書簡ハ着衣之中ニ縫込、尚箭除御守之四字ヲ表出シテ、万一賊手ニ触レシ時之為ニ注意セリ、四月三日

新町參謀部ニ右書簡ヲ達ス、山鹿ニ到リ(船)三浦少将ヘモ面会、城内之景況ヲ纏陳ス、其節小遣金トシテ三拾円下賜ル、賊地潛行之危険辛酸ニ至テハ枚挙ニ遑アラス、

四五 志方検事高瀬口戰報 從三月廿一日至四月九日

四五ノ一 謹啓、頃日官軍田原之險ヲ抜キシ後ハ、直チニ熊城へ達スヘクト奉存居候処、当今戰地ナル植木ト熊城ハ、実ニ瞻望咫尺シテ未タ達スル能ハス、賊モ必死之防戰ト相見ヘ候、戰爭之近況ハ大略別紙之通ニ御座候、御序ニ可然様奉願候、然シ最早不日ニ官軍熊城へ進入スヘクト奉存候、右迄早々頓首、

四月十日

古莊七等判事

志方権少検事

(監) 中村大書官殿

三月廿一日高瀬ヨリ進ミタル植木口ノ戰爭ハ、昨日田原ノ激戰ニテ休戰、山鹿口ノ官軍ハ進テ山鹿町ヲ攻撃セリ、賊田原ノ敗ヲ聞キ戰ハスシテ潰走、

廿二日高瀬口ヨリ進ミタル官軍、木留・萩迫・植木ヲ進

撃ス、然レトモ賊ノ防禦固フシテ破ルヲ得ス、

廿三日木留・萩迫・植木口ハ前日ニ同シ、吉次口ハ一軍ハ原倉ヨリ進、一軍ハ横平山ヨリ進ミ、幾ント吉次峠ノ北ニ当ル半(半高山)コウ山ノ絶頂ニ至レトモ之ヲ取ル能ハス、退テ初メノ戦頭線ヲ守ル、

廿四日高瀬口ヨリノ進軍激戦アリ、左翼ハ植木町ヨリ熊本へ出口ノ小屋ヲ大砲ヲ以テ之ヲ焼キ、町ノ中央ニ在ル胸壁モ亦撃破シ、右翼ハ進テ木留町ニ接近セリ、

廿五日朝五時、賊大霧ニ乗シ大挙シテ植木・木留ヲ来リ侵シ、我胸壁ニ迫ルト雖モ、我軍奮戦終ニ之ヲ退ク、頃焉クアリテ植木・木留ノ中央ナル萩迫ノ近傍ニ当リ、砲声鯨波並起リ、午前八時頃ニ至リ、賊深谷ノ中ヨリ進テ我滴水村ノ砲臺へ衝キ上ル、其勢甚タ鋭シ、我カ軍モ亦忽チ援隊ヲ以テ之ニ応シ、討テ賊ヲ追ヒ退ク、然レトモ我昨日迄占メ得タル萩迫口ノ戦地ハ其半ヲ失ヘリ、田原激戦後ハ此戦ヲ以テ第一ノ激戦トス、

廿六日正午ヨリ進撃、左翼ノ植木口ハ大砲ヲ以テ之ヲ攻撃、鯨波ヲ揚ケ声援ヲナシ大ニ右翼ヲ進撃、円台寺村ヲ焼キ賊ノ砲台数ヶ処ヲ抜キ木留へ接近セリ、中央モ亦進テ萩迫ニ迫リ、昨日失フ処ノ地ヲ復セリ、

廿七日大砲ヲ以テ木留及ヒ上古閑村ヲ焼ケリ、時ニ風カ猛烈ニシテ火勢殊ニ熾ナリ、

二十八日木留口オ進撃、賊上古閑村ノ岩上ニ抛リ烈シク防戦ス、官軍進テ賊臺ニ迫ルト雖モ絶壁削ルカ如ク、路ノ攀ツ可キナキヲ以テ、木留ヲ距ルコト僅カニ一丁余ニシテ对阵ス、

二十九日休戦、

三十日夜未タ三時頃ナルニ我カ一軍ヲ分遣シ、枚ヲ衛ミ夜ニ乗シ之ヲ原倉ヨリ三ノ嶽ノ絶頂ニ登ラシメ、不意ニ賊ノ第一ノ胸壁ヲ抜キ尚ホ深く進入セシニ、図ラス賊ノ大勢山上ヨリ突出シ防戦甚タ勤ムルヲ以テ、我軍敢テ戦ヲ好マス、乃チ兵ヲ退ケリ、此日兵ヲ三ノ嶽ニ登ス、其意蓋シ吉次峠ヨリ木留へ進ムニハ、其前面ノ地形甚タ險阻ニシテ進ミ難キカ故ニ、此山上ヨリ木留ノ側面ヲ衝クニ在ルナルヘシ、

三十一日休戦、

四月一日払曉原倉ノ官軍大挙シテ吉次峠ニ向フ、賊險ニ抛リ防戦スト雖モ、我軍又別ニ夜半ヨリ密々横平山ヲ越へ、銃槍ヲ以テ吉次峠側面ニ響ヘタル半コウ山ノ賊臺ヲ突戦、遂ニ之ヲ抜ク、因テ吉次峠ノ賊守ルコト能ハスシ

テ潰走ス、此ニ於テ我軍一ハ賊ノ北クルヲ尾撃シテ木留ヲ衝キ、一ハ行ク賊壘ヲ焼テ三ノ嶽ノ頂上ニ攻メ登ル、賊第一、第二ノ峯ヲ棄テ第三ノ峯頭ヲ固守シテ防戦セリ、二日、三日、四日休戦、

五日高瀬口ヨリ進タル官軍ハ尚休戦、我山鹿口ヨリ進タル官軍ハ、未明ニ鳥ノ巢村ニ向ヒ賊ノ左翼ヨリ進撃、佐野村、田島村ノ賊壘ヲ拔キ鳥ノ巢ニ在ル賊ノ本營ニ突入シ、小銃五十挺、彈藥二万発奪ヒ、戦已ニ八分ノ勝利ナルニ及テ、賊石川村ノ方ヨリ紆回シテ我カ右翼ノ側面ヲ攻撃スルニヨリ、鳥ノ巢ヲ守リ難ク、兵ヲ佐野・田島ニ退クト云フ、

六日高瀬口ヨリ進タル官軍、其各隊ヲ曉霧ニ乗シ之ヲ配置シ、鯨波ト共ニ植木町ノ右側ナル萩迫村ヲ攻撃シ、午時ニ至リ巡查四十名白刃ヲ提ケ賊壘ニ乱入シ、殺傷頗ル多く、賊ノ胸壁二三ヲ抜ク、然レトモ地形不利ニシテ夕刻ニ至リ賊ノ紆廻ヲ受ケ我カ兵少シク退ケリ、

七日高瀬口ヨリ進ミタル官軍ハ休戦、山鹿口ノ官軍ハ鳥ノ巢ヲ攻撃シ、幾ント鳥ノ巢村ニ迫ル、

八日天猶未タ明ケサルニ、高瀬口ヨリ進タル官軍、萩迫口及ヒ其右翼線ナル邊田野口ヲ進撃セリ、抑モ此戦ハ三

ノ嶽ノ半腹ヨリ邊田野村ノ右側ニ在ル山ニ拠ル賊ヲ襲撃シ、直チニ其胸壁ヲ抜ケリ、然レトモ賊復タ来テ之ヲ復シ両軍大ニ激戦ス、萩迫口ハ既ニ未明ニハ其胸壁ニケ所ヲ取ル、午前九時頃ニ至リ大砲ヲ以テ萩迫村ノ人家數戸ヲ焼ク、然ルニ萩迫ハ村ノ周圍ニ深溝アリテ天然ノ要地

ノミナラス、此村ヨリ熊本迄ハ直径一里半位ナレハ、賊殊死シテ之ヲ守ルヲ以テ、未タ全ク之ヲ抜クコトヲ得ス、九日午後頃ヨリ邊田野村ノ竹林ニ在ル人家數戸ヲ大砲ヲ以テ焼キ、我軍進テ邊田野村ニ在賊壘一二ヲ抜クト雖トモ、賊ノ防禦堅クシテ同村ヲ抜クヲ得ス、又我一軍ハ三ノ嶽ノ裾野ナル邊田野村ノ西南ニ聳ヘタル峰へ賊ノ屯セルヲ攻撃シ、峰ノ半腹迄ハ進タレトモ、地形不利ニシテ退ケリ、萩迫口・植木口ハ此日ハ進撃ナケレハ、依然トシテ前日ノ如シ、山鹿口ヨリ進ミタル官軍モ、味取り山ヲ隔テシ鳥巢村へ迫レトモ、未鳥巢村ヲ抜ク得ス、熊本ノ近況ハ、賊城下ニ在ル川ノ下流ヲ壅塞シ、水ヲ城下ノ西方及ヒ東北ノ低面ヲ潰シ、是迄此ノ処ヲ困ミシ兵ヲ解キ、此兵ヲ以テ四方ヨリ応援ノ官軍ヲ防ク兵へ合シテ勢ヲ益加セリト云フ、

急呈仕候限府町之儀、今晝官軍乗取ニ相成候ニ付、賊ハ老入モ居不申、賊ハ大津ノ様逃去申候、且西覚寺・西光寺・高ノ瀬アタリ焼申候、以上、

限府

四月十日

川上彈藏

熊本県山鹿出張所

御中

限府進撃之儀ハ昨日ノ御報知ニ未タ勝敗不分明ト記載仕置候処、前書ノ報告ニヨレハ最早当口ハ鳥ノ巢一ヶ所トナル、コノ巢屈ヲ拔ケハ植木口ト戦路齊シク相成申候、委細ハ重テ上申ニ譲リ、取敢ヘス此段申上候、以上、

十年四月十日

権少檢事志方之勝

中村大書記官殿

二伸、別紙御届奉願候事、



四六 川路少將戰報、大久保參議ヨリ

三條太政大臣へ回達

同文第三大隊長

陸軍少佐 三間正弘

三等大警部原 直行

同 平野正行

同 油比文在

<sup>四六ノ一</sup>別紙川路少將ヨリ之報告差上候間、御落収相成度此段  
申上候也、

任陸軍中尉兼三等大警部

十年四月十五日

大久保參議

三條太政大臣殿

(川路報告書の内容は前掲「三九」と同文に付き略す)

二等大警部藤崎供秀  
同 是枝頼行  
同 柳田養拙

四六ノ二

四月二日

左之通參軍(黒田清隆)ヨリ御達有之、

第三旅団

其旅団三大隊ニ編制、第一第二第三大隊之名称ヲ付シ

任陸軍中尉兼二等中警部

同 比企福造

候条、此段相達候也、

左之通總督本營ヨリ御達有之、

任陸軍中尉兼一等少警部

一等少警部八木信守

陸軍少佐 迫田利綱

二等少警部久木治休

征討別働隊第三旅団第一大隊長被 仰付候事、

任陸軍中尉兼二等中警部

陸軍少佐 國分友諒

同文第二大隊長

<sup>四六ノ三</sup>四月四日